

**社会復帰促進等事業に関する平成 27 年度成果目標の実績評価  
及び平成 28 年度成果目標**



## 目次

※網掛けは、平成28年度第2回社会復帰促進等事業に関する  
検討会において評価の検証をした事業

28年度事業番号(PDCA)	27年度事業番号(PDCA)	事業名	ページ数
1	1	外科後処置費	1
2	2	義肢等補装具支給経費	3
3	3	特殊疾病アフターケア実施費	5
4	4	社会復帰特別対策援護経費	7
5	5	障害者職業能力開発校施設整備費	9
6	6	CO中毒患者に係る特別対策事業経費	11
7-1	7-1	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(労災病院の運営)	13
7-2	7-2	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(医療リハビリテーションセンターの運営)	17
7-3	7-3	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(総合せき損センターの運営)	20
7-4	7-4	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(労災リハビリテーション作業所の運営)	22
7-5	7-5	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(産業殉職者慰靈事業)	24
7-6	7-6	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(治療就労両立支援センターの運営)	26
7-7	69	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(旧「独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費」)	28
7-8	35	独立行政法人労働者健康安全機構運営費(旧「化学物質の有害性調査等事業」)	30
8	8	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	32
9	9	労災疾病臨床研究補助金事業	34
-	10	長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援	36
10	11	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	38
11	12	労災就労保育援護経費	40
12	13	労災就学援護経費	42
13	14	社会復帰相談員等設置費	44
14	15	労災ケアサポート事業経費	46
15	16	休業補償特別援護経費	48
16	17	長期家族介護者に対する援護経費	50
17	18	労災特別介護施設設置費	52

28年度事業番号(PDCA)	27年度事業番号(PDCA)	事業名	ページ数
18	19	労災特別介護援護経費	54
19	20	労災診療被災労働者援護事業補助事業費	56
20	21	労災援護金等経費	58
21	-	過労死等援護事業実施経費(新規)	60
-	22	石綿関連疾患診断技術普及事業	62
-	23	石綿確定診断等事業	64
22	24	労働安全衛生等事務費	66
23	25	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	68
-	26	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究	70
24-1	28-1	安全衛生啓発指導等経費	72
24-2	28-2	安全衛生啓発指導等経費(技能講習修了証明書発行等一元管理事業)	74
24-3	28-3	安全衛生啓発指導等経費(職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)	76
25	29	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	78
26-1	30-1	職業病予防対策の推進(東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等)	80
26-2	30-2	職業病予防対策の推進(原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導)	82
26-3	30-3	職業病予防対策の推進(東電福島第一原発・除染作業者の放射線閾値情報の国際発信の強化)	84
26-4	30-4	職業病予防対策の推進(東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)	86
26-5	-	職業病予防対策の推進(東電福島第一原発の廃炉等作業における被ばく低減対策の強化)(新規)	88
27	31	じん肺等対策事業	90
28	32	職場における受動喫煙対策事業	92
29	33	新規化学物質の有害性調査試験	94
30	34	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備	96
31	36	石綿障害防止総合相談員等設置経費	98
32	37	労働衛生指導医設置経費	100
33	38	産業保健活動総合支援事業	102

28年度事業番号(PDCA)	27年度事業番号(PDCA)	事業名	ページ数
34	39	長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費	104
35	40	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化	106
36	41	過労死等防止対策推進経費	108
37	42	メンタルヘルス対策等事業	110
38	43	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	112
39	44	新規起業事業場対策	114
40	45	働きやすい職場環境形成事業	116
41	46	建設業等における労働災害防止対策費	118
42	47	荷役作業における労働災害防止対策経費	121
43	48	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	123
44	49	機械等の災害防止対策費	125
45	50	特別安全衛生指導等経費	127
46	51	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費	129
47	52	自主点検方式による特別監督指導の機能強化	131
-	53	「労災かくし」の排除のための対策の推進	133
48	54	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	135
49	55	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費	137
50	56	家内労働安全衛生管理費	139
51	57	女性労働者健康管理等対策費	141
52	-	外国人技能実習機構に対する交付金(新規)	143
53	-	労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費(新規)	145
54	58	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費	147
55	59	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費	149
56	60	労働災害防止対策費補助金経費	151
57	61	産業医学振興経費	153

28年度事業番号(PDCA)	27年度事業番号(PDCA)	事業名	ページ数
58	62	第三次産業労働災害防止対策支援事業	155
59	63	安全衛生施設整備費	157
60	64	雇用均等指導員(均等担当)の設置	159
61	65	女性就業支援全国展開事業	161
62	66	短時間労働者健康管理啓発指導経費	163
63	67	就労条件総合調査費	165
64	68	雇用均等行政情報化推進経費	167
-	70	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	169
65	71	未払賃金立替払事業実施費	171
66-1	72-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し)	173
66-2	72-2	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及・促進等対策)	177
66-3	72-3	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(医療労働者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組)	180
67	73	中小企業退職金共済事業経費	182
68	74	勤労者財産形成促進事業に必要な経費	184
69	75	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	186
70	76	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	188
71	77	個別労働紛争対策費	190
72	78	雇用労働センター設置・運営経費	192

## (労働基準局補償課)

事業名	外科後処置費							事業番号 (28年度)	1						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	1						
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和23年						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）														
事業／制度概要	目的 (何のため)	障害を残して治ゆした被災労働者の社会復帰の促進を図るため。													
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他医療等の給付を行うもの。また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するもの。													
	実施体制	都道府県労働局において、手術等に要した費用及びそのための旅費に関する申請に基づき支給を行う。													
24年度予算額 (千円)	36,137	25年度予算額 (千円)	67,019	26年度予算額 (千円)	66,122	27年度予算額 (千円)	67,852	28年度予算額 (千円)	43,240						
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—						
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	34,994	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,677	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	32,086	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	42,367	28年度雇用勘定予算額： 0(千円) 28年度一般勘定予算額： 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
24年度 予算執行率(%)	96.8	25年度 予算執行率(%)	59.2	26年度 予算執行率(%)	48.5	27年度 予算執行率(%)	62.4								
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の被災労働者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行うため、本事業は必要である。														
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。														
27年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。			27年 度実 績	アウト カム指 標 ○ ×	89.3% (申請件数:84件、1か月以内に決定した件数:75件)								
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウト プット指 標 ○ ×	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。								
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。														
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期 —	27年度 第二四半期 —	27年度 第三四半期 —	27年度 第四四半期 —						
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局補償課)

事業名	義肢等補装具支給経費							事業番号 (28年度)	2									
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	2									
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和25年									
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
事業／制度概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害により傷病を被った者の社会復帰の促進を図るため。																
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の被災労働者等																
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者本人又は委任された義肢等補装具業者に対し支給。また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給。																
	実施体制	厚生労働本省及び都道府県労働局において、義肢等補装具の購入等に要した費用及びその装着等に要する旅費に関する費用について申請に基づき支給を行う。																
24年度予算額 (千円)	2,573,345	25年度予算額 (千円)	2,527,252	26年度予算額 (千円)	2,557,516	27年度予算額 (千円)	2,657,635	28年度予算額 (千円)	2,987,027									
うち行政経費	5,156	うち行政経費	5,147	うち行政経費	5,189	うち行政経費	5,236	うち行政経費	5,179									
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,403,601	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,411,879	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,501,449	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,671,591	28年度雇用勘定予算額： 0(千円) 28年度一般勘定予算額： 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない										
24年度 予算執行率(%)	93.6	25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	98.0	27年度 予算執行率(%)	100.7											
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の被災労働者等が、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢等補装具を必要とする場合に、その購入等に要した費用を支給するため、本事業は必要である。																	
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして義肢等補装具の注文、製作等に要する費用、採型等に要する旅費を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																	
27年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。			27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	96.1% (申請件数:11034件、1か月以内に決定した件数:10604件)											
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				アウトプット指標 ○ ×	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。											
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																	
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 —	27年度 第二四半期 —	27年度 第三四半期 —	27年度 第四四半期 —									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。																	
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局補償課)

事業名	特殊疾病アフターケア実施費							事業番号 (28年度)	3					
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	3					
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和43年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）													
事業／制度概要	目的 (何のため)	症状固定後に後遺症状に動搖をきたすおそれのある者等の社会復帰の促進を図るため。												
	対象 (誰／何を対象に)	特定の傷病にり患し、症状固定した者												
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	症状固定後も後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき臓損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。												
	実施体制	都道府県労働局においてアフターケアの健康管理手帳の交付事務を行い、厚生労働本省においてこれに係る費用(委託費・通院費)の支給を行う。												
24年度予算額 (千円)	3,352,003	25年度予算額 (千円)	3,486,742	26年度予算額 (千円)	3,585,207	27年度予算額 (千円)	3,680,267	28年度予算額 (千円)	3,733,250					
うち行政経費	31,408	うち行政経費	25,090	うち行政経費	24,500	うち行政経費	24,114	うち行政経費	24,078					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,305,956	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,460,543	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,477,603	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,523,889	28年度雇用勘定予算額： 0(千円) 28年度一般勘定予算額： 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない						
24年度 予算執行率(%)	99.6	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	97.0	27年度 予算執行率(%)	96.4							
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の被災労働者等が、後遺症状に動搖をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのある場合、医療機関で診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うため、本事業は必要である。													
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。													
27年度目標	アウトカム 指標	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。				27年度実績 左記指標についての事業実績等	○ 申請件数: 9536件、1か月以内に決定した件数: 8805件							
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。				27年度実績 左記指標についての事業実績等	○ 申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—				27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	標準処理期間が1か月以内となっていることから、目標として設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局補償課)

事業名	社会復帰特別対策援護経費							事業番号 (28年度)	4		
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	4		
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成17年		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）										
事業／制度概要	目的 (何のため)	振動障害者等の社会復帰の促進を図るため。									
	対象 (誰／何を対象に)	症状固定後の振動障害者等									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。									
	実施体制	都道府県労働局において、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。									
24年度予算額 (千円)	432,908	25年度予算額 (千円)	471,518	26年度予算額 (千円)	476,761	27年度予算額 (千円)	436,801	28年度予算額 (千円)	404,345		
うち行政経費	489	うち行政経費	491	うち行政経費	502	うち行政経費	508	うち行政経費	508		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	429,494	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	381,906	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	354,907	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	307,697	28年度雇用勘定予算額： 0(千円) 28年度一般勘定予算額： 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない			
24年度 予算執行率(%)	99.3	25年度 予算執行率(%)	81.1	26年度 予算執行率(%)	74.5	27年度 予算執行率(%)	70.5				
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	症状固定後の振動障害者等に対して、就職準備金や移転費用を補填するための援護金を支給するため、本事業は必要である。										
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。										
27年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○ ×	91.4% (申請件数:360、1か月以内に決定した件数:329)					
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウト プット指 標	○ ×	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。										
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (職業能力開発局能力開発課)

事業名	障害者職業能力開発校施設整備費							事業番号 (28年度)	5						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 職業能力開発促進法第16条第1項・労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	5						
実施主体	国土交通省・厚生労働省							事業開始年度	昭和22年度						
実施方法	<p>■直接実施        □業務委託等 (委託先等: )        □補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: )        実施主体: )        □貸付 (貸付先: )        ■その他 (国土交通省へ支出委任 )</p>														
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	一般的の職業能力開発校で職業訓練を受けることが困難な身体障害者等に対して職業訓練を実施するため、障害者職業能力開発校で障害特性に応じた専門的な職業訓練を行う上で必要な施設・機器の整備を図る。													
	対象 (誰／何を 対象に)	一般的の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な身体障害者等													
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	各国立障害者職業能力開発校(全国に13校)の要望を把握した上で、必要性の高いものから改修工事や機器整備を行っている。													
	実施 体制	施設整備費については、厚生労働省から国土交通省へ支出委任し、国土交通省で工事調達を行う。 機器整備費については、厚生労働省が調達を行い、障害者職業能力開発校で使用する。													
24年度予算額 (千円)		218,631	25年度予算額 (千円)	108,127	26年度予算額 (千円)	550,420	27年度予算額 (千円)	585,434	28年度予算額 (千円)	1,167,060					
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		214,216	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	105,255	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	428,720	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	582,440	28年度雇用勘定予算額 0 (千円)	28年度一般勘定予算額 0 (千円)					
24年度 予算執行率(%)		98.0	25年度 予算執行率(%)	97.3	26年度 予算執行率(%)	77.9	27年度 予算執行率(%)	99.5	※予算執行率は行政経費を考慮していない						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)		職業訓練の実施に当たっては、老朽化した施設・機器の更新を行い、訓練生の安全を確保するとともに、訓練科目の充実を図るため、訓練に必要な機器の購入等を行う必要がある。 とりわけ、一般的の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に関しては、きめ細やかな専門的な職業訓練を実施する必要があり、その受入れ推進に当たっては、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。													
社会復帰促進等 事業で行う必要性		障害者職業能力開発校は労働災害に起因した障害による入校者も受入れて職業訓練を行っている施設であるため、必要な施設・訓練機器の整備は1号事業に該当する。 なお、障害者職業能力開発校においては、労働災害に起因した障害による入校者以外の障害者も対象としているところ、同校の運営に要する費用については全額一般会計で措置している。													
27年 度目標	アウトカム 指標	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。			27年 度実 績	アウト カム指 標	○	68.8% (受講者数:1,214人、就職者数:835人)							
	アウトプット 指標	障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。					×								
								東京障害者校の建替えについて、平成27年度から3か年で実施する予定であったが、資材単価や労務費の高騰等により、同年度からの実施は困難となり平成28年度から2か年で実施することとなったが、引き続き予定工期内の平成29年度までに完成予定である。 また、その他の施設・訓練機器の整備及び設備工事については、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されている。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題															
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期		27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
				—	—	—	—	—							
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	<p>平成27年度と同様であるが、次の理由により拡充を行っている。</p> <p>施設整備については、従来より老朽化が著しく使用に耐えないものの中、訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い改修工事等を実施する方針としている。しかし、一部の施設においては、各行政機関から大規模耐震改修工事や消防設備の不備解消に早期に対応するよう指摘を受けており、早期の建て替えが必要なものがあることから拡充となっている。</p>									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	<p>障害者職業能力開発校での充足率が目標を下回ったものの精神障害者や発達障害者の求職申し込み件数が大きく増加していることを踏まえ、引き続き訓練指導員に対する指導技法の提供等を行いつつ、精神障害者や発達障害者の受け入れ体制を強化するために、有識者を収集した検討会を開催し、科目、体制、訓練指導員への研修等について見直しを行う。</p> <p>また、大規模耐震改修工事や消防設備の不備解消に早期に対応するなど、職業訓練を安全かつ適切に実施するうえで必要な施設・機器の整備にかかる整備計画に基づき適切な施設整備を進めること。</p>							
28年度目標(アウトカム指標)	障害者職業能力開発校での就職率を65%以上とする。									
中期的な目標	<p>「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)に基づき、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施する。</p> <p>○「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)抜粋</p> <p>4. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>(2) 総合的な就労支援</p> <p>障害者職業能力開発校における障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施するとともに、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。</p>									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、同法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、受講者の就職率を測定指標として選定した。</p> <p>また、障害者職業能力開発校で実施する職業訓練については、「障害者基本計画」(平成25年9月閣議決定)において修了者における就職率を平成29年度に65%以上とすることとしており、目標値の設定に当たっては、こうした事情を踏まえて設定した。</p>									
28年度目標(アウトプット指標)	障害者職業能力開発校の施設・訓練機器の整備及び設備工事について、予算の範囲内で、かつ予定工期内に施行されるよう計画的に執行する。									
28年度重点施策との関係	-									
29年度要求に向けた事業の方向性	有識者を収集した検討会結果を踏まえ、精神障害者や発達障害者の受け入れ体制を強化するために必要な予算措置を行う必要がある。また、障害者職業能力開発校の施設・機器の老朽化が進む中で十分な改修工事や機器整備ができていない場合があり、法令上必要な設備を整備するため、引き続きこれらの改修に向け予算措置を講じる必要がある。									
29年度重点施策との関係	-									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	障害者職業能力開発校が実施する訓練の訓練期間は1年程度となっており、四半期単位のモニタリングにはなじまないため。									
その他特記事項	-									

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費								事業番号 (28年度)	6	
事業の別	社会復帰促進等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条)								事業番号 (27年度)	6	
実施主体	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院								事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								実施主体:	)	
事業／制度概要	目的 (何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第11条に基づくりハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制を整備する。									
	対象 (誰／何を対象に)	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院に対し、CO中毒患者に係る特別対策事業を業務委託する。									
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	CO中毒患者特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託する。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施									
	実施体制	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院									
	24年度予算額 (千円)	441,990	25年度予算額 (千円)	442,360	26年度予算額 (千円)	429,532	27年度予算額 (千円)	448,887	28年度予算額 (千円)	449,364	
	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	441,990	25年度決算額 ※行政経費を除く <	442,360	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	429,532	27年度決算額 ※行政経費を除く <	448,887	28年度雇用勘定予算額 ※予算執行率は (千円)	28年度一般勘定予算額 (千円)	
	24年度 予算執行率(%)	100.0	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度 予算執行率(%)	100.0	行政経費を考慮していない
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等の提供を目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備を行うもので、</p> <p>①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかる被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること、</p> <p>②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)は国会の場において、患者については、国が最後まで責任を持って対応していかないと考えている旨を答弁していること、</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えており、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること等から、本事業は今後も引き続き実施する必要がある。</p>										
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制、社会復帰促進支援体制を整備するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定される「被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業」に該当するため、社会復帰促進等事業で行うべきものである。										
27年度目標	アウトカム指標	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成27年度においては年間141日以上とする。								27年度実績	
	アウトプット指標	<p>委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。</li> <li>・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るために、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。</li> </ul>								アウトカム指標 ○ ×	
		<p>・平成27年度グループワーク年間実施日数は153日であった。</p> <p>・リハビリテーションを適切に実施するための人員を11名を確保した。</p> <p>・患者1.3名あたり1名の療養生活を支援するための人員を配置した。</p>								アウトプット指標 ○ ×	
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	委託先医療機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備を図ったため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、委託先機関に対し、適宜、必要な指導を行うなどして、グループワーク、リハビリテーション等を行うための診療体制の整備に努める。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は、從来、国が大牟田労災病院に行われていたCO中毒患者に対する療養、リハビリテーション等の医療の提供について、平成18年度から同病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に対して業務委託しているものである。 その委託内容は、CO中毒患者の特有の症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期ごとのモニタリングには馴染まない。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度と同様									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
28年度目標(アウトカム指標)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数をアウトカム指標とし、平成28年度においては年間141日以上とする。									
中期的な目標	-									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>上記のアウトカム指標は、本事業の目的である、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰促進支援体制等の整備による成果を計測するためのものである。入院患者の症状に応じた適切な医療等を提供するために必要な実施日数を水準とした。</p> <p>なお、実施日数は以下のとおり算出した。</p> <p>・週の実施日数(3日間) × 年間約47週(52週(1年間の週数) - 5週(休日の合計週数)) = 141日</p>									
28年度目標(アウトプット指標)	<p>委託内容に基づき、委託先において、次の事項について適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者に必要なリハビリテーションを適切に実施するための人員(10名を基本とする)を確保する。</li> <li>・高齢化した患者の看護負担の軽減等を図るため、療養生活を支援するための人員(患者2名につき1名を基本とする)を配置する。</li> </ul>									
28年度重点施策との関係	-									
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施									
29年度重点施策との関係	-									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリテーション等の医療の提供について、平成18年度から同病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に対して業務委託しているものである。</p> <p>その委託内容は、CO中毒患者の特有の症状に応じた医療提供の一部として、①医療、看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、四半期ごとのモニタリングには馴染まない。</p>									
その他特記事項	-									

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災病院の運営)	事業番号 (28年度)	7-1						
		事業番号 (27年度)	7-1						
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係						
実施主体	(独)労働者健康安全機構	事業開始年度	平成16年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (運営費交付金)								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	(1)労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 (2)労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3)事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 (4)健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療							
	対象 (誰／何を 対象に)	労働者・労災指定医療機関等							
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ※労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入(医業収入)で賄っている。 26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施 体制	労災病院(全国30病院): 15,241人(平成28年4月1日現在)							
24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,810,851	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)
24年度 予算執行率(%)	94.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労災病院は、勤労者の職業生活を医療の面から支えるという理念の下、アスベスト関連疾患、勤労者のメンタルヘルス、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)、化学物質の暴露による産業中毒等を最重点分野としつつ、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の勤労者が罹患することの多い疾病を含め、その予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を勤労者等に提供するとともに、産業医等関係者、地域の労災指定医療機関関係者にその成果を普及する役割を担っている。 その具体的な取組として、労災医療、急性期リハビリテーションの実施及びアスベスト疾患センターをはじめとする各種専門センターの設置等を積極的に進めてきたところである。また、労災病院の使命である労災医療を遂行するためには一般医療を基盤とした裏付けが必要であり、医療機関として存在する以上、医療機関に課せられた地域医療への貢献も不可欠である。 また、地域医療支援病院の承認も積極的に取得しつつ、地域の労災指定医療機関等との連携を密にし、診断や診療に関する講習会等による情報提供を行っている。なお、一般的の労災指定医療機関等から労災病院への患者紹介率は、平成27年度で目標である65%を上回っている。さらに、振動障害やじん肺等の労災認定に係る意見書・鑑別診断等についても、複雑なものは労災病院が行っており、行政機関等に対し多大な貢献を果たしている。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災病院は療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設であり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で行う必要性がある。								

27年 度目 標	アウトカム 指標	独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成27年度における目標は以下のとおり。 ① 利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映させる。 ② 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。 ③ 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を65%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。 ④ 地域における高度医療機器の利用促進を図るために、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ34,800件以上実施する。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	① 労災指定医療機関等からの評価:80.3%(前年度実績:80.0%) ※「満足」との評価(2,053件)／回答者(2,556件) ② 患者満足度84.2%(前年度実績72.3%) ※入院91.8%、外来80.2%、入外平均84.2% ③ 患者紹介率:68.6%(前年度実績:66.7%)、患者逆紹介率:76.0%(前年度実績:75.0%) ※「紹介率」220,171件／320,956件、「逆紹介率」243,855件／320,956件 ④ 高度医療機器を用いた受託検査:35,502件(前年度実績:36,943件)
	アウトプット 指標	独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成27年度における目標は、以下のとおり。 ① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。 ② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載した労災疾病研究に係るホームページにおいて、アクセス件数を12万件以上得る。				① 地域の医療機関の医師等に対する講習会実施人数:26,417人 ② 労災疾病研究に関するホームページへのアクセス数:603,104回
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		<p>＜アウトカム指標＞</p> <p>① 労災指定医療機関等に対するニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)の結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映したことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>② 平成27年度の結果については、平成26年度計画の未達成を受け、従前は計画未達成の施設のみ当該年度内に改善計画の策定指示を行っていたが、平成26年度は、全施設に対して分析結果を基に年度内に改善計画を策定するとともに年度内に取組を開始し、平成27年度も継続して実施した影響が大きかったと考える。</p> <p>③ 地域医療連携室で、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報したことが目標を達成した理由と考える。</p> <p>＜アウトプット指標＞</p> <p>① 地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催し、目標値24,800人に対して26,417人への講習を実施した。</p> <p>② アスペストや生活習慣病等、勤労者医療に関連する時宜を得たテーマを研究対象とし、その結果をデータベース化してホームページに掲載したことが、目標を達成した原因と考える。</p>				

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院で対応策を検討し、満足度の低かった項目については、至急改善策を講じるなどして、労災指定医療機関等のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図る。</p> <p>③ 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携パスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報の掲載に努める。</p> <p>⑥ 症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p>														
	四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間24,800人以上に対し講習を実施する。</p> <p>② データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間12万件以上得る。</p>	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
					①5,840人	①6,699人	①8,360人	①5,518人							
					②166,282件	②154,343件	②143,112件	②139,367件							
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												
28年度事業概要	平成27年度と同様														
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	患者満足度調査について、従前は計画未達成の施設のみが改善計画を策定していたが、全施設を対象に改善計画を策定し、年度内に改善の取り組みを実施したことで、平成27年度は目標を達成している。平成28年度も継続して患者満足度向上に向けた取組を行う。												
28年度目標(アトカム指標)	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。</p> <p>② 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を65%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。</p> <p>③ 地域における高度医療機器の利用促進を図るために、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。</p>														
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>① 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>② 地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。</p> <p>③ 地域における高度医療機器の利用促進を図るために、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施する。</p>														

28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>① 入院と外来のそれぞれで数値目標を明確に設定することにより、各病院の患者満足度向上の更なる改善に向けた取組推進のため、第二期中期計画期間(平成21~25年度)の実績平均(入院91.3%、外来77.3%)を勘案し、入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上の数値目標を設定した。</p> <p>② 中期計画では、地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保を目標としていることから、平成28年度については、同水準を目標として設定した。</p> <p>③ 中期計画では、5年間で高度医療機器を用いた受託検査を延べ175,000件以上実施することから、年間の受託件数を35,000件以上(※)実施することを平成28年度の目標に設定した。</p> <p>(※)中期計画については、平成28年4月1日に変更し、目標値を引き上げた。</p>						
28年度目標(アウトプット指標)	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月~平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は、以下のとおり。</p> <p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。</p> <p>② 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、65万件以上(※)のアクセス数を得る。</p> <p>(※)中期目標を平成28年4月1日に変更し、目標値を引き上げた。</p>						
28年度重点施策との関係	-						
28年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
29年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>① 地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間740回以上の講習を実施する。</p> <p>② データベースを掲載したホームページで、アクセス件数を年間65万件以上得る。</p>	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①140回 ②105,221件	28年度 第二四半期 ①188回 ②125,595件	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>						

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営)								事業番号 (28年度)	7-2	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)								事業番号 (27年度)	7-2	
実施主体	(独)労働者健康安全機構								事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】（補助先： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（運営費交付金 ）								実施主体：	）	
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1) 被災労働者であつてリハビリテーションの対象である者に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (3) リハビリテーション医学の臨床的研究、身体機能のリハビリテーション工学的研究等リハビリテーション対象者の社会復帰に関する研究 (4) 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する総合的な診療及びリハビリテーション									
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に)	被災労働者等									
事業／制度概要	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター(1箇所)を設置。 ・同センターでは、被災労働者等の病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士(ST)、医療ソーシャルワーカー(MSW)など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。 ・隣接する職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営)との連携の下に、被災労働者の職場・自宅復帰を図る。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。									
事業／制度概要	実施体制	医療リハビリテーションセンター：115人(平成28年4月1日現在)									
	24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167※ 法人の統合による増	
	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,810,851	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額： (千円)	28年度一般勘定予算額： (千円)	
	24年度 予算執行率(%)	94.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設は他にはなく、また、職場復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を通じた被災労働者等の社会復帰の促進のために本事業は不可欠である。										
社会復帰促進等 事業で行う必要性	四肢、せき損、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者、重度の脊椎、脊髄障害を被った労働者に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行い、職場復帰のために職業訓練までも行うことが出来る施設であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に定める、社会復帰促進事業で行う必要性がある。										
27年度目標	アウトカム 指標	① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満足度を確保する。	27年度実績	アウトカム指標	○	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合：92.9%(前年度実績：95.4%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者92人／四肢脊椎の障害・中枢神経麻痺患者の退院患者数99人  ② 患者満足度：87.9%(前年度実績：83.5%) ※入院100.0%、外来84.8%、入外平均87.9%					
	アウトプット 指標					職業リハビリテーションセンター(高障害求職者支援機構)との間で、職業評価会議を12回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。					

27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施</li> <li>② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携</li> <li>③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</li> <li>④ 患者満足度調査については、H26患者満足度分析結果を基にH26年度から改善計画を策定し、取組の開始を実施</li> </ol>												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施</li> <li>② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施</li> <li>③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施</li> </ol>												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障求機構)との間で職業評価会議を開催する。</p>		左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 3回	27年度 第二四半期 3回	27年度 第三四半期 3回	27年度 第四四半期 3回					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>—</p>												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										
28年度事業概要	平成27年度と同様												
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C		患者満足度調査については改善計画を策定し、改善の取り組みを実施したこと、平成27年度は目標を達成している。									
28年度目標(アウトカム指標)	<p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p>												
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>○ 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p>												
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>当該数値目標については、医療リハビリテーションセンターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、医療リハビリテーションセンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p>												
28年度目標(アウトプット指標)	<p>年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。</p>												
28年度重点施策との関係	<p>—</p>												

29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施						
29年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	社会復帰の促進を図るため、年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高障求職機構)との間で職業評価会議を開催する。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>						

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (総合せき損センターの運営)								事業番号 (28年度)	7-3	
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)								事業番号 (27年度)	7-3	
実施主体	(独)労働者健康安全機構								事業開始年度	平成16年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（運営費交付金 ）								実施主体:	（ ）	
事業／制度概要	目的 (何のため)	(1) 被災労働者であってせき損傷者等(外傷性せき損傷害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者をいう。)に対する総合的な診療及びリハビリテーション (2) せき損傷者等に関するリハビリテーション医学の臨床的研究、日常生活用具の開発研究等せき損傷者等の社会復帰に関する研究 (3) 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 (4) 健康保険その他の社会保険及び社会保障関係のせき損傷者等に対する総合的な診療及びリハビリテーション									
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に)	被災労働者等									
事業／制度概要	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害等による外傷により脊椎、せき損に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター(1箇所)を設置。 ・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的なせき損傷の専門施設。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。									
事業／制度概要	実施体制	総合せき損センター：164人(平成28年4月1日現在)									
24年度予算額 (千円)		8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167	
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		7,810,851	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額 (千円)	28年度一般勘定予算額 (千円)	
24年度 予算執行率(%)		94.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)		業務災害又は通勤災害等によるせき損傷者等(外傷性せき損傷害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設は他にはなく、社会復帰等の比率が高い等実績もある。したがって、政策医療を実践し高度な医療、リハビリテーションの提供等を継続するために本事業は不可欠である。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性		業務災害又は通勤災害等によるせき損傷者等(外傷性せき損傷害を受けた者及びこれに類する外傷性障害を受けた者)に対し、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを行うことが出来る施設であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する、社会復帰促進事業で行う必要性がある。									
27年度目標	アウトカム指標	① 外傷による脊椎・せき損傷害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満足度を確保する。			27年度実績	○ アウトカム指標	① 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合:80.4% (前年度実績:80.2%) ※医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者78人／外傷性脊椎・せき損傷患者の退院患者数97人 ② 患者満足度:89.7% (前年度実績:87.3%) ※入院93.4%、外来88.3%、入外平均89.7%				
27年度目標	アウトプット指標	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。			○ アウトプット指標	×	せき損検討会の開催実績:12回開催、検討症例実績:90症例				

27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。</p> <p>① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催</p>											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催</p>											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 21症例	27年度 第二四半期 21症例	27年度 第三四半期 22症例	27年度 第四四半期 26症例					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	<p>外傷による脊椎・せき離障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p>											
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <p>○ 重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき離障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、更に地域との連携を密にして、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。</p>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>当該数値目標については、総合せき損センターが提供する医療の質に加え、対象患者の傷病の重症度にも影響を受けるため、こうした不確実な要素に影響される取組について数値目標のアップを求めるることは職員のモチベーション低下につながる懸念があるとともに、数値目標の達成を最優先とするあまり入院患者を意図的に選別するという事態にもつながりかねない。したがって、総合せき損センターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視点から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以上とした。</p>											
28年度目標(アウトプット指標)	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施する。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 24症例	28年度 第二四半期 23症例	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<p>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。</p> <p>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</p>											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営)							事業番号 (28年度)	7-4
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第7号)							事業番号 (27年度)	7-4
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input checked="" type="checkbox"/> ■その他（運営費交付金）							実施主体：	
事業／制度概要	目的 (何のため)	業務災害又は通勤災害で外傷性せき離損傷の障害を受けた労働者や両下肢に重度の障害を受けた労働者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援する。							
	対象 (誰／何を対象に)	労働災害で外傷性せき離損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者							
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・労働災害（業務災害又は通勤災害）で外傷性せき離損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所を設置。 ・入所者の退所先を確保しつつ、順次廃止。(27年度現在1箇所) ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	平成27年度(平成27年9月30日)をもって全ての作業所を廃止した(平成27年7月24日に全入所者が退所。)。							
24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	—
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,810,851	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額： 28年度一般勘定予算額： ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)
24年度 予算執行率(%)	94.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	作業所は、これまで1,241人のせき離損傷等の方々を受け入れ、うち813人を社会復帰させるなど大きな役割を果たしてきたが(27.9末現在)、近年、新規入所者の減少等により施設としての機能の発揮が難しくなっていることを踏まえ、順次廃止しており、平成27年9月末日をもって、唯一運営を継続していた長野作業所を廃止したところである。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
27年度目標	アウトカム 指標	入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	社会復帰率:53.2%(前年度実績:47.6%) ※過去5年間の社会復帰者数(25人)／5年前の年度末在所者数及び過去5年間の新規入所者数(47人)				
	アウトプット 指標	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。		アウトプット指標 ○ ×	全入所者(2名:年度当初者数)に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを平成27年7月末までに1回実施した。(※) (※)平成27年7月24日に全入所者が退所。				
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起したことが奏効した。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 1回	27年度 第二四半期 —	27年度 第三四半期 —	27年度 第四四半期 —		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—								
評価	A		成果目標を達成しているところである。 なお、平成27年度(平成27年9月30日)をもって全ての作業所を廃止した。 ※在所者は平成27年7月24日退所。						

28年度事業概要	—											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	平成27年度(平成27年9月30日)をもって全ての作業所を廃止した。 ※在所者は平成27年7月24日退所。									
28年度目標(アウトカム指標)	—											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	—											
28年度目標(アウトプット指標)	—											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	—											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・長野作業所については、全ての在所者が希望先へ退所したこと等を踏まえ、平成27年9月末に前倒して廃止したことにより、全施設が廃止となった。</li> <li>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (産業殉職者慰靈事業)								事業番号 (28年度)	7-5												
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号)								事業番号 (27年度)	7-5												
実施主体	(独)労働者健康安全機構								事業開始年度	平成16年度												
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接)(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> ■その他(運営費交付金)								実施主体:	)												
事業／制度概要	目的(何のため)	業務災害又は通勤災害による殉職者の御靈を合祀するため、高尾みころも靈堂を設置・運営している。毎年秋に全国から遺族及び労使関係者を招いて産業殉職者合祀慰靈式を開催している。																				
	対象(誰／何を対象に)	産業殉職者及びその遺族																				
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	・産業災害により殉職された人を慰靈するため、高尾みころも靈堂で、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰靈式を行っている。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。																				
	実施体制	本部:産業保健・賃金援護部2人(平成28年4月1日現在) ※施設の管理運営業務は業務委託により実施																				
	24年度予算額(千円)	8,229,838	25年度予算額(千円)	7,144,196	26年度予算額(千円)	7,111,072	27年度予算額(千円)	7,186,446	28年度予算額(千円)	9,896,167												
	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—												
	24年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,810,851	25年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,144,196	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,111,072	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額:(千円)	28年度一般勘定予算額:(千円)												
	24年度予算執行率(%)	94.9	25年度予算執行率(%)	100.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない													
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	高尾みころも靈堂は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして産業災害で亡くなられた産業殉職者を慰靈するため、産業殉職者の方々の御靈を奉安とともに、遺骨及び遺品を納めるために設けられた日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設として、極めて必要性が高いもの。 (参考) 昭和47年の開堂以来5年ごとに産業殉職者合祀慰靈式に皇太子殿下・妃殿下の行啓を仰いでおり、平成24年9月は皇太子殿下が行啓された。また、平成21年3月及び平成27年4月には天皇皇后両陛下が行幸啓された。																					
社会復帰促進等事業で行う必要性	労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設であることから、当該施設の運営は、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者等援護等事業で行う必要性がある。																					
27年度目標	アウトカム指標	慰靈式及び靈堂についての満足度調査を実施し、遺族等から靈堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。			27年度実績	アウトカム指標	○	慰靈の場にふさわしいとの評価:95.0%(前年度実績:94.5%) ※満足の評価(489人)／参列者(アンケート回答者)515人 靈堂職員の接遇研修を実施し、接遇の向上に努めた。 また、遺族等からの要望を踏まえ、給茶器に備え付けている紙コップを熱い飲み物にも対応できる材質に変更した。														
	アウトプット指標	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。				アウトプット指標	○	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。														
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	満足度調査の結果に基づき、以下の環境整備等に努めたことが奏効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 ② 慰靈式当日は、慰靈式開始までの待機場所として新たにテントを設置するとともに、より多くの参列者が後方からでも容易に慰靈式の様子が見られるよう式場内高所にTVモニターを設置した。																					
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成27年度目標を達成するために、効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰靈の場にふさわしい環境の整備に努めていく。																					
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。 (慰靈の場にふさわしいとの評価を指標として設定)			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期		27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期												
上記モニタリングの指標を設定できない理由						92.9%	100.0%	94.2%	100.0%													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	慰靈式及び靈堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰靈の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。											
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰靈の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得るこ</li> </ul>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	平成17年度以降、90%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き90%以上としたものである。											
28年度目標(アウトプット指標)	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (治療就労両立支援センターの運営)							事業番号 (28年度)	7-6
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	7-6
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input checked="" type="checkbox"/> ■その他（運営費交付金）							実施主体：	（）
事業／制度概要	目的 (何のため)	予防医療及び治療と就労の両立支援に関する調査研究を推進することにより、職場における勤労者の健康確保並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に寄与する。							
	対象 (誰／何を対象に)	勤労者等							
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	・過労死予防等に関する個人対象の指導・相談を中心とした予防医療活動を行ってきた「勤労者予防医療センター」については、平成26年度に予防医療や治療と就労の両立支援に関する調査研究を行う「治療就労両立支援センター」に改編した。 ・全国9箇所に治療就労両立支援センターを設置し、作業態様と疾病の発症との因果関係の情報収集及び調査研究、作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止並びに傷病による休業等からの職場復帰及び治療と就労の両立に関する勤労者に対する健康相談及び指導に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を実施。 ・26年度までは、独立行政法人評価委員会、27年度以降は独立行政法人評価に関する有識者会議に諮り、必要な意見の提言を受けている。							
	実施体制	治療就労両立支援センター(全国9センター)：48人(平成28年4月1日現在)							
24年度予算額 (千円)	8,229,838	25年度予算額 (千円)	7,144,196	26年度予算額 (千円)	7,111,072	27年度予算額 (千円)	7,186,446	28年度予算額 (千円)	9,896,167※ 法人の統合による増
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,810,851	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,144,196	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,111,072	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	7,186,446	28年度雇用勘定予算額 （千円） 28年度一般勘定予算額 （千円） ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
24年度 予算執行率(%)	94.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0		
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	雇用年齢の引上げによる勤労者の高年齢化の進展に伴い、高い疾病罹患リスクを抱える勤労者や、医療技術の進歩も相まって治療を受けながら就労する勤労者の増加が懸念されている中で、疾病予防や治療と就労の両立支援を全国の事業場や医療機関が取り組むための指導手法やマニュアル等の開発に向けた調査研究を行う本事業は、全国の勤労者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るために、不可欠な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、全国の勤労者の健康確保と就労継続による福祉の増進を図るために事業であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する、社会復帰促進事業で行う必要性がある。								
27年度目標	アウトカム 指標	平成27年度は、MSW(医療ソーシャルワーカー)、看護師、作業療法士、臨床心理士及び管理栄養士等に対して復職コーディネーター養成のための研修を実施し、当該研修受講者に対してアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	○ ×	有用であった旨の評価：92.9% ※「有用であった」旨の回答(39件)／回答者数(42件)			
	アウトプット 指標	独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間：平成26年4月～平成31年3月)ために、平成27年度は以下のとおり取り組む。 ① 予防法・指導法の開発テーマ研究実施計画を9件以上策定する。 ② 4つの疾病分野について治療と就労の両立支援の実践、支援事例の集積に取り組む。		アウトプット指標 ○ ×	○ ×	指導の実践、指導事例の集積に新たに着手した予防法・指導法の開発研究テーマ：9件 治療と就労の両立支援の実践及び事例収集の取組分野：4分野			
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	平成27年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。 ① 平成26年度に開催した「復職(両立支援)コーディネーター研修」のアンケート結果を踏まえ、平成27年度の研修カリキュラムの見直し等を実施し、企業の立場からみた両立支援に係るカリキュラムの他、4つの疾病分野毎に分かれたグループワーク形式の演習を実施する等、研修内容を業務に最大限活用できるよう努めた。 ② 特任研究ディレクター、本部研究ディレクターをメンバーとする「治療就労両立支援センター事業に関する検討会」を開催し、各研究代表者が作成した9テーマの「予防医療モデル調査研究実施・普及計画書」について研究計画の妥当性や改善点等に関する検討を行い、その結果を研究計画に反映させる等、より確実な研究成果を挙げられるよう取り組んだ。 ③ 4つの疾病(がん、脳卒中、糖尿病、メンタルヘルス不調)分野について、平成26年度に作成した手引き等に基づき、復職コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の実践や事例収集にスムーズに取り組み、疑問点等の解消を図ることができるように、四半期毎に本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、全施設へフィードバックを行った。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成27年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ①「復職(両立支援)コーディネーター研修」について、受講者が治療と就労の両立支援についての理解を深め、研修内容を業務に最大限活用できるよう、研修カリキュラムの更なる改善・充実を図る。 ②新たな「予防医療モデル調査研究実施・普及計画書」については、「治療就労両立支援センター事業に関する検討会」で審議を行う前に、特任研究ディレクターや本部研究ディレクターに事前に計画書の内容について意見を伺い、その意見を踏まえ計画書の見直しを行うなど、確実な研究成果を挙げられるよう引き続き取り組む。 ③復職コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の事例収集を行う上で、疑問点等を極力解消できるよう、引き続き四半期毎に本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、全施設へフィードバックを行う。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定し、それを踏まえた指導の実践、指導事例の集積に着手する。 ② 4つの疾病分野について治療と就労の両立支援の実践、支援事例の集積に取り組む。	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	27年度 第二四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	27年度 第三四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	27年度 第四四半期 ①9件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	治療と就労の両立について支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。											
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。  <b>&lt;アウトカム指標&gt;</b>      治療と就労の両立について支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p><b>&lt;アウトプット指標&gt;</b></p> <p>①過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。また、予防法・指導法の開発については、45件行う。      ②治療と就労の両立について支援事例の分析、評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	平成26年度から取組を開始した治療と就労の両立支援について、治療就労両立支援チームの一員として、治療計画と両立支援計画を罹患者、主治医、事業場と情報共有し、障壁を整理して仲介・調整する役割を担う復職コーディネーターの養成に鋭意努めてきたことから、支援を実施した罹患者からの有用度評価を80%以上とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)ために、平成28年度は以下のとおり取り組む。</p> <p>①中期目標期間中に予防法・指導法を45件開発するに当たり、平成28年度は平成26年度及び27年度に研究実施計画を策定した24件の研究テーマについて指導の実践、指導事例の集積等を実施するとともに、新たに9件以上の研究実施計画を策定する。</p> <p>②4つの疾病(がん、脳卒中、糖尿病、メンタルヘルス不調)分野の治療と就労の両立支援事例を収集した後に、支援事例の分析・評価を行って、4つの疾病分野についてそれぞれ医療機関向けのマニュアルを作成する。</p>											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	① 予防法・指導法の開発テーマの研究実施計画を9件以上策定し、それを踏まえた指導の実践、指導事例の集積に着手する。 ② 4つの疾病分野について、それぞれ医療機関向けのマニュアルを作成する。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	28年度 第二四半期 ①18件(累計) ②4分野(累計) (がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス不調)	28年度 第三四半期 —	28年度 第四四半期 —					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<p>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。</p> <p>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</p>											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (旧「独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費」)							事業番号 (28年度)	7-7
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	69
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成18年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接] [間接] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (運営費交付金 )								
事業/制度概要	<p>目的(何のため) 労働者の安全及び健康の確保に資するため、下記の調査及び研究を行う。          ①プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究          ②じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究</p> <p>対象(誰/何を対象に) 事業者、労働者</p> <p>事務・事業のスキーム(決定スキームを含む) 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行う。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表する。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告する。</p> <p>実施体制 労働安全衛生総合研究所(H28年4月1日現在、常勤職員96人)</p>								
24年度予算額(千円)	1,537,996	25年度予算額(千円)	1,561,074	26年度予算額(千円)	1,836,915	27年度予算額(千円)	1,868,788	28年度予算額(千円)	9,896,167
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,492,151	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,561,074	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,836,915	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	1,868,788	28年度雇用勘定予算額:(千円)	28年度一般勘定予算額:(千円)
24年度 予算執行率(%)	97.0	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は 行政経費を考慮していない	
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働現場の実態を見ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶えず新しいものに変わっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが求められている。 そのため、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が必要である。なお、欧米先進国においても、同様の観点から安全衛生行政は国立の研究機関を有している。								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、安全衛生分野の規制のために必要となる最新の科学的知見等を得るための調査及び研究を実施するものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償法第29条第1項第3条に適う事業であるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。								
27年度 目標	アウトカム 指標 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの8課題を実施する。	27年度 実績	アウトカム指標 ○ ×	○ ×	調査研究で得られた科学的知見について、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定等22件に対して反映された。	—	—	—	—
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、研究の進行管理の徹底を図り、より大きな研究成果を上げていく。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	科学的知見の施策への反映は、時期に規則性があるわけではなく1年の中で実施するものであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					

28年度事業概要	平成26年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(3年間で30件)に向けて、調査研究で得られた科学的知見が、労働安全衛生関係法令・指針・通達、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定改定等へ反映された件数を10件程度とする。											
中期的な目標	(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日付け厚生労働大臣決定)のとおり、中期目標期間中に30件以上、労働安全衛生法令に関する法令、国内基準、国際基準の制定等への科学技術的貢献を実現する。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(独)労働者健康安全機構第三期中期目標(平成28年4月1日付け厚生労働大臣決定)で「労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制定等への科学技術的貢献(中期目標期間中30件以上)」という目標が定められており、28年度の目標は、当該目標を達成するための单年度目標であるが、調査研究により得られた最新の科学的知見を関係法令等の施策に反映することは労働災害の防止に資することから、反映件数をアウトカム指標とした。</p> <p>なお、アウトプット指標に定めた研究課題(10課題)は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及(学際的研究)</li> <li>(2)介護職場における総合的な労働安全衛生研究(学際的研究)</li> <li>(3)電気エネルギーによる爆発・火災の防止に関する研究</li> <li>(4)労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究</li> <li>(5)数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究</li> <li>(6)山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害の防止に関する研究</li> <li>(7)テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証</li> <li>(8)諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討</li> <li>(9)化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究</li> <li>(10)防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究</li> </ul>											
28年度目標(アウトプット指標)	中期計画に示したプロジェクト研究課題および前中期計画より引き続き実施しているプロジェクト研究10課題を実施する。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	(独)労働健康安全機構第三期中期目標を達成するための研究を実施する。											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	科学的知見の施策への反映は、時期に規則性があるわけではなく1年の中で実施するものであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

## (労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構運営費 (旧「化学物質の有害性調査等事業」)							事業番号 (28年度)	7-8							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係							
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成12年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター)) <input type="checkbox"/> 補助金【 <input checked="" type="radio"/> 直接 <input type="radio"/> 間接】 (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )															
事業／制度概要	目的 (何のため)	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにする。														
	対象 (誰／何を 対象に)	事業場で取り扱われる化学物質														
	事務・事 業のス キーム(決 定スキーム を含む)	吸入ばく露試験等の化学物質に係る発がん性試験等を計画的に実施する。														
	実施 体制	公募を経て決定された委託先(中央労働災害防止協会(日本バイオアッセイ研究センター))が実施。														
24年度予算額 (千円)	825,481	25年度予算額 (千円)	825,440	26年度予算額 (千円)	839,094	27年度予算額 (千円)	856,374	28年度予算額 (千円)	9,896,167※ 法人の統合による増							
うち行政経費	829	うち行政経費	788	うち行政経費	480	うち行政経費	0	うち行政経費	—							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	814,082	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	824,650	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	838,610	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	828,395	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)							
24年度 予算執行率(%)	98.7	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	96.7	※予算執行率は 行政経費を考慮していない								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働安全衛生法第57条の5の規定により、国は自ら化学物質の有害性の調査を実施するよう努めるものとされており、労働者の化学物質による健康障害を防止するためにも必要である。															
社会復帰促進等事 業で行う必要性	化学物質による職業がんの防止を図るため、発がん性試験等を計画的に実施し、化学物質の有害性の有無を明らかにすることは、労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。															
27年度 目標	アウトカム 指標	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。	27年度 実績	アウト カム指 標	○	「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」を改正し、対象物質を追加した(平成28年3月31日公示、同日適用)。										
	アウトプット 指標				×	—										
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	理由(原因)を踏まえた改善すべき事 項、今後の課題	委託物質に係る発がん性試験等を適正に実施し、平成26年度に試験が終了する予定の1物質について、試験結果を公表する。														
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	—	左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期									
上記モニタリング の指標を設定でき ない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。															
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	平成26年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	これまでの試験の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表する。											
中期的な目標	委託物質に係る発がん性試験等の結果を毎年度1物質ずつ公表していく。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	化学物質に係る発がん性試験等の結果、発がん性の認められた化学物質について、労働者の健康障害防止のための指針を公表することが、当該化学物質による健康障害を防止することに寄与する。											
28年度目標(アウトプット指標)	委託物質に係る発がん性試験等を適正に実施し、平成26年度に試験が終了する予定の1物質について、試験結果を公表する。											
28年度重点施策との関係	5(3)化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等											
28年度要求に向けた事業の方向性	本事業は既存化学物質評価10カ年計画において化学物質の発がん性が疑われるものに対して発がん性の有無、その強さを最終的に判断するための「吸入によるがん原性試験」を実施するための事業として位置づけており、且つ成果目標も達成しているため今後とも継続して実施していく予定。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は複数年度をかけて吸入ばく露試験を行うものであり、四半期単位での事業実績等のモニタリングになじまない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	事業番号 (28年度)	8															
		事業番号 (27年度)	8															
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1.3号、独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1.2.3.4.7.8号)	担当係	機構・団体管理室 機構調整第一係															
実施主体	(独)労働者健康安全機構	事業開始年度	平成16年度															
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 労働者健康安全機構 実施主体:労働者健康安全機構 ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )																	
事業 制度 概要	目的 (何のため)	労働者の業務上の疾病等の療養や、その職場復帰・社会復帰を促進するための施設並びに安全衛生分野の調査及び研究、試験をするための施設に対して必要な整備等を行うことを目的としている。																
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働者健康安全機構が運営する施設																
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で定めた施設整備計画に基づき、増改築等工事や機器整備を実施している。																
	実施体制	(独)労働者健康安全機構において実施																
24年度予算額 (千円)	2,662,245	25年度予算額 (千円)	2,660,648	26年度予算額 (千円)	2,640,064 (27年度に繰 越1,183,889)	27年度予算額 (千円)	2,669,995 (28年度に繰 越額1,160,600)	28年度予算額 (千円)	2,815,173									
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—									
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,656,565	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,653,340	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	865,341	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,462,615	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)									
24年度 予算執行率(%)	99.8	25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	59.4	27年度 予算執行率(%)	96.9											
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働者の業務上の疾病等の療養や、職場復帰・社会復帰を促進するためには、労災疾病として、従来からあるじん肺、振動障害等の疾病や、今後増加が予想されるアスペスト疾患、職場環境の変化に伴うメンタル不調者などの健康問題等に適切に対応することが求められており、治療、リハビリ等を通じて、職業生活の中止を早期に解消することは、国の労災補償行政にとって重要なものとなっている。 このため、臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うこと、さらには、安全衛生分野の調査及び研究、試験を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。																	
社会復帰促進等 事業で行う必要性	○臨床データ等を基礎として労災疾病等に関する調査・研究を行い、モデル予防法、治療法や、早期職場復帰のための治療やリハビリのプログラム等を開発し、これらを広く地域の労災指定医療機関に普及することや、産業保健推進センターにおける産業医等に対する専門研修等を通じて、各労働者の疾病予防、健康管理等を推進し、労働者の健康の保持増進を行うことは、社会復帰促進等を図る上で重要な事業であり、その土台となる施設改修・研究等機器の整備等については、労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する社会復帰促進事業で実施する必要がある。 ○安全衛生分野の調査及び研究、試験を確実かつ円滑に遂行するため、実施するものであり、これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3条に適う事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																	
27年 度目 標	アウトカム 指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を年間4回以上開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ② 契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	① 調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、「契約監視委員会」についても引き続き計4回(7月、10月、1月、3月)開催、契約の点検を実施し事務処理等の適正化を図った。 ② 契約締結状況をホームページで随時公表した。												
	アウトプット 指標	平成27年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。				—												
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	調達等合理化計画に基づき、随意契約審査会による随意契約の事前点検等を実施、また、契約監視委員会においては締結した契約の事後点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。																	
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成27年度目標を達成できたことから、今後も契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。																	

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	26年度 第一四半期	26年度 第二四半期	26年度 第三四半期	26年度 第四四半期					
				—	—	—	—					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	<p>① 「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、随意契約の事前点検等、調達の合理化に努めることとし、「契約監視委員会」についても年間4回以上開催、契約の点検を実施し契約の適正化を図る。</p> <p>② 契約締結状況については、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。</p>											
中期的な目標	<p>独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、中期的な目標は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)労働者健康安全機構が運営する施設に対して、施設整備及び機器整備を実施することにより、業務を円滑に行い、労働者の福祉の増進に寄与する。</li> </ul>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであることから、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、増改築等工事や機器整備について、更なる適正化を図りつつ、透明性を確保して行われるような評価基準を設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	平成28年度施設整備計画に基づき、十分な公告期間の確保や資格要件等の緩和などにより一層の競争性を確保し、適正に施設整備を実施する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	第3期中期計画に基づき適正に施設整備を実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
				—	—	—	—					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	施設整備については、必要な増改築工事や機器整備を実施するものであり、定期的、定量的に行うものではないことから、四半期ごとの効果測定を行うことはなじまないため。											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働者健康安全機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より新法人(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

## (労働基準局労災管理課)

事業名	労災疾病臨床研究補助金事業						事業番号 (28年度)	9					
事業の別	社会復帰促進事業、安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3号)						事業番号 (27年度)	9					
実施主体	個人、民間団体等						事業開始年度	平成26年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金（直接・間接】（補助先：個人、民間団体等 実施主体：個人、民間団体等） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）												
事業／制度概要	目的 (何のため)	①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。											
	対象 (誰／何を対象に)	研究を行う研究者、民間団体等に対して、研究に必要な経費を補助する。											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	原則として公募により広く研究者を募り、外部有識者から構成される評価委員会において公募課題の評価を行い、研究課題を決定する。											
	実施体制	研究を行う研究者個人、民間団体等											
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	478,445	27年度予算額 (千円)	1,526,569	28年度予算額 (千円)	1,684,850				
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	1,719	うち行政経費	—				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	460,162	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,524,842	28年度雇用勘定予算額： 0 (千円) 28年度一般勘定予算額： 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない					
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	96.2	27年度 予算執行率(%)	99.9						
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究について補助を行うことは、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、労働者災害補償保険法第29条の趣旨に鑑み、必要な事業である。 なお、本事業は、東京電力福島第一原発緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線被ばくによる健康影響調査や国が過労死等に関する調査研究等を行うと規定された過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、石綿関連疾患に係る治療手法及びケア手法に関する研究などを実施するものであり、緊急性のある事業である。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している胆管がんやアスベスト関連疾患などの疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行うものであり、研究成果によって、被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
27年度目標	アウトカム 指標	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の80%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。			27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、7.0点以上の評価を得た研究課題:100% (38課題)						
	アウトプット 指標	公募課題1件当たりの平均公募数1.5件以上				アウト プット 指標 ○ ×	公募課題1件当たりの平均公募数:2.75件(公募課題16件、応募数44件)						
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	評価委員会において一定の評価を得た研究計画を着実に実施したこと及び評価委員会における委員からの評価(「評価できる点、推進すべき点」、「疑問点、改善すべき点」等)を研究者にフィードバックし、それを踏まえた研究を実施したこと等から、成果を上げている課題(継続すべき課題)として評価を得たものと考えられる。また、求めるべき研究の内容、その背景等を公募要項に詳細に記載し、公募期間等を広く周知したことで、目標を上回る公募数を得ることができたものと考えられる。												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、評価委員会の評価内容を研究者にフィードバックし、それを踏まえ、研究計画に従って着実に研究を実施して一定の成果を上げてもらうよう努めるとともに、公募の際は、求める研究の内容等を詳細に記載し周知することに努める。												
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	本補助金で実施する研究は、1年～3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	<p>①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に關し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究について、原則として公募により広く研究者を募り補助を行い、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究や③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究(27年度開始)についても引き続き補助を行う。</p>							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、複数年度にまたがる事業であるため、引き続き成果目標を遵守できるように努める。					
28年度目標(アウトカム指標)	労災疾病臨床研究中間・事後評価委員会において、研究課題の90%以上について7.0点以上(10点中)の評価を得る。							
中期的な目標	—							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>本事業は、研究課題ごとに評価委員会で研究成果について評価を受けるスキームを構築しており、このときの評価を、アウトカム指標にあてることとする。</p> <p>中間・事後評価委員会においては、研究課題について総合的に評価を行い、10点中7点以上を、成果を上げている課題(継続すべき課題)の目安としていることから、研究課題の90%以上について7.0点以上の評価を得ることを目標とした。(参考)27年度の平均点:7.9点</p>							
28年度目標(アウトプット指標)	公募課題1件当たりの平均応募数2.0件以上							
28年度重点施策との関係	—							
29年度要求に向けた事業の方向性	既に実施している研究を着実に実施し、一定の成果が得られるよう、必要な経費を適切に要求していく。							
29年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本補助金で実施する研究は、1年～3年(一部5年)の期間で実施するものであり、四半期単位で定量的なモニタリング指標を設定することはなじまない。							
その他特記事項	—							

## (労働基準局労災管理課)

事業名	長期にわたる療養が必要な労働者のための復職等支援							事業番号 (28年度)	-				
事業の別	社会復帰促進事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号)							事業番号 (27年度)	10				
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成27年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）												
事業／制度概要	目的 (何のため)	長期療養が必要な疾病を抱えた労働者の復職や復職後の就労継続の支援を行っている団体や労働者の復職を受け入れた実績のある企業等に対して労働者の復職等支援に係る取組等についてヒアリング調査を行い、その結果を検討委員会で議論し、労働者の復職等支援に係る課題やその解消策を取りまとめることを目的とする。											
	対象 (誰／何を対象に)	復職等支援を行っている団体／復職した実績のある労働者／労働者の復職を迎え入れた実績のある企業／復職した労働者が治療を受けていた医療機関											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)復職等支援を行っている団体等から、復職等支援に係る取組内容等について、ヒアリング調査を実施し、その結果についてとりまとめ (2)(1)で取りまとめた結果について、検討を行う検討委員会の開催・運営 (3)(2)の検討委員会での議論について取りまとめた報告書の作成											
	実施体制	一般競争入札によって決定された受託者において実施											
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	54,756	28年度予算額 (千円)	—				
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,287	28年度雇用勘定予算額： (千円)					
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	7.8	28年度一般勘定予算額： (千円)					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	長期療養が必要な疾病を抱えた労働者が職場復帰を行うにあたっての課題を抽出することで、今後被災労働者の社会復帰を促進するにあたっての政策形成に資するため、必要な事業である。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働者災害補償保険法第29条の趣旨に基づき、早期の職場復帰の促進に資する調査事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要性がある。												
27年度目標	アウトカム 指標	本事業において、ヒアリング調査を実施した者に、本事業で取りまとめた報告書を送付し、「今後の復職等支援に有効かどうか」についてのアンケートを行い、「有効である。」旨の回答を、回答があつた者の80%から得る。				27年度実績 アウトカム指標 ○	アンケートを実施したところ、全回答者から「有効である。」旨の回答を得た。						
	アウトプット 指標	労働者の復職等支援に係る取組に係る課題やその解消策を取りまとめた報告書を作成し、公表する。				27年度実績 アウトプット指標 ○	「長期にわたる療養が必要な労働者の復職支援事業報告書」を作成し、厚生労働省HPにおいて公表した。						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—												
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—												
評価	A			成果目標は達成している。									

28年度事業概要	廃止						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	—		—	—	—	—
28年度目標(アウトカム指標)				—	—	—	—
中期的な目標				—	—	—	—
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)				—	—	—	—
28年度目標(アウトプット指標)				—	—	—	—
28年度重点施策との関係				—	—	—	—
29年度要求に向けた事業の方向性				—	—	—	—
29年度重点施策との関係				—	—	—	—
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由			—	—	—	—	—
その他特記事項	<p>平成27年度限りの事業。</p> <p>本事業は、平成27年度に2回調達を実施したが、応札者がおらず不調となっていた。このため、1回目の調達を含む全ての入札説明書を手交した業者から意見を聴取したところ、ほとんどの業者より「新たに復職支援コーディネーターを確保し、医療機関と事業場の橋渡しをさせ、長期療養者の復職支援を行うモデル事業を実施することは、業務内容が多岐にわたり、事業規模が大きく実施できない。」との回答があった。このため、モデル事業を行わず、ヒアリング調査を実施し、検討会での議論を踏まえ、労働者の復職等支援に係る課題やその解消策を取りまとめた報告書を作成するよう仕様を変更した。そのため、執行率が低くなつたものである。</p>						

## (労働基準局労災管理課)

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費						事業番号 (28年度)	10		
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)						事業番号 (27年度)	11		
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署						事業開始年度	昭和43年		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的(何のため)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
	対象(誰／何を対象に)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの。								
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助をするもの : 最高限度額 104,950円、最低保障額 57,030円 ②常時監視を要し、随時介護を要するもの : 最高限度額 78,710円、最低保障額 42,770円 ③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの : 最高限度額 52,480円、最低保障額 28,520円 (※いずれも平成28年度の月額)								
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施								
24年度予算額(千円)	10,680	25年度予算額(千円)	10,165	26年度予算額(千円)	8,929	27年度予算額(千円)	8,924	28年度予算額(千円)	7,971	
うち行政経費	61	うち行政経費	46	うち行政経費	41	うち行政経費	41	うち行政経費	35	
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	8,690	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	7,698	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	6,849	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	6,189	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
24年度予算執行率(%)	81.8	25年度予算執行率(%)	76.1	26年度予算執行率(%)	77.1	27年度予算執行率(%)	69.7			
事業／制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」という。)に基づく介護料は、平成8年に労働者災害補償保険法において介護補償給付が創設されたことに伴い廃止されたが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置としてCO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができるとされたものであり、本事業は法律上要請されている事業である。									
社会復帰促進等事業で行う必要性	CO特措法に基づく介護料は、被災労働者の受ける介護の援護という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、また、法律上も同法第29条第1項の社会復帰促進等事業とする旨明記されているため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
27年度目標	アウトカム指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	申請から1か月以内に決定した割合は100%であった。 (申請件数:24件、1か月以内に決定した件数:24件)					
	アウトプット指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウトプット指標 ○ ×	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	申請から支給決定まで迅速・適正に処理したため。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。									
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
28年度事業概要	27年度と同様									

26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する介護料支給については、支給対象者から申請があつた際に審査し支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないものであるが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づく給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。</p>											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局労災管理課)

事業名	労災就労保育援護経費							事業番号 (28年度)	11					
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	12					
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和45年					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）													
事業／制度概要	目的 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。												
	対象 (誰／何を 対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められるもの。												
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育を要する児童…12,000円(要保育児1人につき月額) (※いずれも平成28年度の月額) なお、平成26年度までの受給対象者数は481人。												
	実施 体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施												
24年度予算額 (千円)	2,963,372	25年度予算額 (千円)	3,019,914	26年度予算額 (千円)	2,981,125	27年度予算額 (千円)	3,021,306	28年度予算額 (千円)	3,001,124					
うち行政経費	7,254	うち行政経費	4,874	うち行政経費	4,997	うち行政経費	4,801	うち行政経費	4,757					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,923,423	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,882,061	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,760,507	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,669,646	28年度雇用勘定予算額 (千円)						
24年度 予算執行率(%)	98.9	25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	88.5	28年度一般勘定予算額 (千円)						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	本事業は、保育に係る費用の一部を援護することにより保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図る必要な事業である。													
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労災年金受給権者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図る本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業といふ労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。													
27年 度目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を 1か月以内とし、その期間内に支給決 定した割合を80%とする。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	申請から1か月以内に決定した割合は80%であった。 (申請件数:92件、1か月以内に決定した件数:74件)								
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウト プット指 標	○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に 処理した。								
27年度目標を達成(未達成)の理 由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。													
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。													
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
				—	—	—	—							
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているた め、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>「労災就労保育援護費」については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。</p>										
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。										
その他特記事項	—										

## (労働基準局労災管理課)

事業名	労災就学援護経費							事業番号 (28年度)	12								
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	13								
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							事業開始年度	昭和45年								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																
事業／制度概要	目的 (何のため)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。															
	対象 (誰／何を対象に)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者で、その子供等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの。															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	都道府県労働局・労働基準監督署において上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。 ①小学生……在学者1人につき月額13,000円 ②中学生……在学者1人につき月額17,000円(通信制課程に在学する者にあっては14,000円) ③高校生等……在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあっては13,000円) ④大学生等……在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円) (※いずれも平成28年度の月額)															
	実施体制	都道府県労働局及び労働基準監督署において実施															
24年度予算額 (千円)	2,963,372	25年度予算額 (千円)	3,019,914	26年度予算額 (千円)	2,981,125	27年度予算額 (千円)	3,021,306	28年度予算額 (千円)	3,001,124								
うち行政経費	7,254	うち行政経費	4,874	うち行政経費	4,997	うち行政経費	4,801	うち行政経費	4,757								
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,923,423	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,882,061	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,760,507	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,669,646	28年度雇用勘定予算額 (千円)	28年度一般勘定予算額 (千円)								
24年度 予算執行率(%)	98.9	25年度 予算執行率(%)	95.6	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	88.5	※予算執行率は行政経費を考慮していない									
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、死亡労働者の子弟の就学状況の実態及び遺家族等の要望などを勘案し、学資等の支弁が困難であると認められる者の学資等の一部を援護する必要な事業である。																
社会復帰促進等 事業で行う必要性	被災労働者及びその遺族等に対し学資等の一部を援護する本事業は、被災労働者の遺族の就学の援護を図るために必要な事業という労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の目的に合致するものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。																
27年度目標	アウトカム 指標	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。	27年度実績	アウトカム指標 ○	申請から1か月以内に決定した割合は85%であった。 (申請件数:915件、1か月以内に決定した件数:778件)												
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウト プット 指標 ○	申請のあったものについて、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理した。												
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。																
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期										
				—	—	—	—										
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。																
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合を80%とする。											
中期的な目標												
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>「労災就学援護費」については、支給対象者等から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定。</p> <p>なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。</p>											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に支給決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局労災管理課)

事業名	社会復帰相談員等設置費						事業番号 (28年度)	13													
事業の別	被災労働者援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)						事業番号 (27年度)	14													
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署、株式会社ヒューネル						事業開始年度	一													
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等:株式会社ヒューネル） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先: ） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先: ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																				
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働基準監督署等に社会復帰相談員等(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。																			
	対象 (誰／何を対象に)	公募により採用した社会復帰相談員等により、被災労働者、事業主等に対し、労災保険に係る相談業務等を行う。																			
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の迅速・適正な実施のため、以下の事務を行う。 (1)労災保険の給付の請求、保険料の納付、その他各種届出等に関する相談及び指導 (2)労災保険の特別加入に関する相談及び指導 (3)業務災害を被った労働者の社会復帰に関する相談及び指導 (4)労災保険未加入事業主に対する加入のための相談及び指導 (5)その他労働基準監督署の行う労災保険に関する業務に対する協力																			
	実施体制	労働基準監督署等に配置し、事業を実施する。																			
24年度予算額 (千円)	788,946	25年度予算額 (千円)	560,952	26年度予算額 (千円)	564,680	27年度予算額 (千円)	565,979	28年度予算額 (千円)	566,902												
うち行政経費	788,946	うち行政経費	517,297	うち行政経費	522,992	うち行政経費	524,253	うち行政経費	525,129												
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,743	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,494	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,867	28年度雇用勘定予算額 (千円)	28年度一般勘定予算額 (千円)												
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	72.7	26年度 予算執行率(%)	58.8	27年度 予算執行率(%)	38.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない													
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	全国の労働基準監督署へは、被災労働者のほか、一般の労働者や事業主からも労災保険の各種認定基準や保険給付等手続、社会復帰促進等事業等についての問い合わせが日々寄せられており、こうした相談等については、職員や社会復帰相談員等が対応している。一方で、職員は、多数の労災請求に対する調査・認定作業も行っていることから、相談に対する対応を始め、労災保険に係る業務を迅速・適正かつ円滑に運営するため、社会復帰相談員等が必要不可欠である。																				
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労働基準監督署等における相談業務の体制を整備し、労災保険給付等に係る業務を迅速・適正に行うことにより、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護等を図ることを目的としており、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する、被災労働者等援護事業で行う必要があるため。																				
27年度目標	アウトカム 指標	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険にかかる国民の皆様の声のうち5%以内とする。			27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	「国民の皆様の声」に寄せられる労災担当者に対する苦情の割合は、労災保険に係る国民の皆様の声のうち、3.6%だった。														
	アウトプット 指標	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。					平成27年度に寄せられた相談事例を分析し、現在のFAQでは対応できない問い合わせについてのFAQを追加・更新した。														
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	各労働基準監督署において、労災保険相談員等が相談者に対し適切に対応し、また、FAQの追加・更新により相談業務の充実を図ったことにより、「国民の皆様の声」に寄せられる苦情の割合を低水準に抑えることができた。																				
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	社会復帰相談員等の対応の水準を向上させ、引き続き、事業の適切な実施に努める。																				
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期												
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—					3.0%	3.0%	3.6%	4.7%												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																		

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働基準監督署利用者の満足度を測るために、反対指標の苦情の件数を用い指標としたものであるが、すでに相当程度高い水準の目標設定となっていることから、前年度に引き続き5%と設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	実際の相談事例を収集分析し、FAQを更新する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、適切な相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な業務の在り方を検討する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	「国民の皆様の声」に寄せられる、労災担当者に対する苦情の割合を、労災保険に係る国民の皆様の声のうち5%以内とする。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局労災保険業務課)

事業名	労災ケアサポート事業経費							事業番号 (28年度)	14						
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	15						
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター							事業開始年度	昭和52年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )														
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	在宅で介護、看護等が必要な労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等(労災ケアサポート)による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。													
	対象 (誰／何を 対象に)	65歳未満の労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)及びその家族													
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	65歳未満の労災重度被災労働者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 ①介護、看護、健康管理等に関する専門的な知識を有する看護師等(労災ケアサポート)による訪問支援 ②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談 ③労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成													
	実施 体制	全国を7ブロックに分割し、ブロックごとに事業を統括する常勤職員を配置し、事業を実施する。													
24年度予算額 (千円)	633,767	25年度予算額 (千円)	536,261	26年度予算額 (千円)	522,391	27年度予算額 (千円)	462,412	28年度予算額 (千円)	462,412						
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-						
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	605,453	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	522,844	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	462,412	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	462,412	28年度雇用勘定予算額: (千円)							
24年度 予算執行率(%)	95.5	25年度 予算執行率(%)	97.5	26年度 予算執行率(%)	88.5	27年度 予算執行率(%)	100.0	28年度一般勘定予算額: (千円)							
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	65歳未満の労災重度被災労働者は全国で約11,000人に上り、これら労災重度被災労働者は一般的な障害者とは異なり、せき膿損傷、頭部外傷、じん肺など労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、加齢による一般的な身体的能力の低下とは異なる労災被災者に特有の症状がみられる。これら労災重度被災労働者は、その家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、健康や介護に関する深刻な問題を抱えており、国としてこれら労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る必要がある。 このように若年者(65歳未満)を対象として、労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な支援を行う訪問支援等は、必要不可欠かつ他の制度では代替不可能な事業であり、継続する必要がある。														
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。														
27年 度目 標	アウトカム 指標	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。	27年 度実 績	アウト カム指 標 ○	有用であった旨の評価:95.2% ※9,400(有用の評価)/9,876(総回答数)										
	アウトプット 指標	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。		アウト プット 指標 ○	訪問支援の件数:14,227件										
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	労災ケアサポート等による訪問支援が計画的かつ適切に行われたため達成することができた。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、受託者からの状況把握及び必要な指導を行うことにより、適切な事業運営がなされるよう努める。														
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を四半期ごとにモニタリングする。 アウトプット指標 訪問支援の実施状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期								
				95.3% 3,605件	94.7% 3,711件	96.0% 3,629件	94.9% 3,282件								
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	-														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	平成27年度と同様							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	四半期ごとのモニタリング結果に基づき受託者との協議会を開催し、事業運営状況の聴取及び必要な指導を行った結果、平成27年度には目標を達成できた。引き続き当該取組により適切な事業運営がなされるよう努める。					
28年度目標(アウトカム指標)	事業の利用者から、介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を90%以上得る。							
中期的な目標	-							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	受益者である利用者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成27年度実績を踏まえ、90%と設定した。							
28年度目標(アウトプット指標)	労災重度被災労働者等に対して、訪問支援を年間11,100件以上実施する。							
28年度重点施策との関係	-							
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性を確保しつつ、サービスの質を確保するための適切な仕様等の検討を行う。							
29年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトカム指標 介護、看護、健康管理、精神的ケア等が有用であった旨の評価を四半期ごとにモニタリングする。  アウトプット指標 訪問支援の実施状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	-							

## (労働基準局補償課)

事業名	休業補償特別援護経費							事業番号 (28年度)	15		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	16		
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和57年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）										
事業／制度概要	目的 (何のため)	休業待期3日間の休業補償を受けられない者の援護を図る。									
	対象 (誰／何を対象に)	業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病にり患し、又は疾病の原因となる業務に従事した事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。									
	実施体制	労働者からの申請に基づき、労働基準監督署において支給決定し、都道府県労働局が休業補償3日分に相当する額を支給する。									
24年度予算額 (千円)	2,149	25年度予算額 (千円)	2,186	26年度予算額 (千円)	1,521	27年度予算額 (千円)	1,702	28年度予算額 (千円)	1,474		
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,452	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,579	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,398	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,483	28年度雇用勘定予算額： (千円)			
24年度 予算執行率(%)	67.6	25年度 予算執行率(%)	72.2	26年度 予算執行率(%)	91.9	27年度 予算執行率(%)	87.1	28年度一般勘定予算額： (千円)			
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病にり患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給するものであるため、本事業は必要である。										
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、業務上疾病と認められた労働者のうち、じん肺や振動障害等の遅発性疾病にり患し、又は事業場が廃止されるなどにより、事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し、その相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。										
27年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	96.1% (申請件数:76件、1か月以内に決定した件数:73件)						
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウト プット 指標 ○ ×	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理することができた。						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。										
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。										
評価	A			成果目標を達成しているところで有り、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。										
中期的な目標	-										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、1か月以内での決定を目標として設定した。なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。										
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。										
28年度重点施策との関係	-										
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。										
29年度重点施策との関係	-										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。										
その他特記事項	-										

## (労働基準局労災管理課)

事業名	長期家族介護者に対する援護経費								事業番号 (28年度)	16				
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)								事業番号 (27年度)	17				
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署								事業開始年度	平成7年度				
実施方法	<p>■直接実施</p> <p>□業務委託等（委託先等：）</p> <p>□補助金〔直接・間接〕（補助先：）<span style="float: right;">実施主体：（ ）</span></p> <p>□貸付（貸付先：）</p> <p>□その他（ ）</p>													
事業／制度概要	目的 (何のため)	要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給している。												
	対象 (誰／何を対象に)	長期間介護に当たってきた重度被災労働者の遺族												
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給する。												
	実施体制	都道府県労働局、労働基準監督署												
24年度予算額 (千円)		51,000	25年度予算額 (千円)	29,000	26年度予算額 (千円)	31,000	27年度予算額 (千円)	29,000	28年度予算額 (千円)	55,000				
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		26,000	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26,000	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,000	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,000	28年度雇用勘定予算額： (千円)	28年度一般勘定予算額： (千円)	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
24年度 予算執行率(%)		51.0	25年度 予算執行率(%)	89.7	26年度 予算執行率(%)	112.9	27年度 予算執行率(%)	106.9						
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)		要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、本件事業を実施する必要がある。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性		要介護状態の重度被災労働者の遺族の生活を援護するための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する労働者等援護事業として実施する必要がある。												
27年度目標	アウトカム 指標	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1か月とする。または、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。			27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが2件あったが、申請者にその旨を連絡していなかった。							
	アウトプット 指標	申請のあつたものについて迅速・適正に処理する。				アウトプット指標 ○ ×	申請から決定までに1ヶ月以内としたものの割合が93.5%（申請31件、1ヶ月以内に決定した件数29件）であり、全体として迅速・適正に処理することができた。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要したものが2件あったが、申請者にその旨を連絡していなかったため。												
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題		支給決定までに要する期間が1ヶ月を僅かに超過した2件について、申請者にその旨を連絡しなかった。処理期間に1ヶ月以上を要した事案及び要することが予想される事案については、担当者から処理状況等を申請人に支給決定に要すると予想される期間及び当該機関を要する理由を連絡するよう、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現に努める。												
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)		指標 設定	-			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由			-				-	-	-	-				
評価	C			未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。										

28年度事業概要	27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	やむを得ない理由による処理の遅れはあるものの、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とすることを、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現を図る。 また、申請から決定までに1ヶ月以上の期間を要する場合、申請者に連絡をした上で迅速・適正な処理に努める。									
28年度目標(アウトカム指標)	全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月とする、または、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	「長期家族介護支援金」については、遺族から申請があつた際に、審査し、支給する事業であり、申請者の満足度等の測定になじまないが、それに代わり請求から支給に至るまでの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために目標を設定した。 なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の遺族の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請のあつたものについて迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	本件事業については、要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯は、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にあるが、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図り、重度被災労働者の遺族の生活を援護するために、必要な事業であるため、引き続き実施していきたい。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「全ての申請について、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月とし、支給決定までに要する期間が1ヶ月以上を要する場合は、申請者にその旨連絡する。」を指標としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要があるため。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局労災保険業務課)

事業名	労災特別介護施設設置費							事業番号 (28年度)	17		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	18		
実施主体	国土交通省							事業開始年度	平成元年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：一般財団法人労災サポートセンター） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input checked="" type="checkbox"/> ■その他（国土交通省に支出委任）										
事業／制度概要	目的 (何のため)	平成4年より順次開所され、現在全国8か所に設置されている労災特別介護施設（ケアプラザ）については、開所以来、新しい施設で15年から古い施設で24年余経過し、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これら施設の不備をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねないことから、入居者の安全な生活環境の整備を図るため、施設の特別修繕を行う。									
	対象 (誰／何を対象に)	国が全国8か所（北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県）に設置した労災特別介護施設									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者（傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する原則として60歳以上の労災年金受給者）の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設の修繕									
	実施体制	原則として国土交通省に支出委任。ただし、平成27年度については厚生労働省（都道府県労働局）において直接実施した。									
24年度予算額 (千円)	88,747	25年度予算額 (千円)	84,113	26年度予算額 (千円)	164,627	27年度予算額 (千円)	177,969	28年度予算額 (千円)	200,178		
うち行政経費	88,747	うち行政経費	84,113	うち行政経費	164,627	うち行政経費	177,969	うち行政経費	200,178		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度雇用勘定予算額 (千円)		28年度一般勘定予算額 (千円)	
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労災特別介護施設（ケアプラザ）は、在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供することを目的として国が設置した施設であり、今後も運営していくに当たっては、経年劣化に対応するための施設の特別修繕が必要である。										
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害（又は通勤による災害）による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている（介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等）。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。										
27年度目標	アウトカム 指標	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想（施設の必要性等）が有用であった旨の評価を90%以上とする。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	有用であった旨の評価：92.7% ※13,048(有用の評価)／14,070(総回答数)						
	アウトプット 指標	吸収冷温水機更新工事（熊本施設及び北海道施設）、シャワー・浴槽更新工事（広島施設）及びナースコール設備更新工事（愛知施設）を年度内に完了する。		アウト プット 指標 ○ ×	左記工事を全て年度内に完了した。						
27年度目標を達成（未達成）の理由（原因）	特別修繕を実施する各都道府県労働局（北海道、愛知、広島、熊本）と緊密に連携し進行管理を行った結果、予定した工事を全て完了し、施設入居者の満足につながった。										
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き関係者と十分連携し、予定している修繕を実施できるよう努める。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由			-	-	-	-					
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	平成27年度よりアウトカム目標を入居者からの施設に対する有用度に変更するとともに、特別修繕の進行管理を適切に行い予定していた工事を年度内に完了した結果、平成27年度には目標を達成できた。引き続き特別修繕の適切な実施により目標が達成できるよう努める。									
28年度目標(アウトカム指標)	入居者からの労災特別介護施設に対する総合的な感想(施設の必要性等)が有用であった旨の評価を90%以上とする。											
中期的な目標	-											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	適時適切な施設の修繕を行った結果、入居者の満足につながることをアウトカム目標とする。このため、入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、90%と設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	外壁改修工事に係る設計(北海道施設)、給湯ボイラー更新工事及び空調熱源設備更新工事(愛知施設)並びに中央監視装置更新工事(広島施設)を年度内に完了する。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	各施設で特別修繕が必要な箇所を精査した上で、計画的な予算要求を行う。											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定		左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労災特別介護施設の特別修繕については、当該工事の完了をもって事業評価を行うこととなり、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。											
その他特記事項	-											

## (労働基準局労災保険業務課)

事業名	労災特別介護援護経費							事業番号 (28年度)	18							
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法 第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	19							
実施主体	一般財団法人労災サポートセンター							事業開始年度	平成元年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:一般財団法人労災サポートセンター) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 (国土交通省に支出委任)															
事業／制度概要	目的 (何のため)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。														
	対象 (誰／何を対象に)	在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する原則として60歳以上の労災年金受給者)														
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する介護施設の運営														
	実施体制	国が全国8か所(北海道、宮城県、千葉県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県及び熊本県)に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、専門的な施設介護サービスを提供する。また、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。														
24年度予算額 (千円)	1,959,195	25年度予算額 (千円)	1,926,572	26年度予算額 (千円)	1,930,795	27年度予算額 (千円)	1,901,810	28年度予算額 (千円)	1,901,928							
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,959,170	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,921,117	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,901,610	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,901,810	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を考慮していない	(千円)	(千円)						
24年度 予算執行率(%)	100.0	25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	98.5	27年度 予算執行率(%)	100.0									
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	高齢労災重度被災労働者はその家族の高齢化や核家族化の進展等に伴い、在宅での介護が困難となっている。これら高齢労災重度被災労働者は労働災害特有の傷病・障害を有する者が多く、一般に民間事業者や市町村等により実施されている介護サービスでは、十分な介護は施されていない現状にある。こうした介護をめぐる環境等を十分踏まえ、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行う必要がある。															
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害によって被った損害のてん補を行うという労災保険制度の趣旨に鑑み、介護保険法や障害者総合支援法によって給付が受けられる場合であっても、業務上の災害(又は通勤による災害)による障害を負った場合は、まずは労災保険から給付を行うこととしている(介護保険法第20条、障害者総合支援法第7条等)。このため、労働災害によって障害を被った高齢労災重度被災労働者に対しては、広く国民一般を対象とした施策とは別に、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号の規定に基づく社会復帰促進等事業の一つとして、独自の介護施策を展開する必要がある。															
27年度目標	アウトカム 指標	入居者から、介護サービスが有用で あつた旨の評価を90%以上得る。	27年 度実 績	アウト カム指 標 ○	有用であった旨の評価: 92.7% ※13,048(有用の評価) / 14,070(総回答数)											
	アウトプット 指標	全国8施設の年平均での入居率を 90%以上とする。		アウト プット指 標 ○	年平均入居率: 89.3% ※700(年平均入居者数) / 784名(入居定員数)											
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	アウトカム指標については、高齢労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを適正に提供したため、平成27年度の目標を達成した。 アウトプット指標については、受託者と連携し入居率向上のための取組を行った結果、新規入居者数は25年度の51名、26年度の57名に対し27年度は65名と改善したが、死亡や長期入院による退去者数も26年度の57名を上回る64名となった。この結果、27年度の平均入居率は、26年度から0.1ポイント改善したもののが、89.3%と目標には到達しなかった。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	アウトプット指標はわずかに目標に届かなかつたことから、受託者からの適時の状況把握及び必要な指導を行う。さらに当課としても本事業について、①全都道府県労働局に対し、会議・研修等の機会を通じ職員へ周知し、年金支給決定時に職員から入居者に対する説明及び周知を実施すること等、②全都道府県の障害福祉主管部局に対し、周知広報や入居要件を満たす可能性のある者に対し本事業を紹介すること等をそれぞれ依頼するなど、入居率向上のための取組を引き継ぎ行う。 なお、平成29年度以降の次期調達においては、受託者に対し、自己都合により退去する者について可能な限り具体的な退去理由を把握し、定期的な報告を行うことを求める予定としている。当該理由を分析し必要な対応を行うことで退去者の抑止を図り、上記の取組と併せ改善を行ってまいりたい。															
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	アウトプット指標 入居状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期									
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	-															
評価	B		予算額又は手法等を見直し													

28年度事業概要	平成27年度と同様							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	受託者からの適時の状況把握及び必要な指導、都道府県障害福祉主管部局に対する周知広報依頼等の従来からの取組を引き続き行うことに加え、次期調達においては、施設を退去する者の具体的な退去理由の把握・分析により退去者の抑止を図ることも併せ、アウトプット指標達成に取り組む。					
28年度目標(アウトカム指標)	入居者から、介護サービスが有用であった旨の評価を90%以上得る。							
中期的な目標	-							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	受益者である入居者からの有用であった旨の評価を指標とし、その目標値については、事業の有用性について一定の高い水準を常に維持・確保することを意図して、平成27年度実績を踏まえ、90%と設定した。							
28年度目標(アウトプット指標)	全国8施設の年平均での入居率を90%以上とする。							
28年度重点施策との関係	-							
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト)に基づく民間競争入札を実施する予定であり、競争性を確保しつつ、サービスの質を確保するための適切な仕様等の検討を行う。							
29年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	アウトプット指標 入居状況を四半期ごとにモニタリングする。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-							
その他特記事項	-							

## (労働基準局補償課)

事業名	労災診療被災労働者援護事業補助事業費							事業番号 (28年度)	19							
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	20							
実施主体	(公財)労災保険情報センター(27年度交付先)							事業開始年度	平成元年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：(公財)労災保険情報センター 実施主体：(公財)労災保険情報センター） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input type="checkbox"/> その他（ ））															
事業／制度概要	目的 (何のため)	被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である労災指定医療機関制度の維持、充実を図るため。														
	対象 (誰／何を対象に)	労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項に規定する病院又は診療所(労災指定医療機関)														
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労災指定医療機関で被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、(公財)労災保険情報センターが行っている労災指定医療機関への無利子貸付事業に対して、補助を行う。														
	実施体制	(公財)労災保険情報センターと貸付契約を締結している労災指定医療機関に対し、診療費の請求相当額を貸し付ける。														
24年度予算額 (千円)		2,921,686	25年度予算額 (千円)	2,900,811	26年度予算額 (千円)	2,891,581	27年度予算額 (千円)	2,845,821	28年度予算額 (千円)	2,844,105						
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—						
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		2,921,686	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,900,811	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,891,581	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,845,821	28年度雇用勘定予算額： 0(千円)	28年度一般勘定予算額： 0(千円)						
24年度 予算執行率(%)		100.0	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない							
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)		労災認定が行われるまでの間、労災指定医療機関に対して診療費相当額を貸し付けることで経済的負担を軽減させ、被災労働者に無料で診療を行う労災指定医療機関を確保・維持するため、本事業は必要である。														
社会復帰促進等 事業で行う必要性		本事業は、被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について補助を行うことにより、被災労働者の援護を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。														
27年度目標	アウトカム 指標	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成26年9月30日現在 41,102機関)			27年 度実 績	アウト カム指 標 ○ ×	労災保険指定医療機関数を前年より629件増加させた。 41,731機関(平成27年9月30日現在)									
	アウトプット 指標	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。				アウト プット指 標 ○ ×	100%									
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		適切な事務処理が行われ、貸付請求が請求月末に100%支払われ、また、そのことが労災保険指定医療機関の経済的負担を軽減させ、労災保険指定医療機関制度に対する信頼性の維持につながったため。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		引き続き目標に応じた実績を維持できるよう指導する。														
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な 指標を設定)		指標 設定	毎月10日までにあつた請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定 できない理由							100.0%	100.0%	100.0%	100.0%						
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	労災保険指定医療機関数を前年より増加させる。(平成27年9月30日現在 41,731機関)											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	被災労働者が一時的にせよ経済的な負担を被ることのないよう、労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付が行える労災保険指定医療機関制度を拡大する必要があるため。											
28年度目標(アウトプット指標)	毎月10日までに受け付けた貸付の請求について、当月末までに100%支払を行う。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	(公財)労災保険情報センターが実施する貸付事業への補助を行うため、必要な予算の確保に努め、労災保険指定医療機関制度の維持及び充実を図る。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	毎月10日までにあつた請求件数に対して、当月末までに支払った件数の割合。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局補償課)

事業名	労災援護金等経費							事業番号 (28年度)	20		
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	21		
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成16年度		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input type="checkbox"/> その他（ ）										
事業／制度概要	目的 (何のため)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため。									
	対象 (誰／何を対象に)	打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者									
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。									
	実施体制	都道府県労働局で、各援護金に関する申請に基づき支給を行う。									
24年度予算額 (千円)	10,011	25年度予算額 (千円)	12,259	26年度予算額 (千円)	12,792	27年度予算額 (千円)	11,749	28年度予算額 (千円)	8,324		
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,629	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	10,681	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,945	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,353	28年度雇用勘定予算額： 0(千円)	28年度一般勘定予算額： 0(千円)	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
24年度 予算執行率(%)	116.2	25年度 予算執行率(%)	87.1	26年度 予算執行率(%)	54.3	27年度 予算執行率(%)	54.1				
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたため、現在、保険給付を受けることができない被災労働者に対して、療養に要した費用等を支給するため、本事業は必要である。										
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労災保険給付を補完するものとして療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、このため、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。										
27年度目標	アウトカム 指標	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○ x	100.0% (申請件数:12件、1か月以内に決定した件数:12件)					
	アウトプット 指標	申請について迅速・適正に処理する。		アウト プット指 標	○ x	申請について、支給要件等を確認し、迅速・適正に処理すること ができた。					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	標準処理期間(1か月以内)を定めた本省通達を踏まえ、都道府県労働局では重点課題として、業務実施計画等において標準処理期間内の迅速・適正な処理を行うことを定めており、これに基づく適正な処理が行われたため。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるよう都道府県労働局へ指導を続ける。										
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。										
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合を80%とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	外科後処置及び義肢等補装具費支給制度等の標準処理期間に準じ、申請から1か月以内での決定を目標として設定した。なお、アウトプット指標については、本経費が被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、定量的な活動指標を示すことが困難であるため、被災労働者の支援を図るべく、申請を迅速・適正に処理することを目標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	申請について迅速・適正に処理する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	執行実績等を踏まえ、要求を行い、引き続き適切に実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定した割合」を指標(目標は80%)としているため、四半期ごとの結果ではなく、年間を通じて評価する必要がある。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)

事業名	過労死等援護事業実施経費(新規) 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	21	
事業の別	被災労働者等援護事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号、過労死等防止対策推進法)							事業番号 (27年度)	-	
実施主体	民間業者等							事業開始年度	平成28年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	「過労死等防止対策推進法」において、国は民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずることが規定され、また、同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においても、国が取り組む重点対策の中で、民間団体の活動に対する支援として、民間団体が過労死等防止のための研究会、イベント等を開催する場合、その内容に応じて、事前周知、後援等について支援するとされている。これらのことと踏まえ、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援を行うため、被災労働者の遺族の援護の観点から、過労死として認定された労働者の遺児等を対象とした交流会を外部委託により実施する。								
	対象 (誰/何を対象に)	過労死で家族を亡くした遺族(児)								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。								
	実施体制	民間業者に委託して実施								
24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	-	27年度予算額 (千円)	-	28年度予算額 (千円)	14,550	
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	24	
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を考慮していない	(千円) (千円)	
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成26年に成立・施行された「過労死等防止対策推進法」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされており、同法第11条に基づき、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずる必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する。本事業は、被災労働者及びその遺族の援護に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
27年度目標	アウトカム 指標	-	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	-				
				アウト カム指 標	×	-				
	アウトプット 指標	-	-	アウト プット指 標	○	-				
				アウト プット指 標	×	-				
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	-									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	-									
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	-	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期			
				-	-	-	-			
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	-									
評価	-		-							

28年度事業概要	過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う交流会を実施する。										
28年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-		-		-					
28年度目標(アウトカム指標)	過労死遺児交流会の参加者満足度を80%以上とする										
中期的な目標	-										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通じて心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、本事業が新規事業であることから、同様の目標を設定する他の事業の水準を例とした。										
28年度目標(アウトプット指標)	過労死遺児交流会の参加者を50人以上とする。(民間団体における27年度実績(26人)の2倍程度)										
28年度重点施策との関係	3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備 (2)働き方改革の実現 ・過労死等防止対策の実現										
29年度要求に向けた事業の方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求										
29年度重点施策との関係	2 「一億総活躍社会」の実現に向けた働き方改革の推進 (2) 長時間労働の是正 ・過労死等の防止に向けた取組										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	過労死等遺児交流会事業は、年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。										
その他特記事項	-										

## (労働基準局補償課)

事業名		石綿関連疾患診断技術普及事業							事業番号 (28年度)	-												
事業の別		被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	22												
実施主体		(独)労働者健康福祉機構(27年度委託先)							事業開始年度	平成18年度												
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(独)労働者健康福祉機構 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)												
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	医療関係者に対して石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等に係る研修等を実施することにより、石綿関連疾患に係る診断及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の普及・向上を図る。																				
	対象 (誰／何を 対象に)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者																				
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	呼吸器系の疾患を取り扱う医師、産業医等の医療関係者に対し、石綿に関する一般的な知識、職域における石綿ばく露、石綿関連疾患の病態・診断、石綿小体の計測、労災補償制度等についての研修を行う。																				
	実施 体制	受託者は、研修プログラム委員会を設置し研修プログラムの作成等を行った上で、全国複数の地域で研修を実施する。																				
24年度予算額 (千円)	22,301	25年度予算額 (千円)	21,544	26年度予算額 (千円)	21,450	27年度予算額 (千円)	20,980	28年度予算額 (千円)	-													
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-													
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	18,268	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	18,919	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	20,909	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	20,076	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない														
24年度 予算執行率(%)	81.9	25年度 予算執行率(%)	87.8	26年度 予算執行率(%)	97.5	27年度 予算執行率(%)	95.7															
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	石綿関連疾患の診断や石綿ばく露所見の判定についてはその判断が困難な場合が多く、診断に当たっては、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についても知識が必要であることから、医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上及び労災認定に不可欠な医学的所見に関する診断・計測技術の向上を図るために研修を実施する必要がある。																					
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、医療関係者に対し石綿関連疾患の診断方法、石綿ばく露所見の読影・検査方法や労災補償上の取扱い等について研修を実施することにより、被災労働者の援護を図るものであるが、平成28年度より、石綿による健康被害の早期救済を図るために、周知・広報事業も含めた一元的な事業として見直しを行うこととしたため、平成27年度限りで廃止する。																					
27年 度目 標	アウトカム 指標	研修を実施した際のアンケートにおいて、受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上とする。			27年 度実 績	アウト カム指 標	○	有意義であった旨の回答:98.8% (延べ受講者数887人、アンケート有効回答574人、有意義であった旨の回答450人、概ね有意義であった旨の回答117人)														
	アウトプット 指標	全国各地域において、計20回の研修を実施し、延べ700人が受講すること。					×															
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	受託者が石綿関連疾患の診断に係る指導的人材及び効果的な研修資料の確保を行い、それらを活用することができたため。																					
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	平成27年度限りの事業である。																					
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的指標を設定)	指標 設定	-			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期													
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	この事業は、毎四半期コンスタントに行うものではないため、モニタリング評価に馴染まない。																					
評価	A			平成27年度限りで廃止																		

28年度事業概要	-										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-	-								
28年度目標(アウトカム指標)	-										
中期的な目標	-										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-										
28年度目標(アウトプット指標)	-										
28年度重点施策との関係	-										
29年度要求に向けた事業の方向性	-										
29年度重点施策との関係	-										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	-	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-										
その他特記事項	-										

## (労働基準局補償課)

事業名	石綿確定診断等事業							事業番号 (28年度)	-
事業の別	被災労働者等援護事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号)							事業番号 (27年度)	23
実施主体	(独)労働者健康福祉機構(27年度委託先)							事業開始年度	平成21年度
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:(独)労働者健康福祉機構 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)
事業／制度概要	目的 (何のため)	石綿関連疾患に係る労災認定に当たっては、石綿関連疾患であることの確定診断や各種病理検査等の医学的所見が不可欠であるが、これらを適切に実施するためには高度な知見が必要であることから、事業によっては労災認定に必要な医学的所見が不十分なものなどになっている。このため、こうした事業について、高度な知見を有する専門家による確定診断等を実施することにより、迅速・適正な石綿関連疾患の労災認定を図る必要がある。							
事業／制度概要	対象 (誰／何を対象に)	受託者が、労働基準監督署等からの依頼等に基づき石綿関連疾患に関する複数の専門家による確定診断委員会を開催し、医学的資料を基に確定診断等を実施する。							
事業／制度概要	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	労働基準監督署等からの依頼に基づき、複数の医学専門家により胸部X線・CT画像の読影、病理検査の内容の精査等を行い、石綿関連疾患の確定診断を実施する。また、この確定診断の際に石綿小体計測等の病理検査が必要となった事業や、労働基準監督署等における調査の過程で追加で病理検査が必要となった事業について、必要な病理検査を実施する。							
事業／制度概要	実施体制	受託者が石綿関連疾患に係る高度な専門的知識と豊富な経験を有する複数の医学専門家による確定診断委員会を設置する。							
	24年度予算額 (千円)	17,423	25年度予算額 (千円)	16,056	26年度予算額 (千円)	15,710	27年度予算額 (千円)	15,656	28年度予算額 (千円)
	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,625	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,007	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,739	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,599	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない
	24年度 予算執行率(%)	55.2	25年度 予算執行率(%)	68.6	26年度 予算執行率(%)	93.8	27年度 予算執行率(%)	93.2	
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	石綿関連疾患の労災保険請求等について迅速・適正な給付等を行うため、石綿による疾患であるか医学的に判断が困難な事業について、複数の医学専門家で構成される「石綿確定診断委員会」以下の診断等を実施し、医学的所見を得る必要がある。 ・石綿関連疾患についての確定診断 ・石綿関連疾患の認定に必要な医学的所見の有無の確認等 ・石綿小体及び石綿織維計測								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、診断が困難とされる石綿関連疾患について、労災認定に不可欠な石綿関連疾患であることの確定診断等の医学的所見を得ることで、迅速・適正な労災認定を行い、もって被災労働者等の援護を図るものであるが、平成28年度より、石綿による健康被害の早期救済を図るため、周知・広報事業も含めた一元的な事業として見直しを行うこととしたため、平成27年度限りで廃止する。								
27年度目標	アウトカム 指標	労働基準監督署等から石綿関連疾患の確定診断等の依頼を受けたものについて、確定診断等を実施する。	27年度 実績	アウト カム指 標	<input checked="" type="radio"/>	労働基準監督署から依頼があった事業(134件)について、確定診断等を実施した。			
	アウトプット 指標	10回以上確定診断委員会を開催し、依頼を受けた事業について確定診断等を行い、労働基準監督署あて回答する。		<input checked="" type="radio"/>	アウト プット指 標	<input checked="" type="radio"/>	確定診断委員会を12回開催し、依頼を受けた事業について、確定診断等を実施し労働基準監督署あて回答した。		
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	受託者が、石綿関連疾患の確定診断等を行うための人材を確保、活用できたため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成27年度限りの事業である。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	確定診断等の依頼を受けている事業の件数に 対し、確定診断等を行い完結処理を行った件数 の割合	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定でき ない理由	-								
評価	A		平成27年度限りで廃止						

28年度事業概要	-											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-	-									
28年度目標(アウトカム指標)	-											
中期的な目標	-											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-											
28年度目標(アウトプット指標)	-											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	-											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	-	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	-											

## (労働基準局安全衛生部計画課・労働基準局監督課)

事業名	労働安全衛生等事務費							事業番号 (28年度)	22																																				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	24																																				
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	昭和23年度																																				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )																																												
事業／制度概要	<table border="1"> <tr> <td>目的 (何のため)</td><td colspan="8">労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるため、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入する。</td></tr> <tr> <td>対象 (誰／何を対象に)</td><td colspan="8">安全衛生業務に従事する職員</td></tr> <tr> <td>事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)</td><td colspan="8">職員が労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍やコピー用紙等の消耗品等を購入する。</td></tr> <tr> <td>実施体制</td><td colspan="8">厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署</td></tr> </table>									目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるため、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入する。								対象 (誰／何を対象に)	安全衛生業務に従事する職員								事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	職員が労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍やコピー用紙等の消耗品等を購入する。								実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							
目的 (何のため)	労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるため、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入する。																																												
対象 (誰／何を対象に)	安全衛生業務に従事する職員																																												
事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	職員が労働安全衛生対策を推進するために必要な書籍やコピー用紙等の消耗品等を購入する。																																												
実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署																																												
24年度予算額 (千円)	228,616	25年度予算額 (千円)	217,730	26年度予算額 (千円)	209,457	27年度予算額 (千円)	197,108	28年度予算額 (千円)	195,255																																				
うち行政経費	228,616	うち行政経費	217,730	うち行政経費	209,457	うち行政経費	197,108	うち行政経費	195,255																																				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していな い																																					
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—																																						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	適切に労働安全衛生対策を推進し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために、業務に使用する消耗品等を購入することが必要である。																																												
社会復帰促進等事業で行う必要性	業務に使用する消耗品等を確保し、労働者の安全及び衛生の確保を図るために業務に適切に取り組めるようにすることは、労働者の安全衛生確保に資することから、「労働者災害補償保険法」第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業として行う必要がある。																																												
27年度 目標	アウトカム 指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	要求内容の見直しを行い、▲0.94%の予算額削減を行った。																																					
	アウトプット 指標	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。				アウト プット 指標	○			両面印刷の徹底やカラー印刷を必要最小限に止める等のコスト削減策に取り組んだ。																																			
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	経費の節約に努めるとともに、執行実績を踏まえた予算要求を行ったため。																																												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き経費の節約等、適正な運営管理に努める。																																												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期																																				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。																																												
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																																									
28年度事業概要	平成27年度と同様																																												
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																																								

28年度目標(アウトカム指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、経費の節約を図り、前年度の執行額を踏まえた予算要求を行う。						
中期的な目標	—						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	消耗品等の購入経費であるため、「アウトカム指標」の設定は馴染まないものであるが、消耗品等を効率的に使用することにより、コスト削減を図り、これを予算に反映させることを指標とした。						
28年度目標(アウトプット指標)	労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。						
28年度重点施策との関係	—						
29年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。						
29年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての購入計画であるため、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。						
その他特記事項	—						

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 ( 28 年度 )	23					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	計画班					
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、富士通株式会社							事業開始年度	平成26年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)					
事業／制度概要	目的 (何のため)	企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進とともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的とする。												
	対象 (誰／何を対象に)	国内の全ての企業等を対象とする。												
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の安全衛生水準を評価するための基準について検討会を開催し、検討を行う。</li> <li>・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツを作成し、ウェブサイトで公開する。</li> <li>・各労働局において企業等からの申請を受け付け、評価基準に基づく安全衛生水準の評価を行い、基準を満たす企業等を優良企業等として認定し、公表する。また、企業等が自社の安全衛生水準についての自己診断や労働局への申請を行う際の各種相談への対応業務を実施する。</li> <li>・また、本事業を広く企業に周知するため、本事業のポスター及びリーフレットを作成し、本省及び各労働局で配布・周知する。</li> </ul>												
	実施体制	厚生労働省本省及び都道府県労働局による直接指導を実施する。 富士通株式会社に委託して実施する。												
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	12,252	27年度予算額 (千円)	15,686	28年度予算額 (千円)	32,030					
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	10,886	うち行政経費	15,686	うち行政経費	15,686					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,366	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)						
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	—	28年度一般勘定予算額: (千円)						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	若者が安心して就職し、働く環境の確保と、その情報の共有が重要な課題となっている。このため、望ましい安全衛生水準を具体的な客観的指標で示すとともに、当該指標が達成できた企業については、積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働く良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することは、企業の安全衛生を確保するために必要である。								※予算執行率は行政経費を考慮していない					
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は企業等の安全衛生の水準確保を促進することで、若者が安心して就職し、働く環境の確保と、その情報の共有を支援するものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。													
27年度 目標	アウトカム 指標	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を60,000件以上とする。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数について、137,553件を達成した。						
	アウトプット 指標	安全衛生優良企業公表制度の周知のため、各種説明会を利用した制度の説明及び関係団体・企業への説明・要請を合計30回行う。				アウト プット指 標	○	各種説明会を利用した制度の説明及び関係団体・企業への説明・要請を合計226回行った。						
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	ポスター及びリーフレットを計画的に作成及び配布し、行政においても機会を捉え積極的に周知を行ったことが、効果的な周知につながり、自己診断サイトへのアクセス数の伸びにも良い影響を与えることができた。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続きリーフレット等の増刷や行政による機会を捉えた積極的な制度の周知を行うことで、安全衛生水準の向上に係る取組企業を増加させる。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間の合計アクセス件数を目標としており、ポスター及びリーフレットの配付は時期を捉えて印刷、配付を行うため、四半期ごとのモニタリングに馴染まないため。					-	-	-	-					
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのコンテンツをウェブサイトで公開する。</li> <li>・各労働局において企業等からの申請を受け付け、評価基準に基づく安全衛生水準の評価を行い、基準を満たす企業等を優良企業等として認定し、公表する。</li> <li>・また、本事業を広く企業に周知するため、本事業のポスター及びリーフレットを作成し、本省及び各労働局等で配布・周知する。</li> <li>・申請により得られた各企業等の優良な取組事例をウェブサイトで公開する。</li> <li>・セミナー及び認定企業による取組事例発表会を開催し、安全衛生優良企業制度の周知を行う。</li> </ul>											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	安全衛生優良企業公表制度の自己診断サイトへのアクセス数を90,000件以上とする。											
中期的な目標	望ましい優良な安全衛生水準を広く周知し、より多くの企業等に安全衛生への積極的な取組を喚起し、安全衛生水準の高い企業等を増やすことを目標とする。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	安全衛生水準が高い優良な企業等を公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を推進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的としている。そのため企業自らが優良な安全衛生の水準にあるかどうかを確認する自己診断サイトのアクセス数を目標として設定する。平成27年度前半は、制度立ち上げの時期でもあり、月1万件近くのアクセスがあったが、平成27年度後半のアクセス数の実績は月7,000件程度で推移している。平成28年度は平成27年度後半のアクセス数の実施を維持しつつ、平成28年度は新たに周知広報事業も行うことから、それらの効果も加味し、目標を90,000件とする。											
28年度目標(アウトプット指標)	安全衛生優良企業公表制度の周知のため、啓発用のリーフレットを25,000部印刷し、配布する。											
28年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進											
28年度要求に向けた事業の方向性	本事業の実施状況等を踏まえ、引き続き要求を行うことを検討する。											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	－	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間の合計アクセス件数を目標としており、ポスター及びリーフレットの配付は時期を捉えて印刷、配付を行うため、四半期ごとのモニタリングになじまないため。											
その他特記事項	－											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	労働災害減少のための安全装置等の開発に関する調査研究							事業番号 (28年度)	-			
事業の別	安全衛生確保事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	26			
実施主体	中央労働災害防止協会							事業開始年度	平成26年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)			
事業／制度概要	目的 (何のため)	小売業等の現場で必要とされる安全装置等の開発について検討し、今後の保護具や安全装置の開発促進及び普及に活用する。										
	対象 (誰／何を対象に)	小売業等に係る事業場や労働者										
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	業界団体等から構成される「専門検討委員会」を設け、小売業等に係る事業場や労働者を対象として、労働災害の防止に有効な安全装置等に関するニーズの収集を行った上で、現場で必要とされている安全装置等の開発について検討し、報告書に取りまとめる。ニーズ調査に当たっては、実作業に基づく労働災害の防止に有効な安全装置等に関するアンケート等による情報収集等を行う。										
	実施体制	一般競争入札(総合評価落札方式)により委託を行い実施する。										
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	4,780	27年度予算額 (千円)	4,780	28年度予算額 (千円)	0			
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	0	うち行政経費	0	うち行政経費	0			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,226	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	0	※予算執行率は行政経費を考慮していない				
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	88.4	27年度 予算執行率(%)	0.0					
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	第12次労働災害防止計画において、小売業については「多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発を促進し、普及させる。」とされており、小売業における労働災害防止のため、調査研究を行うことが必要である。											
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は特に小売業における労働災害の減少を目的として安全装置及び保護具の開発を促進するものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。											
27年度目標	アウトカム指標	小売業等で多発している「転倒災害」「墜落・転落災害」「切れ・こすれ災害」それぞれの類型に対応した安全装置、保護具等を事業場で活用する際の要件等について検討会でとりまとめる報告書に盛り込む。	27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。なお、平成26年度の成果を取りまとめたものを第三次産業における指導の参考として、各都道府県労働局へ情報提供を行うことを予定している。							
	アウトプット指標	災害防止対策について周知を図るため、報告書を踏まえ、「転倒災害」、「墜落・転落災害」、「切れ・こすれ災害」防止に係るリーフレットを作成し、印刷可能な電子媒体を都道府県労働局に送付する。		アウトプット指標 ○ ×	当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。なお、平成26年度の成果を取りまとめたものを第三次産業における指導の参考として、各都道府県労働局へ情報提供を行うことを予定している。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	当該委託事業について、入札を行ったものの不調になり、事業を実施できなかった。											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度は当該事業を廃止する。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	一年の中で専門家による討論委員会を開催し報告書を取りまとめることとしており、四半期毎のモニタリングには馴染まない。											
評価	C		当該事業を廃止する。									

28年度事業概要	-											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	予算額又は手法等を見直し									
28年度目標(アウトカム指標)	-											
中期的な目標	-											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	-											
28年度目標(アウトプット指標)	-											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	-											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	-											

## (労働基準局安全衛生部計画課、安全課、労働衛生課)

事業名	安全衛生啓発指導等経費							事業番号 (28年度)	24-1						
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	28-1						
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局及び労働基準監督署							事業開始年度	平成24年度						
実施方法	<p>■直接実施  <input type="checkbox"/>業務委託等（委託先等：）  <input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕（補助先：）  <input type="checkbox"/>貸付（貸付先：）  <input type="checkbox"/>その他（）</p> <p>実施主体：（）</p>														
事業／制度概要	目的(何のため)	<p>労働災害防止についての啓発指導を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。</p> <p>また、産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。</p>													
	対象(誰／何を対象に)	事業者と労働者													
	事業／事業のスキーム(決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。</li> <li>・優良な安全成績を上げた職長等を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。</li> <li>・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全管理指導を行う。</li> <li>・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。</li> <li>・都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催し、地域における労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取する。</li> <li>・その他、職員に対する研修を実施するとともに、災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。</li> </ul>													
	実施体制	厚生労働本省、各都道府県労働局及び労働基準監督署が実施。													
24年度予算額(千円)		89,708	25年度予算額(千円)	116,877	26年度予算額(千円)	117,461	27年度予算額(千円)	117,248	28年度予算額(千円)	119,509					
うち行政経費		89,708	うち行政経費	116,877	うち行政経費	117,461	うち行政経費	117,248	うち行政経費	119,509					
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)		—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額：(千円) 28年度一般勘定予算額：(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない						
24年度予算執行率(%)		—	25年度予算執行率(%)	—	26年度予算執行率(%)	—	27年度予算執行率(%)	—							
事業／制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)		<p>労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図るための取組等を実施しており、その実施・運営のために必要である。</p> <p>また、災害防止の指導を行うに当たっては、法で定められた有害物質の濃度や局所排気装置の制御風速などを測定するための計測機器や職員の作業着が必要である。</p>													
社会復帰促進等事業で行う必要性		事業者や労働者に対する安全衛生啓発指導や安全衛生意識の普及高揚を図ることは、労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。													
27年度目標	アウトカム指標	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議で聴取した意見を安全衛生施策に反映させる。			27年度実績	アウトカム指標	○	行政運営方針の策定等に当たり、会議を開催できなかった2県も含み、全国の都道府県労働局において、安全衛生労使専門家から聴取した意見を参考にする等して、安全衛生施策に反映させた。							
	アウトプット指標	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する。					×	—							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		<p>都道府県労働局安全衛生専門家会議について2県開催できていない。その理由は次の通り。</p> <p>1県については、開催日当日に大雪が降ったため、会議は開催できなかったが、後日資料を送付して、別途委員より意見を求め、安全衛生施策に反映させた。もう1県については、3月に開催する予定で日程調整を行ったが、委員より春闘等を理由として3月開催は避けてもらいたい旨申し出があり、専門委員と相談の上、開催時期を平成28年6月にずらすこととなったため、平成27年度中の開催は出来なかった。ただし、平成27年度中、安全衛生労使専門家会議とは別に、使用者代表委員所属の団体及び労働者代表所属の団体とはそれぞれに行政運営についての意見を伺う機会があり、聴取した意見等については、安全衛生施策に反映させた。</p>													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		余裕を持って日程調整を行い、年度中安全衛生専門家会議を開催できるようするとともに、万が一、日程が整わない場合や悪天候で会議を開催できない場合であっても、あらかじめ資料を準備し、書面により確実に労使専門家の意見を聴取するよう手配する。その上で、引き続き事業の適正な運営に努める。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)		指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由			年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。				—	—	—	—					

評価	B		予算額又は手法等を見直し					
28年度事業概要	平成27年度と同様。							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	余裕を持って日程調整を行い、年度中安全衛生専門家会議を開催できるようするとともに、万が一、日程が整わない場合や悪天候で会議を開催できない場合であっても、あらかじめ資料を準備し、書面により確実に労使専門家の意見を聴取するよう手配する。その上で、引き続き事業を実施する。					
28年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局安全衛生労使専門家会議等を通じて聴取した労使専門家の意見を安全衛生施策に反映させる。							
中期的な目標	—							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	各地域において、現場実態を踏まえた意見を聴取し、地域の安全衛生施策に反映することにより、効率的に災害防止の対策を行い、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。							
28年度目標(アウトプット指標)	安全衛生意識の普及高揚を図るとともに、労働災害防止活動を効果的に促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間等を実施する。また、安全衛生施策に反映させるため、全都道府県労働局で都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を開催する等して労使専門家の意見を聴取する機会を設ける。							
28年度重点施策との関係	—							
28年度要求に向けた事業の方向性	執行状況を精査の上、継続して要求する。							
29年度重点施策との関係								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての事業計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。							
その他特記事項	—							

事業名	安全衛生啓発指導等経費 (技能講習修了証明書発行等一元管理事業)							事業番号 (28年度)	24-2					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労災保険法第29条第1項3号)							担当係	業務班					
実施主体	富士通株式会社							事業開始年度	平成13年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:富士通株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)					
事業／制度概要	目的(何のため)	労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には、技能講習の受講が義務づけられている。作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられているが、修了証を紛失又は破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されてしまったり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるといった労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、一人の労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録教習機関での修了歴を携帯しやすい大きさの書面にして交付する必要がある。 そのため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備する。												
	対象(誰／何を対象に)	技能講習修了者												
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	登録教習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。												
	実施体制	富士通株式会社に委託して実施。												
24年度予算額(千円)	103,395	25年度予算額(千円)	95,983	26年度予算額(千円)	98,632	27年度予算額(千円)	119,841	28年度予算額(千円)	119,841					
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—					
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	101,850	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	94,259	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	98,280	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	104,760	28年度雇用勘定予算額:(千円)						
24年度予算執行率(%)	98.5%	25年度予算執行率(%)	98.3%	26年度予算執行率(%)	99.6%	27年度予算執行率(%)	87.4%	28年度一般勘定予算額:(千円)						
※予算執行率は行政経費を考慮していない														
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、技能講習修了証明書の再交付を容易にし、また、複数の証明書の一元化により、修了証の携帯を容易にすることで、事業者による現場での労働者の資格の有無の確認をしやすくするものであり、無資格者が従事することによる労働災害の発生防止に繋げるために必要である。													
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、無資格者が業務に従事することによる労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。													
27年度目標	アウトカム指標	技能講習の帳票データの受付数を平成24年度の受講者数の85%である713,985件以上とする。			27年度実績	アウトカム指標	○	技能講習の帳票データの受付件数:1,319,584件						
	アウトプット指標	引き渡し漏れのないよう、年度更新時の機会を捉えて通達を発出して登録教習機関に注意喚起する。				アウトプット指標	○	平成27年10月1日付けで関係団体及び都道府県労働局に対して通達を発出し、注意喚起を行った。						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	【アウトカム指標】 関係団体、都道府県労働局を通じて、帳票データの引き渡しについて登録教習機関に広く周知したため。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	技能講習の帳票データの受付数を平成24年度の受講者数の85%とする。(713,985件)			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由						507,622	272,912	291,259	247,791					
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。							
28年度目標(アウトカム指標)	技能講習の帳票データの受付数を平成26年度の受講者数の85%である753,930件以上とする。											
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場での労働者の資格の有無の確認を通して、無資格者が従事することによる労働災害の発生を防止する。</li> <li>技能講習修了者が、いつでも修了証明書の発行を受けられる環境を整備する。</li> </ul>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	帳票データの受付数をアウトカム指標に設定し、引き続き帳票データの引き渡し漏れが発生しないように周知し、周知が進むにつれ、帳簿データの受付数の増加が予想されることから、引き受けた帳票データを確実に入力できるように、入力件数をアウトプット指標として設定し、入力件数を適切に管理していく。											
28年度目標(アウトプット指標)	引き続き帳票データの引き渡しについて周知していくとともに、引き受けた帳票データを確実に入力できるように適正な管理に努めていく。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	技能講習の帳票データの受付数を平成27年度の受講者数の85%とする。(753,930件)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	-											

事業名	安全衛生啓発指導等経費 (職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業)							事業番号 (28年度)	24-3	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	28-3	
実施主体	富士通株式会社等							事業開始年度	平成27年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：富士通株式会社等） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（ ）							実施主体：	（ ）	
事業／制度概要	目的 (何のため)	情報の入手や資料の整備に人手を割くことが難しい事業場でも、自主的に安全衛生対策を進められるよう、安全への取組に必要な情報し、さらに安全活動に積極的な事業場の好事例等を情報提供することにより、安全への取組に積極的な企業が評価される環境等を整備する。								
	対象 (誰／何を対象に)	民間企業								
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	①中小企業をはじめとする各事業者が労働者への教育や创意工夫された安全活動等、労働災害防止対策の推進を図るために必要不可欠な災害事例や化学物質情報、リスクアセスメントの手法などの情報をホームページを通して提供する。 ②プロジェクトに賛同する企業を募り、安全活動に熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動（「あんぜんプロジェクト」）の展開等を行う。賛同企業は、厚生労働省が運営する「あんぜんプロジェクト」のホームページにプロジェクトメンバーとして掲載され、自社のイメージアップに繋げるとともに、一層の安全活動に取り組むことが期待される。また、その活動状況及び労働災害発生状況を自社のホームページで公表する。								
	実施体制	①EYアドバイザリー株式会社 ②富士通株式会社								
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	51,338	28年度予算額 (千円)	51,336	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	49,550	28年度雇用勘定予算額： (千円)	28年度一般勘定予算額： (千円)	
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	96.5%	※予算執行率は 行政経費を考慮していない		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	安全衛生対策に資する情報提供を行い、安全衛生への取組に意欲のある企業が評価される環境の整備等を行うことで、事業場の自主的な安全衛生対策を促し、もって労働災害の防止につなげるために必要である。									
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、事業場の自主的な安全衛生対策の促進により労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資るものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
27年度 目標	アウトカム 指標	①ホームページのアクセス件数を1,400万件以上を確保する。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。								
	アウトプット 指標	①要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例を30件以上掲載する。 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)								
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトカム指標】 ホームページの認知度が高まり、アクセス件数が伸び、掲載コンテンツを充実させたことにより、有用性を評価されるにいたったものと考えられる。 【アウトプット指標】 前年の労働災害発生状況を踏まえ、掲載事例を選定したことにより、豊富な事例の中から選定できたことが、指標の達成につながったものと考えられる。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に事業を実施する。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページのアクセス数1,400万件以上 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—					①4,362,321 ②0	①4,602,957 ②0	①5,198,075 ②1057	①7,257,523 ②31,922	
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	—											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成績目標を達成しているところであります、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	①ホームページのアクセス件数を1,500万件以上を確保する。 ②事業者等から有用であった旨の評価を80%以上確保する。											
中期的な目標	ホームページのアクセス件数を着実に増加させ、災害防止に役立つ情報を提供する。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①ホームページに掲載されている内容が有用であればあるほど、よりアクセス件数が増えると考えられるため、ホームページのアクセス件数を目標に設定した。 ②国の施策や安全衛生情報提供の内容と事業場等の需要に乖離がないかを検証するため有用度80%以上を目標に設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	①要望のあったものを中心に、ホームページに災害事例を30件以上掲載する。 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業を実施する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①ホームページのアクセス数1,500万件以上 ②各種労働災害データベースの作成(30,000件以上)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①9,792,514 ②0件	28年度 第二四半期 ①8,196,213 ②0件	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費 【27年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	25		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	計画班		
実施主体	厚生労働省本省、中央労働災害防止協会							事業開始年度	平成3年		
実施方法	<p>■直接実施 ■業務委託等 (委託先等:中央労働災害防止協会)  <input type="checkbox"/>補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: )  <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先: )  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>実施主体: )</p>										
事業 制度 概要	目的 (何のため)	<p>①労働者の安全と健康の確保を目的とした安全衛生政策について、国際的な動向を踏まえて立案する必要があるため。 ②日中間の安全衛生技術交流を通じて、両国の労働安全衛向上を図る必要があるため。</p>									
	対象 (誰/何を 対象に)	<p>①職員 ②シンポジウム参加の民間企業等</p>									
	事務・事 業のス キーム(決 定スキーム を含む)	<p>①化学物質による人への健康影響に関して、リスク評価・管理等の活動により国際協調活動を行っているOECD等の国際会議等に職員を出張させる。 ②日本国企業の進出数が急増している中国と政策対話をを行うとともに、これを踏まえた安全衛生シンポジウムを開催する。</p>									
	実施 体制	厚生労働省本省による直接実施、中央労働災害防止協会に委託して実施。									
24年度予算額 (千円)	9,715	25年度予算額 (千円)	9,364	26年度予算額 (千円)	9,386	27年度予算額 (千円)	8,372	28年度予算額 (千円)	7,840		
うち行政経費	4,924	うち行政経費	4,656	うち行政経費	4,703	うち行政経費	4,279	うち行政経費	4,279		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	2,985	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	3,097	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	2,826	28年度雇用勘定予算額: (千円)			
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	63.4	26年度 予算執行率(%)	66.1	27年度 予算執行率(%)	69.0	28年度一般勘定予算額: (千円)			
※予算執行率は 行政経費を考慮していない											
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	日本における労働災害防止の推進に資することを目的として、国際的な動向を十分に踏まえた安全衛生政策を立案するためには、国際会議に参加することやシンポジウムを開催することにより、国際的な動向への的確な対応を図ることが必要である。										
社会復帰促進等事 業で行う必要性	本事業は日本における安全衛生政策について、国際会議等への参加を通じて国際的な動向を踏まえて的確な対応を図るものである。これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3条に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
27年度 目標	アウトカム 指標	<p>①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。</p>			27年度 実績	アウト カム指 標	○	<p>①ASEAN地域諸国からなる安全衛生の国際会議(タイ・バンコク)に出席し、議事概要等について厚生労働省のホームページに掲載した。 ②アンケートの結果、97%の参加者から「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」と評価する旨の回答を得た。</p>			
	アウトプット 指標	<p>①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生シンポジウムを開催し、その参加者を100名以上とする。</p>				アウト プット指 標	×	-			
27年度目標 達成(未達成) (原因)	<p>①国際会議への参加及びその結果の公表について、計画的に実施することができた。 ②平成26年度に引き続き 平成27年度も前年より規模を拡大したシンポジウム開催することができ、参加者も目標数を達成することができた。 また、今回は北京市での開催であり、中国側政府(中国国家安全生产监督管理总局)が利用する会場及びホテルを手配することができ、会場費、宿泊費、レセプション費等について、通常価格より割安な価格で実施することができたため、執行率が69.0%となった。</p>										
	理由(原因)を踏 まえた改善すべき事 項、今後の課題	<p>①引き続き計画的に国際会議への参加を行う。 ②引き続き中国との良好な関係を維持し、一定程度の規模を確保してシンポジウムの開催を行う。</p>									
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	-			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期		
		-				-	-	-	-		
上記モニタリング の指標を設定でき ない理由	国際会議やシンポジウムの日程は不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。										
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	①OECD等の国際会議に参加し、海外動向について、審議会等への報告又はホームページへの掲載等により公表する。 ②シンポジウムの参加者に対するアンケートにおいて「事業場における労働安全衛生水準の向上に資する」という評価を80%以上とする。											
中期的な目標	国際動向に基づき的確な安全衛生対策の立案等や国際協力等による関係国との協調による安全衛生対策の推進を行い、日本における労働災害の発生防止の推進を図る。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①安全衛生に関する国際会議に出席し、その結果を公表することは、日本における労働災害防止の推進に資する取組である。 ②労働安全衛生対策の情報交流の活性化と、事業場におけるその結果の活用促進を図るため、参加者の満足度が高いシンポジウムを開催する。											
28年度目標(アウトプット指標)	①OECD等の国際会議に年1回以上参加する。 ②安全衛生シンポジウムを開催し、その参加者を100名以上とする。											
28年度重点施策との関係	—											
28年度要求に向けた事業の方向性	執行実績を踏まえて、引き続き要求をする。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	国際会議やシンポジウムの日程は不確定であり、四半期毎のモニタリングには馴染まない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局監督課・安全衛生部労働衛生課)

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発緊急作業従事者の被ばく管理対策等) 【28年度重点目標管理事業】								事業番号 (28年度)	26-1										
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								担当係	電離放射線労働者健康対策室										
実施主体	厚生労働省本省、日本電気株式会社、公益社団法人全国労働衛生団体連合会								事業開始年度	平成23年度										
実施方法	<p>■直接実施</p> <p>■業務委託等 (委託先等:日本電気株式会社、公益社団法人全国労働衛生団体連合会)</p> <p>□補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: )</p> <p>□貸付 (貸付先: )</p> <p>□その他 ( )</p>																			
事業／制度概要	目的 (何のため)	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)において緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理を行うため。																		
	対象 (誰／何を対象に)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者																		
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」の構築や、緊急作業従事者に対する健康相談、保健指導の実施。																		
	実施体制	データベースの構築は日本電気株式会社等との請負契約により実施。緊急作業従事者に対する健康相談及び保健指導は公益社団法人全国労働衛生団体連合会に委託して実施。																		
24年度予算額 (千円)	604,270	25年度予算額 (千円)	488,782	26年度予算額 (千円)	416,411	27年度予算額 (千円)	362,865	28年度予算額 (千円)	362,865											
うち行政経費	205,911	うち行政経費	272,260	うち行政経費	283,509	うち行政経費	6,054	うち行政経費	6,030											
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	111,172	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	79,457	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	87,105	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	71,808	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない												
24年度 予算執行率(%)	27.9%	25年度 予算執行率(%)	36.7%	26年度 予算執行率(%)	65.5%	27年度 予算執行率(%)	20.1%													
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	原子力災害対策本部で決定された「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」において、「東電福島第一原発作業員に対する健康管理の強化・管理体制の確認」が掲げられており、緊急作業従事者の長期的健康管理を行うため、被ばく線量、健康診断結果等のデータの蓄積や、健康相談、保健指導の実施を行うことが必要である。																			
社会復帰促進等事業で行う必要性	緊急作業に従事した労働者の健康管理は長期的、継続的に実施する必要があり、原発事故収束作業に従事した労働者の安全と健康の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。																			
27年度 目標	アウトカム 指標	緊急作業において100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等を受診させることにより疾病の早期発見を期する。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	100ミリシーベルト超の緊急作業従事者174人中152人に対して、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等を受診させた。												
	アウトプット 指標	①緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う (放射線業務従事者4,530人×16(線量12回+一般健診2回+電離健診2回)=72,480) ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約780人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ③緊急作業者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。 ④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。					○	①見込み件数72,480件に対し、146,705件のデータ入力等を実施した。 ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行った。 ③緊急作業者の現況確認のため連絡先を把握している約2万人全員に対して、調査票を送付した。 ④委託事業により祝祭日を除く月～金曜日9時～17時の間、健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行った。												
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	事業者に対して指針に基づく健康診断等を行うよう指導するとともに、離職者に対しては本人に直接受診勧奨を行うことにより、がん検診等の受診者の徹底を図ったもの。また、事業者に対して健康診断結果及び被ばく線量の報告の徹底を指導することにより、報告件数の増加を図った。																			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き受診勧奨等を行うことにより、がん検診等の実施率の上昇及び健康診断結果等の報告の徹底を図る。																			
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期											
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、モニタリング指標の設定になじまない。					-	-	-	-											
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続																

28年度事業概要	平成27年度と同様。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	緊急作業において100ミリシーベルトを超えて被ばくした労働者に対し、厚生労働大臣指針に基づくがん検診等を受診させることにより疾病の早期発見を期する。											
中期的な目標	緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果について、随時データベースに蓄積し、当該労働者の長期的な健康管理に資すること。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理を引き続き適切に行うため、当該労働者の健康確保を図るという観点から、継続してがん検診等の受診を目標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	①緊急作業に従事した労働者について、健康診断結果及び被ばく線量について、データベースに入力を行う (放射線業務従事者数(概算)5,000×16(線量12回+一般健診2回+電離健診2回)=80,000。) ②一定の被ばく線量を超えた労働者からの申請に基づき交付された手帳を所持する者全員(約824人)に対し、直接又は事業者を通じてがん検診等の受診勧奨を行う。 ③緊急作業者の現況確認のため、約2万人全員に対して調査票を送付する。 ④健康相談窓口の開設及びフリーダイヤルの設置を行い、健康相談を行う。											
28年度重点施策との関係	7(1)① 中長期ロードマップの改訂を踏まえた東電福島第一原発緊急作業従事者の安全衛生対策の強化											
29年度要求に向けた事業の方向性	前年度成果を活用しつつ、前年度同規模の事業を引き続き展開していく。											
29年度重点施策との関係	7(1)東日本大震災からの復興等のための雇用・労働対策 ②東電福島第一原発における廃炉等作業従事者や震災復旧・復興関係業務を行う労働者の安全衛生対策											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて行う業務であり、モニタリング指標の設定になじまない。											
その他特記事項	—											

事業名	職業病予防対策の推進 (原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導) 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	26-2				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室				
実施主体	厚生労働省、株式会社千代田テクノル							事業開始年度	平成25年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:株式会社千代田テクノル) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: <input type="checkbox"/> その他 ( )							実施主体:	)				
事業/制度概要	目的 (何のため)	除染特別地域等の復旧・復興作業を担う事業者の多くが中小・零細事業者であり、放射線被ばくに対する不安が事業再開の隘路となっている。このため、厚生労働省が、中小・零細事業者を会員とする団体等(以下「団体等」という。)に対して、適切な放射線管理を指導するための支援を実施する。本事業により、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射線管理を実施することを目的とする。											
	対象 (誰/何を対象に)	民間業者等											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における自主的な放射線管理等の適切な実施を図る。											
	実施体制	民間業者等に委託して実施											
	24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	143,547	26年度予算額 (千円)	148,900	27年度予算額 (千円)	56,505	28年度予算額 (千円)	37,475			
	うち行政経費	-	うち行政経費	1,061	うち行政経費	727	うち行政経費	3,597	うち行政経費	3,412			
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	109,528	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	124,153	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	26,805	28年度雇用勘定予算額: 0 (千円) 28年度一般勘定予算額: 0 (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない				
	24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	76.9%	26年度 予算執行率(%)	83.8%	27年度 予算執行率(%)	50.7%					
	事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	避難区域の円滑な復旧・復興を促進するために、中小・零細企業が会員となっている団体等に対して、適切な線量管理を指導するための対策を実施し、同団体等による自主的な放射線防護対策の取組を促進する必要がある。											
	社会復帰促進等事業で行う必要性	当該事業は、団体等が自主的に中小・零細事業者に対して線量管理指導を行い、中小・零細事業者が適正な放射線管理を実施することを目的としており、結果として、作業者の放射線防護対策となって労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。											
	アウトカム指標	線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、8割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。			○ アウトカム指標	アンケートの結果、95.7% (289人/302人) の参加者から有意義であった旨の回答が得られた。							
	27年度 目標	線量管理の指導を効果的に実施し、最終的な受益者数を約6,000人とする。 (注)受講人數は、約300人を想定しており、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。			×	—							
	アウトプット指標				○ 27年度 実績 アウト プット 指標	受講者数は408人であったため、最終的な受益者数は約8,160人となり、目標を達成した。							
	×				×	—							
	27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	4月1日から事業を開始し、繁忙期と重ならないように線量管理指導等の時期の調整を早めに実施し、また、受託者ホームページへの掲載等によって委託事業の周知を図った。さらに、団体に対して、当該事業の案内を入念に行った結果、線量管理指導の受益者数については、目標受益者数の136%を達成しており、極めて良好であると言える。											
	理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、適切に事業を実施していく。											
	四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	線量管理指導等の受講者数(単位:人)			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期			
	上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
評価	A			平成28年度限りの事業									

28年度事業概要	「線量管理指導事業」の事業概要は平成27年度と同様。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	平成26年度評価を踏まえ、平成27年度は広報の手法(ホームページを活用等)を見直した結果、目標を達成したため、平成28年度も引き続き施策を継続したい。									
28年度目標(アウトカム指標)	線量管理指導等の参加者に対し、指導内容等についてアンケートを実施し、8割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した指導であった旨の回答を得る。											
中期的な目標	中小・零細企業が会員となっている団体等による自主的な放射線防護対策の取組促進に資する。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	適切な放射線管理が行われるためには、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細事業者において、線量管理に関する知識、経験の修得を図ることが必要であることから、中小・零細企業が会員となっている団体等に対し、必要な情報提供や指導が行われたか評価することが適当である。											
28年度目標(アウトプット指標)	線量管理の指導を効果的に実施し、最終的な受益者数を約6,000人とする。 (注)受講人数は約300人を想定しており、本事業は、管理者や指導者の教育であるため、最終的な受益者はそれを20倍した程度は見込まれる。											
28年度重点施策との関係	7(1)③除染作業や震災復旧・復興作業等を行う労働者の適切な放射線管理の実施支援											
29年度要求に向けた事業の方向性	除染工事は平成28年度末をもって概ね終了する見込みであるため、平成28年度をもって終了とする。											
29年度重点施策との関係	7(1)東日本大震災からの復興等のための雇用・労働対策 ②東電福島第一原発における廃炉等作業従事者や震災復旧・復興関係業務を行う労働者の安全衛生対策											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	線量管理指導等の受講者数(単位:人)	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化) 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	26-3				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室				
実施主体	民間業者等(公益財団法人原子力安全研究協会)、厚生労働省							事業開始年度	平成26年度				
実施方法	<p>■直接実施 ■業務委託等 (委託先等: (公益財団法人原子力安全研究協会))  <input type="checkbox"/>補助金「直接・間接」(補助先: <input type="text"/>実施主体: <input type="text"/>)  <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先: <input type="text"/>)  <input type="checkbox"/>その他 ( <input type="text"/> )</p>												
事業／制度概要	目的 (何のため)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載される状況を改善し、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資することを目的とする。											
	対象 (誰／何を対象に)	国際機関等											
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)を英訳し、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するほか、世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)、国連科学委員会(UNSCEAR)、国際原子力機関(IAEA)等の国際機関へ情報発信等を実施していく。											
	実施体制	民間業者等に委託して実施。											
	24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	19,812	27年度予算額 (千円)	19,920	28年度予算額 (千円)	17,788			
	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	2,188	うち行政経費	1,438	うち行政経費	1,438			
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,761	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	14,438	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)			
	24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	66.7%	27年度 予算執行率(%)	78.1%	※予算執行率は 行政経費を考慮していない				
	事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載されるなど、国際機関等においては、厚生労働省の対応について必ずしも正しい認識がなされているとは言い難い状況にある。この状況が改善されなければ、我が国における被ばく管理規制に対する国際的な信頼が失われかねないことから、国際発信の強化を行う必要がある。											
	社会復帰促進等事業で行う必要性	国際機関や海外メディア等で厚生労働省の対応が必ずしも正しく認識されていない状況であり、これには、英語による情報発信が十分でないことも影響しているものと考えられ、これが続けば、被ばく管理規制に対する信頼感が失われ、ひいては事業者の違法姿勢に悪影響を与える恐れがある。これを防止することは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。											
27年度 目標	アウトカム 指標	国際機関等からの依頼に応じた情報提供を20文書以上実施する。			27年度 実績	アウトカム指標 ○	除染等に係る各種通達、ガイドライン、報道発表資料など、26文書の情報提供を行った。						
	アウトプット 指標	平成27年度中に作成された東京電力福島第一原子力発電所関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン等を全件英訳するとともに好事例を収集し、厚生労働省英語版ホームページの掲載、配布用英語資料の作成を行う。				アウトプット指標 ○	平成27年度中に行った報道発表、関係法令、行政通達等を全件英訳し、厚生労働省英語版ホームページへ掲載した。また、配布用英語資料の作成も行った。						
	27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	国際的に発信すべき各種資料を委託業者に速やかに翻訳依頼を行い、厚生労働省英語版ホームページへ掲載した。成果の活用等を見据えた形で事業を計画しており、運営のあり方は妥当であると考えられる。											
	理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、適切に事業を実施していく。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
		-				-	-	-	-				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	放射線被ばくに関する情報の翻訳及び発信は、その時々における発信すべきコンテンツの存否によるところであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施										

28年度事業概要	平成27年度と同様。									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施							
28年度目標(アウトカム指標)	国際機関等からの依頼に応じた情報提供を20文書以上実施する。									
中期的な目標	東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連の情報について、国際機関等が作成する報告書等における明らかな事実誤認や厚生労働省見解と相容れない見解が記載される状況を改善する。									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼に資するという本事業の目的達成のためには、我が国の施策等について国際機関等での正しい認識を得ることが重要であり、平成25年度における国際機関等からの要望を踏まえて水準を定めた。									
28年度目標(アウトプット指標)	平成28年度中に作成された東京電力福島第一原子力発電所関連の放射線被ばく状況、報道発表資料、関係法令、行政通達、ガイドライン等を全件英訳するとともに好事例を収集し、厚生労働省英語版ホームページへの掲載、配布用英語資料の作成を行う。									
28年度重点施策との関係	7(1)① 中長期ロードマップの改訂を踏まえた東電福島第一原発緊急作業従事者の安全衛生対策の強化									
29年度要求に向けた事業の方向性	継続して国際発信を実施していく。									
29年度重点施策との関係	7(1)東日本大震災からの復興等のための雇用・労働対策 ②東電福島第一原発における廃炉等作業従事者や震災復旧・復興関係業務を行う労働者の安全衛生対策									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	放射線被ばくに関する情報の翻訳及び発信は、その時々における発信すべきコンテンツの存否によるところであり、四半期ごとのモニタリングにはなじまないため。									
その他特記事項	-									

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)							事業番号 (28年度)	26-4							
								事業番号 (27年度)	30-4							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室							
実施主体	公益財団法人原子力安全研究協会、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(現:国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)							事業開始年度	平成27年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:国立研究開発法人放射線医学総合研究所(現:国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)、公益財団法人原子力安全研究協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 受託者未定) 実施主体: _____ <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他 ( )															
事業／制度概要	目的 (何のため)	原子力施設内における災害時の医療ネットワークの永続性の確保、支援対象の他原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送訓練等の実施を促進する。														
	対象 (誰／何を対象に)	原子力施設、医療スタッフ等(医師、看護師、保健師、放射線技師等)														
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	•以下の取組を行う ①原子力施設内における災害時の医療ネットワークの永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営、②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修を実施、③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催、④労災被災者搬送訓練等の実施 •2つの原子力施設を対象に、①、③、④を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」として実施し、②を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応の専門人材育成等事業」として実施する。														
	実施体制	国立研究開発法人等に委託して実施。														
24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	-	27年度予算額 (千円)	37,110	28年度予算額 (千円)	37,026							
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	0	うち行政経費	0							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	25,258	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない								
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	68.1									
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	事業場内の労災被災者対応は、事業者の責任において実施すべきものであるが、東電福島第一原発事故では、事故直後、原発構内での医師等を独力で確保できなかった。東電福島第一原発の廃炉作業は事業者任せにせず、国が前面に立つのが政府の方針であることから、事業者の責任を明確にしつつ、一定の支援を行う必要がある。															
社会復帰促進等事業で行う必要性	原子力施設の災害時において、専門知識を有する医療スタッフを施設内に派遣し、搬送体制を確立することは、労災被災者の健康、安全の確保に必要であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。															
27年度 目標	アウトカム 指標	被災労働者搬送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「有意義だった」等が70%以上を達成する			27年度 実績	アウト カム指 標	○	訓練後のアンケートに関して、「満足度」について「良い」と「まあまあ良い」合わせて72.7%であった。専門人材研修のアンケートに関して、「満足度」について「大変良い」が73%、「良い」が27%であり、「良い」以上が100%であった。								
	アウトプット 指標	①専門人材育成研修を計4回実施する。 ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。 ③被災労働者搬送訓練を2つの原子力施設で実施する。					×	③川内原子力発電所、敦賀原子力発電所の2カ所で、訓練を実施した。 ①3回の研修を実施した(医療2回、放射線管理1回)。 ②修了者が22名であった。								
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	専門人材育成等事業について、入札不調により契約が10月中旬となった。また、新規事業であり、研修テキストを有識者が新規に作成するための十分な期間も必要であった。これらにより研修募集案内が平成28年1月以降に遅れてしまい、受講者の十分な確保が難しかった。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	平成28年度の専門人材育成等事業は、4月に契約を行っており、また研修テキストも27年度作成テキストをリバイスすることから短期間で作成できる。それにより、早い時期から受講案内を行うことで、研修実施回数、受講者数を確保出来る見込み。															
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	年間を通じて行う業務であるため、四半期での指標の設定はなじまない。			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
上記モニタリングの指標を設定できない理由						-	-	-	-							
評価	B			平成28年度限りの事業												

28年度事業概要	①ネットワークの永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営 ②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修の実施 ③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催 ④労災被災者搬送訓練等の実施												
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-		-									
28年度目標(アウトカム指標)	被災労働者搬送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「有意義」等が70%以上を達成する												
中期的な目標	災害時における原子力施設内への専門知識を有する医療スタッフ等の派遣、搬送を適切に実施できる体制を整える。												
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	研修、訓練の効果の判定をするにあたり、研修修了者、訓練修了者から一定の実践に即した評価を得る必要がある。また、原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業、原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業の仕様書に基づき、専門人材育成研修の目標実施回数、専門人材研修の目標修了者数、被災労働者搬送訓練の目標実施回数を設定する。												
28年度目標(アウトプット指標)	①専門人材育成研修を計4回実施する。 ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。 ③被災労働者搬送訓練を2つの原子力施設で実施する。												
28年度重点施策との関係	-												
29年度要求に向けた事業の方向性	万一の原子力災害の場合の原発施設内の医療体制の確保のため、本事業により厚生労働省として一定の体制を整備してきたところである。しかしながら、原子力規制庁において27年度に原子力災害時の医療ネットワーク体制強化について仕組み作りを行い、体制整備が図られている。原発施設内特有の問題は、本来は災害を起こした原子力事業者の責任であり、国が一定の仕組みを構築した後は、その成果をベースに原子力事業者が主体的に対応する必要があることから、原子力規制庁の原子力災害医療ネットワークと原子力事業者に事業を振り分け本事業を終える。												
29年度重点施策との関係	-												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	専門人材育成研修の日程に合わせて、1回当たりの修了者を13名程度とし、研修の実施状況に合わせて四半期単位で人数を評価する。 被災労働者搬送訓練は、訓練実施に合わせて、四半期単位で実施状況を確認する。 いずれも年度後半からの実施を予定している。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-												
その他特記事項	-												

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化)(新規) 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	26-5					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	電離放射線労働者健康対策室					
実施主体	民間業者、厚生労働省							事業開始年度	平成28年度					
実施方法	<p>■直接実施 ■業務委託等（委託先等：未定） □補助金〔直接・間接〕（補助先：受託者未定） □貸付（貸付先：） □その他（）</p>													
事業／制度概要	<p>目的（何のため） 東京電力福島第一原子力発電所については、今後、廃炉・汚染水作業が進むにつれて、高線量状態の原子炉に近い作業が増加する見込みであり、より効果的な被ばく低減対策が求められている。また、平成27年6月に改訂された政府の同原発廃炉に向けての中長期ロードマップにおいても、「効果的な被ばく線量低減措置を実施すること」が盛り込まれたところである。さらに、厚生労働省において同年8月に定めた「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」においても、工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施等を求めている。 一方、このような業務の多くは、被ばく低減措置の経験やノウハウが必ずしも十分でない建設業者などが請け負っており、また、被ばく限度に達する作業者が現場を離れるため、200～300人ほどの作業者が毎月、新規に入構しておらず、元請事業者の職員や、作業指揮者クラスの作業員の入れ替わりも激しく、被ばく低減対策のノウハウが蓄積されにくい状況となっている。 このため、元請事業者における施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者（以下、「施工計画作成者等」という。）に対して必要な教育を実施するとともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し効果的な低減対策の事例収集や検討とその周知とともに、元請事業者が作成する施工計画に対して必要な助言を行う必要がある。</p> <p>対象（誰／何を対象に） 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業に関連する民間業者等</p> <p>事務・事業のスキーム（決定スキームを含む） 東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業等に関する施工計画作成者等に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。また、被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。</p> <p>実施体制 民間業者等に委託して実施</p>													
24年度予算額（千円）	—	25年度予算額（千円）	—	26年度予算額（千円）	—	27年度予算額（千円）	—	28年度予算額（千円）	25,586					
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—					
24年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	—	25年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	—	26年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	—	27年度決算額 ※行政経費を除く（千円）※予定額	—	28年度雇用勘定予算額：（千円） 28年度一般勘定予算額：（千円） ※予算執行率は行政経費を考慮していない						
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—							
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	施工計画作成者等に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施することにより、また、専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行うことにより、作業者の被ばく線量が低減することが見込まれる。													
社会復帰促進等事業で行う必要性	当該事業は、元請事業者の施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行い、また、専門家チームによる効果的な被ばく低減対策の検討等を行うことを目的としており、作業者の放射線防護対策、被ばく低減につなげ、労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。													
27年度 目標	アウトカム 指標	—		27年度 実績	アウト カム指 標 ○	—	—							
	アウトプット 指標	—			アウト プット 指標 ×	—	—							
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	—													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—													
評価	—			平成28年度新規事業										

28年度事業概要	上記に記載						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-	-	-	-	-	-
28年度目標(アウトカム指標)	施工計画作成者等に係る教育の参加者に対してアンケートを実施し、7割以上の参加者から「有意義であった」等、ニーズに合致した教育であった旨の回答を得る。						
中期的な目標	被ばく低減対策を効果的に実施できるよう教育や助言等を行うことにより、放射線業務従事者に対する放射線防護対策の取組み促進に資する。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	効果的な被ばく低減対策を講じるためには、施工計画作成者等が被ばく低減対策に係る知識、経験の修得を図ることが必要であることから、これらの者に対して、必要な教育、情報提供が行われたことを評価することが適当である。						
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①施工計画作成者等に係る教育を効果的に実施し、最終的な受益者数を約3,000人とする。          (注)受講人数は約60人を想定しており、本事業は、施工計画作成者等に係る教育であるため、最終的な受益者はそれを50倍した程度は見込まれる。</p> <p>②平成28年度中に届出のなされた放射線管理計画等を参考に好事例を収集し、厚生労働省ホームページへの掲載、配布用資料の作成を行う。</p>						
28年度重点施策との関係	<p>7. 震災復興のための労働対策          (1)東電福島第一原発緊急作業従事者や除染作業を行う労働者等の安全衛生対策</p>						
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施する						
29年度重点施策との関係	<p>7(1)東日本大震災からの復興等のための雇用・労働対策          ②東電福島第一原発における廃炉等作業従事者や震災復旧・復興関係業務を行う労働者の安全衛生対策</p>						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	施工計画作成者等に係る教育の受講者数(単位:人)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由			-	0	0	-	-
その他特記事項			-				

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課・化学物質対策課)

事業名	じん肺等対策事業 【28年度重点目標管理事業】						事業番号 (28年度)	27	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (27年度)	31	
実施主体	厚生労働本省、医療機関、(公社)産業安全技術協会、(公社)日本作業環境測定協会、日本水処理工業株式会社						事業開始年度	昭和47年度	
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等（委託先等：医療機関等）        □補助金〔直接・間接〕（補助先：）        □貸付（貸付先：）        □その他（）</p> <p>実施主体：（ ）</p>								
事業／制度概要	目的 (何のため)	<p>①石綿取り扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。        ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。        ③個人サンプラー（註：作業者の呼吸域に装着する試料採取機器（ミニポンプなど））を用いた濃度測定の有効性の検討を行う。        ④石綿ばく露防止対策の徹底を図る。</p>							
	対象 (誰／何を対象に)	<p>①健康管理手帳所持者        ②市場に流通している防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）        ③個人サンプラーを用いた濃度測定手法や、既存の作業環境測定手法等        ④石綿含有建材の分析を行う分析機関、労働者を使用して建築物等の解体等を行う中小規模事業者</p>							
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	<p>①労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事した離職労働者に対して健康管理手帳を交付し、年2回（じん肺は1回）健康診断を実施する。        ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具について買取試験を実施し、規格を満たしていない場合には、厚生労働省で必要な措置を講ずる。        ③個人サンプラーによるばく露測定の測定手法等について追加して技術的検討を加えるとともに、既存の作業環境測定手法の妥当性を検証し、必要に応じてより適切な測定手法の検討を行う。また、還流式の局所排気装置の有効性等について検討を行う。        ④石綿含有建材の分析を実施する分析機関や、建築物等の解体等の作業を行う中小規模事業者の能力を向上させるため、講習会を開催する。</p>							
	実施体制	<p>①都道府県労働局から医療機関に委託して実施。        ②公益社団法人産業安全技術協会に委託して実施。        ③公益社団法人日本作業環境測定協会に委託して実施。        ④公益社団法人日本作業環境測定協会及び日本水処理工業株式会社に委託して実施。        これらの他、厚生労働省本省においてそれぞれの内容について行政上の検討等を実施。</p>							
	24年度予算額 (千円)	1,428,809	25年度予算額 (千円)	1,393,175	26年度予算額 (千円)	1,578,768	27年度予算額 (千円)	1,576,758	28年度予算額 (千円)
うち行政経費	219,517	うち行政経費	169,326	うち行政経費	178,524	うち行政経費	189,591	うち行政経費	167,604
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,195,102	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,232,394	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,278,676	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	1,297,620	<p>28年度雇用勘定予算額：（千円）        28年度一般勘定予算額：（千円）        ※予算執行率は行政経費を考慮していない</p>	
24年度 予算執行率(%)	98.8	25年度 予算執行率(%)	100.7	26年度 予算執行率(%)	91.3	27年度 予算執行率(%)	93.5		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	<p>①都道府県労働局は、労働安全衛生法第67条に基づき、有害業務に従事し離職した労働者のうち、一定の要件を満たすものに対し、健康管理手帳を交付している。この手帳を交付された者は、都道府県労働局が契約する健康診断委託医療機関において、年2回（じん肺は1回）健康診断を受診することができる。当該制度は、労働安全衛生法に基づくものであり、また、長期間にわたって確実に実施していく必要がある。        ②防じんマスク等の呼吸用保護具については、型式検定を行い、法令に定める規格を具備していることを確認しているが、市場に流通する全ての製品について検定時の規格を具備していないければならず、当該性能を担保するために買取試験を実施することが必要である。        ③現在、作業環境測定について、一部、個人サンプラーによる測定方法も有用である旨の知見もあるため、今後より適切な作業環境測定に向け、同方法の検討を行うことが必要である。        ④石綿に関する健康管理対策及びばく露防止対策は労働者の生命に関わる喫緊の課題であり、解体等の現場で適切に対策が講じられることが必要である。</p>								
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は法に基づく健康診断や、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能の確保等を実施しており、労働者の安全衛生を確保するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。								
27年度 目標	アウトカム指標	買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。			27年度 実績	アウトカム指標 ○ ×	平成27年度に買取試験を行ったもののうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行った。		
	アウトプット指標	<p>①健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。        ②現在市場に流通している防じんマスク及び防毒マスクのうち、平成27年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。</p>				アウトプット指標 ○ ×	<p>①47都道府県において、手帳所持者に対して各労働局等から受診可能日時等の案内通知を送付し、その後、本人への受診勧奨を行なうなど、適切に受診勧奨、周知広報を行った。        ②平成27年度買取対象となる呼吸用保護具の100%について買取試験を実施。</p>		
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	呼吸用保護具については、買取試験の対象となる製品を適切に把握し、また、迅速に改善指導を行う体制を整備できたことが、目標達成の要因と考えられる。 健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸すことのないよう、各労働局等の職員が誠実に職務を果たした結果、目標を達成することができたと考えられる。								

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	呼吸用保護具については、規格を満たさない製品が市場に流通しないよう、引き続き、買取試験を適切に実施するとともに、改正安衛法により、電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定の対象になったことから、今後、当該製品の買取り試験を適切に実施していく。 健康管理手帳については、手帳所持者が健康診断受診の機会を逸するがないよう、引き続き、計画的に案内通知を送付する等、適切に事務を行っていく。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	②買取り試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
				37	33	3	0					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	①石綿取扱い事業等の有害業務に従事した離職労働者の健康管理を実施する。 ②市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の性能を確保する。 ③個人サンプラー(註: 作業者の呼吸域に装着する試料採取機器(ミニポンプなど)を用いた濃度測定)の有効性の検討を行う。 ④石綿ばく露防止対策の徹底を図る。また、石綿の事前調査の分析方法を周知する。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	買取試験を行った呼吸用保護具のうち、規格を満たさないものについて、製造者等に対して改善指導を行う。											
中期的な目標	市場に流通している呼吸用保護具について、型式検定の有効期間内に1回以上の買取試験を実施する。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	買取試験において行政機関は試験結果の報告までを求めており、規格等を満たさないものについては行政機関から適切に改善指導を行うことが重要であるため。											
28年度目標(アウトプット指標)	①健康管理手帳所持者に対して、健康診断の案内通知の送付とその際の受診勧奨を47都道府県において行う。 ②現在市場に流通している防じんマスク及び防毒マスクのうち、平成28年度中に型式検定の有効期限が切れるものについて、当該期限までに1回以上買取試験を実施した型式の割合を100%とする。											
28年度重点施策との関係	5(4)労働者の石綿ばく露防止対策の徹底											
28年度要求に向けた事業の方向性	①については、石綿取扱い業務等の有害業務に従事し離職した労働者に対し、国が費用を負担して健康診断を受診させることが必要であり、離職労働者の健康確保のために必要な事業であることから、平成28年度以降も継続して事業を行う。 ②については、引き続き効率的に事業を行う。 ③については、引き続き個人ばく露測定が有効と思われる作業等について調査を行い、報告書をまとめる予定。 ④については、これまでに得られた成果に基づき事業内容を検討の上、引き続き効率的に事業を行う。											
29年度重点施策との関係	5(3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	買取り試験を実施した型式数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
				25	49	-	-					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	職場における受動喫煙対策事業							事業番号 (28年度)	28			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	32			
実施主体	(1)及び(3) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署 (2)①一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント協会(平成27、28年度) ②株式会社アマラン(平成27年度)、柴田科学株式会社(平成28年度)							事業開始年度	平成23年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:①一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント協会 ②株式会社アマラン) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接]・[間接] (補助先: 事業場 実施主体: 国) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )											
目的 (何のため)	受動喫煙による健康への影響は明らかだが、病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れていることから、全国の事業場における取組を促進し、労働者の健康を確保することを目的とする。											
対象 (誰／何を 対象に)	事業場											
事業／制度概要	<p>(1)行政経費 受動喫煙防止対策の必要性・重要性について、リーフレット等を用いた周知啓発、事業場に対する意識調査等を行う。</p> <p>(2)委託費 ①全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談について、コンサルタント等の専門家による相談窓口(電話・実地)を開設する。また、周知啓発のための説明会を全国で開催する。 ②全国の事業場に対し、測定機器(デジタル粉じん計及び風速計)の貸出しを行い、自主的な受動喫煙防止対策の推進を図る。</p> <p>(3)補助金 中小企業事業者(平成24年度までは飲食業、宿泊業等に限定。)であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して、費用の一部を国が助成する。</p>											
実施体制	(1)及び(3)は、国が実施する。(2)①は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント協会に、(2)②は、株式会社アマランに委託して実施した。											
24年度予算額 (千円)	740,224	25年度予算額 (千円)	910,159	26年度予算額 (千円)	857,193	27年度予算額 (千円)	883,483	28年度予算額 (千円)	981,736			
うち行政経費	44,887	うち行政経費	24,490	うち行政経費	26,193	うち行政経費	23,920	うち行政経費	24,791			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	152,529	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	466,932	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	686,442	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	671,299	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)			
24年度 予算執行率(%)	21.9	25年度 予算執行率(%)	52.7	26年度 予算執行率(%)	82.6	27年度 予算執行率(%)	78.1					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	受動喫煙による健康への悪影響については、国内外の研究により科学的に明らかとなっているが、労働者が職場に長時間拘束されることや対策の有無によって職場を選択することが困難であるといった特性もあり、労働者の健康確保を図るため、事業場における受動喫煙防止対策の取組を適切に推進するための支援が求められている。また、平成27年6月1日施行の改正労働安全衛生法でも、国が援助に努める旨の規定がある。											
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業場は事業者への相談対応や助成等の支援により、職場における受動喫煙防止対策を促進するものであり、労働者の健康確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を進めるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。											
27年度 目標	アウトカム 指標	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。			27年度 実績	○ アウトカム指標	「役に立った」と回答した事業場は、①99.2%(636件/641件(有効回答数))、②100%(64件/64件(有効回答数))、③86.3%(5,296件/6,137件(有効回答数))であった。			—		
	アウトプット 指標	(1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成26年度実績に対し5%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成26年度実績に対し1割以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成26年度実績に対し15%以上増加させる。				○ アウトプット指標	(1)各都道府県において、平均2.5回以上受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導を含む)を行った(平均13回)。 (2)1か月当たりの①実地指導件数は8.2件/月(前年度比11.7%減)、②平均貸出し件数は60.3件/月(前年度比4.9%減)であった。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数は46.7件/月(前年度比2.9%増)であった。					
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	事業開始5年度目であり、事業内容が浸透してきたこと、また平成27年6月から、職場の受動喫煙防止対策を事業者の努力義務とする労働安全衛生法の一部改正法が施行されており、受動喫煙防止対策に対する事業者の関心が高まつたことで、本事業が対象とする中小企業における事業の認知度や受動喫煙対策に対する意識が向上してはいるものの、一部において申請内容に不適切な事案が見受けられたことを受け、審査をより厳格に行うようになったことから、年度内の事業完了が困難として申請を取り下げたり、事業の実施を途中で取りやめ、次年度に回した事業が、例年より多く発生した。											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業の活用実績について、さらなる向上を目指して、引き続きリーフレットや説明会を活用した周知啓発活動を粘り強く実施し、また、特に、小規模事業場に対して働きかけを強化するため、(2)委託費①の業務で、企業や団体の研修、会合に講師を派遣して集団指導を行うことに重点化するなどの必要がある。さらに、補助金についても、「受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、助成金の適正化に向けた指標を明確化するとともに、受動喫煙防止対策が進みにくい業種や小規模事業場について補助金利用がしやすくなるような仕組みを検討する必要があると考えられる。なお、アウトプット指標については、審査の厳格化により申請取り下げ等に至った件数等を踏まえて、今後の利用ニーズを勘案した適正水準とする必要がある。											

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成26年度実績に対し5%以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成26年度実績に対し1割以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
				①6.0件/月 (5.3%減) ②30.0件/月 (29%減)	①8.3件/月 (24%減) ②57.6件/月 (13%増)	①11.7件/月 (15%減) ②76.0件/月 (3.2%増)	①6.7件/月 (11%増) ②73.0件/月 (15%減)						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—												
評価	B		予算額又は手法等を見直し										
28年度事業概要	改正労働安全衛生法により、職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とすること及び国が必要な援助を行うことが規定され、平成27年6月1日から施行されたことを踏まえ、平成28年度においては、委託事業及び補助金を全体的に充実させて、事業を実施する。また、これまでの助成金の運用実績等を踏まえ、受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会を開催し、平成29年度予算要求に反映させる。												
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A		—									
28年度目標(アウトカム指標)	①測定機器の貸し出しを実施した事業者、②相談支援において実地指導を実施した事業者、③相談支援において説明会に参加した事業者から8割以上「役に立った」旨の回答を受ける。												
中期的な目標	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を平成29年までに15%以下とする。												
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業場の受動喫煙防止対策に係る支援を適切に実施するため、全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する技術的な相談対応や、測定機器の貸し出しについて、実際に事業者に有用であったかという質的な面での評価を行う指標を設定した。												
28年度目標(アウトプット指標)	(1)各都道府県で平均2.5回以上、受動喫煙防止対策に関する周知啓発(説明会)を行う。 (2)①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成27年度実績に対し10%以上増加させる、②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。 (3)補助金の1か月当たりの平均利用件数について、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。												
28年度重点施策との関係	—												
29年度要求に向けた事業の方向性	平成27年6月1日に施行された労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容や、助成金の今後のあり方に関する検討会での検討内容を踏まえ、継続して事業を実施する予定である。												
29年度重点施策との関係	5(2)職場における健康確保対策の推進等												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①専門家による実地指導(集団指導を含む)の1か月当たりの平均実績件数を、平成27年度実績に対し10%以上増加させる。 ②デジタル粉じん計及び風速計の1か月当たりの平均貸出し件数を、それぞれ平成27年度実績に対し5%以上増加させる。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①7.3件/月 (20%増) ②40.7件/月 (35%増)	28年度 第二四半期 ①10.0件/月 (20%増) ②70.7件/月 (23%増)	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—												
その他特記事項	—												

## (労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

事業名	新規化学物質の有害性調査試験 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	29					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係					
実施主体	厚生労働省							事業開始年度	昭和63年					
実施方法	<p>■直接実施  <input type="checkbox"/>業務委託等 (委託先等: )  <input type="checkbox"/>補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: )  <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先: )  <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>													
事業／制度概要	<p>目的 (何のため) 新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。</p> <p>対象 (誰／何を対象に) ①新規化学物質を製造、輸入しようとする事業者及び当該事業場に雇用される労働者 ②有害性調査機関</p> <p>事務・事業のスキーム(決定スキームを含む) 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を速やかに公表することとされている。また、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。</p> <p>実施体制 厚生労働省本省による直接実施</p>													
24年度予算額(千円)	111,311	25年度予算額(千円)	101,251	26年度予算額(千円)	103,175	27年度予算額(千円)	86,905	28年度予算額(千円)	74,281					
うち行政経費	111,311	うち行政経費	101,251	うち行政経費	103,175	うち行政経費	86,905	うち行政経費	74,281					
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない						
24年度予算執行率(%)	—	25年度予算執行率(%)	—	26年度予算執行率(%)	—	27年度予算執行率(%)	—							
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3に基づき、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、労働者の健康障害の防止のために、当該届出を審査し、指導等を行う必要がある。 また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察が不可欠である。													
社会復帰促進等事業で行う必要性	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることは、労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。													
27年度目標	アウトカム指標	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。		27年度実績	アウトカム指標	○	平成28年3月31日付け局長通達を発出し、強い変異原性を有する49物質について、指針を示した。							
	アウトプット指標	平成27年度は、現時点において査察実施が見込まれる有害性調査機関はないが、新規に安衛法GLP適合確認を受けたいと希望する有害性調査機関があった場合は、適切に対応する。			アウトプット指標	○	新規の安衛法GLP適合確認申請は無かった。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に事業を実施したため。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期 1回(H27.6.26公表)	27年度第二四半期 1回(H27.9.25公表)	27年度第三四半期 1回(H27.12.25公表)	27年度第四四半期 1回(H28.3.25公表)					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出する。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	健康障害の防止を図るという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、強い変異原性を持つ化学物質について指針(通達)を発出することを目標として掲げるのが適当である。											
28年度目標(アウトプット指標)	平成28年度は、安衛法GLP適合確認を受けている有害性調査機関に対して査察を実施するとともに、新規に安衛法GLP適合確認を受けたいと希望する有害性調査機関があった場合は、適切に対応する。											
28年度重点施策との関係	5(3)化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等											
28年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、新規化学物質として届出のあったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を発出することで、健康障害防止に資する。また、有害性調査結果の信頼性を担保するため、OECDのGLP原則に則った査察を計画的に実施していく。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規化学物質の官報による名称公表回数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

事業名	職場における化学物質管理の総合対策・化学物質管理の支援体制の整備 【28年度重点管理目標事業】							事業番号 (28年度)	30								
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係								
実施主体	中央労働災害防止協会、一般社団法人化学物質評価研究機構ほか各社							事業開始年度	平成12年度								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:中央労働災害防止協会等) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )																
事業／制度概要	目的 (何のため)	国が化学物質のリスク評価を実施し、規制内容を最新の知見に応じたものに改正するとともに、事業場における適正な化学物質管理を支援することにより、化学物質による健康障害を防止する。															
	対象 (誰／何を対象に)	化学物質を取り扱う事業場															
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、各種化学物質について発がん性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用するとともに、化学物質の有害性を評価した有害性評価書の作成及びばく露の実態に係る調査を実施する。 ②化学物質管理に関する事業者からの相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、専門家による訪問指導等を実施し、特に中小規模事業場における化学物質管理を支援する。															
	実施体制	①は、一般競争を経て選定された委託先(中央労働災害防止協会等)が実施。 ②は、一般競争を経て選定された委託先(テクノヒル株式会社)が実施。															
24年度予算額 (千円)	391,808	25年度予算額 (千円)	371,015	26年度予算額 (千円)	649,034	27年度予算額 (千円)	622,041	28年度予算額 (千円)	497,266								
うち行政経費	19,810	うち行政経費	22,215	うち行政経費	22,428	うち行政経費	21,429	うち行政経費	21,316								
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	332,961	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	331,683	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	484,064	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	457,206	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)								
24年度 予算執行率(%)	89.5	25年度 予算執行率(%)	95.1	26年度 予算執行率(%)	77.3	27年度 予算執行率(%)	76.1										
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	①有害性が指摘されている化学物質について、リスクの高いものは規制を強化する必要があり、このためのリスク評価を行う必要がある。 ②化学物質による健康障害を防止するためには、事業場において適切に化学物質管理がなされることが必要であり、特に中小規模事業者の能力向上のための支援を行う必要がある。特に、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から義務化される化学物質のリスクアセスメントの実施について、円滑な施行を図るため、周知を含めた事業者支援を強力に推進する必要がある。																
社会復帰促進等事業で行う必要性	国が化学物質のリスク評価を実施し、規制内容を最新の知見に応じたものに改正するとともに、事業場における適正な化学物質管理を支援することにより、化学物質による健康障害を防止することは労働者の安全衛生確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。																
27年度 目標	アウトカム 指標	リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	本事業によりリスク評価を行い、有害性リスクが高いと判断されたナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについて、平成27年9月に特定化学物質障害予防規則等の改正等を行った。									
	アウトプット 指標	25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。				アウト プット 指標	○	26物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成した。									
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	計画的に事業を実施したため。																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。																
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期								
上記モニタリングの指標を設定できない理由	化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。					-	-	-	-								
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	<p>①有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のため、各種化学物質について発がん性等に関する情報を収集し、スクリーニング評価に活用するとともに、化学物質の有害性を評価した有害性評価書の作成及びばく露の実態に係る調査を実施する。</p> <p>②化学物質管理に関する事業者からの相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、専門家による訪問指導等を実施し、特に中小規模事業場における化学物質管理を支援する。また、労働安全衛生法の改正により平成28年6月から化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されるため、地域を指定してモデル的に周知を行う。</p>											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を行う。											
中期的な目標	化学物質に係るリスク評価を計画的に行い、必要な規制の見直しを行う。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	化学物質の有害性評価(既存化学物質評価10ヶ年計画(CAP10))において、リスク評価を行った結果、労働者の健康障害防止のため新たな規制が必要であると判断された物質については、速やかに対策を講じることとしている。したがって、化学物質による健康障害を防止するという事業の目的を達成するためのアウトカム指標としては、専門的検討の結果を踏まえた政省令改正等を目標として掲げるのが適当である。											
28年度目標(アウトプット指標)	25物質について、化学物質の有害性を評価した有害性評価書を作成する。											
28年度重点施策との関係	5(3)化学物質取扱業務に従事する労働者の健康確保対策の徹底等											
28年度要求に向けた事業の方向性	国によるリスク評価に基づき、リスクの高い化学物質に対しては規制強化を迅速に実施する(既存化学物質評価10ヵ年計画(CAP10))とともに、これら特定化学物質障害予防規則等の特別規則による規制対象物質以外についても、事業者が適切に化学物質管理を実施できるよう支援を実施することにより、化学物質による労働者の健康障害防止対策を推進する。											
29年度重点施策との関係	5(3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	化学物質のリスク評価等は複数年度かけて実施しているものであるため、四半期単位での業績評価のモニタリングにはなじまない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部化学物質対策課)

事業名	石綿障害防止総合相談員等設置経費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	31					
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	業務係					
実施主体	都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成18年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )													
事業／制度概要	<p>目的 (何のため) 石綿を含有した建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出内容の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。</p> <p>対象 (誰／何を対象に) 事業者及び労働者</p> <p>事務・事業のスキーム(決定スキームを含む) 石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施する。</p> <p>実施体制 都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員を、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、実施する。</p>													
24年度予算額(千円)	246,622	25年度予算額(千円)	247,511	26年度予算額(千円)	244,962	27年度予算額(千円)	246,116	28年度予算額(千円)	245,891					
うち行政経費	246,622	うち行政経費	247,511	うち行政経費	244,962	うち行政経費	246,116	うち行政経費	245,891					
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)					
24年度予算執行率(%)	—	25年度予算執行率(%)	—	26年度予算執行率(%)	—	27年度予算執行率(%)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない						
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	石綿に関するばく露防止対策及び健康管理対策は労働者の生命に関わる喫緊の課題であり、監督署での石綿を含有した建築物の解体等に関する計画届・作業届の点検等及び労働局における健康管理手帳の交付申請の受理・審査・交付手続き等を的確に実施していく必要がある。													
社会復帰促進等事業で行う必要性	労働局、労働基準監督署において、石綿を含有した建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出内容の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することで、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図ることは、労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。													
27年度目標	アウトカム指標	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。			27年度実績	アウトカム指標	○	計画届及び作業届の届出件数の約22%に対して実地調査等を実施した。(平成26年中の届出数 9,101件に対し、実地調査等 2,011件を実施。)						
	アウトプット指標	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。				アウトプット指標	○	都道府県労働局47局全体で、勤務日数は平均97.8%であった。						
						アウトプット指標	×	—						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	計画的に事業を実施したため。													
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き計画的に事業を実施していく。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事等の件数は四半期毎に規則性があるわけではなく、四半期毎のモニタリング指標の設定にはなじまない。													
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	石綿届出等点検指導員が適切に届出審査、書面指導を行い、署の職員による実地調査等を届出件数の20%以上行う。											
中期的な目標	-											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	石綿の除去作業等に係る計画届や作業届は年間約1万件程提出されるが、石綿届出等点検指導員により適切に届出審査、書面指導が行われることで、審査後、効率的かつ必要な件数について、行政官による実地調査等を行うことができるようになるため、上記の目標にしたものの。											
28年度目標(アウトプット指標)	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。											
28年度重点施策との関係	5(4)労働者の石綿ばく露防止対策の徹底											
28年度要求に向けた事業の方向性	石綿障害防止総合相談員は引き続き有効に事業を実施する。また、今後、1970～80年代に建てられた石綿含有建築物の解体等に係る作業が増加し、作業に従事する労働者も増加すると見込まれるため、石綿届出等点検指導員を適切に配置しニーズに応えていくこととしたい。											
29年度重点施策との関係	5(3)化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	石綿の除去工事等の件数は四半期毎に規則性があるわけでなく、四半期毎のモニタリング指標の設定にはなじまない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	労働衛生指導医設置経費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	32							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	産業保健支援室 産業保健係							
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	昭和43年度							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )															
事業 制度 概要	目的 (何のため)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。														
	対象 (誰/何を 対象に)	都道府県労働局長														
	事務・事 業のス キーム(決 定スキーム を含む)	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。														
	実施 体制	全国で計57名の労働衛生指導医を設置														
24年度予算額 (千円)	4,815	25年度予算額 (千円)	3,465	26年度予算額 (千円)	3,726	27年度予算額 (千円)	3,207	28年度予算額 (千円)	3,207							
うち行政経費	4,815	うち行政経費	3,465	うち行政経費	3,726	うち行政経費	3,207	うち行政経費	3,207							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)							
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	※予算執行率は 行政経費を考慮していない								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合 はその旨記載)	労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求めることが行われる必要がある。															
社会復帰促進等事 業で行う必要性	本事業は、都道府県労働局長が、労働衛生指導医から労働者の健康管理等について医学的見地からの意見を求める、職業病未然に防止に関する指導等に反映されることで、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目的としているため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。															
27年度 目標	アウトカム 指標	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合に、意見を求める(例:事業場における作業管理、作業環境管理及び健康管理についてほか)								
	アウトプット 指標	全労働局において労働衛生指導医を設置する。				アウト プット指 標	×	平成28年4月1日現在、全ての労働局で労働衛生指導医を設置している。								
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	都道府県労働局と本省が連携し、労働衛生指導医の選任状況の把握と任期の管理が適切に行われたため。															
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	引き続き適切な労働衛生指導医の選任が行われるようにしていく。															
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	—			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
上記モニタリング の指標を設定でき ない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。					—	—	—	—							
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	平成27年度と同様。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	労働衛生指導医の意見が必要となる事案が発生した場合には、機を逸しないよう速やかに意見を求める。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働衛生指導医は、作業環境測定の実施や臨時の健康診断の実施について労働局長に意見を述べるものであり、その効果について数値で評価することが困難であるが、労働衛生指導医の意見を聞く必要が生じた際に、速やかに意見を求めることができる体制づくりを前提とした目標としており、その実施状況については、各都道府県労働局宛てに通知を発出し報告をさせることで、確認している。											
28年度目標(アウトプット指標)	全労働局において労働衛生指導医を設置する。											
29年度重点施策との関係	5(2)職場における健康確保対策の推進											
28年度要求に向けた事業の方向性	今後も、労働衛生指導医の選任が適切に行われるよう、都道府県労働局と本省が連携して管理していく。											
29年度重点施策との関係	5(2)職場における健康確保対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	労働衛生指導医の意見具申を必要とする事案の発生時期や回数は、都道府県労働局において一律ではないことから、四半期ごとのモニタリングにはなじまない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	産業保健活動総合支援事業 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	33							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	産業保健支援室 産業保健係							
実施主体	独立行政法人労働者健康安全機構							事業開始年度	平成26年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接】（補助先：（独）労働者健康安全機構 実施主体：（独）労働者健康安全機構） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（ ）															
事業／制度概要	目的（何のため）	労働者の健康確保を図るため、産業保健総合支援センター等を設置し、事業場の産業保健活動を支援することを目的とする。														
	対象（誰／何を対象に）	事業者、労働者、産業保健スタッフ														
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	メンタルヘルスを含む労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。														
	実施体制	・都道府県単位で産業保健総合支援センターを設置。 ・概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域窓口を設置。														
24年度予算額（千円）	—	25年度予算額（千円）	—	26年度予算額（千円）	2,793,065	27年度予算額（千円）	3,087,646	28年度予算額（千円）	3,611,960							
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	12,020	うち行政経費	11,672	うち行政経費	10,957							
24年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	—	25年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	—	26年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	2,781,045	27年度決算額 ※行政経費を除く（千円）※予定額	3,075,974	28年度雇用勘定予算額：（千円） 28年度一般勘定予算額：（千円） ※予算執行率は行政経費を考慮していない								
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	99.6	27年度 予算執行率(%)	99.6%									
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	脳・心臓疾患による労災認定件数は高い水準で推移し、精神障害による労災認定件数は増加傾向にある中、改正労働安全衛生法によりストレスチェック制度が創設された他、過労死等防止対策推進法も施行されるなど、取り組みの強化が図られてきている。 改正労働安全衛生法では、ストレスチェックを実施する医師等に対する研修の実施が国の責務として規定され、附帯決議では、小規模事業場へのメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備等必要な支援を行うこととされている。 また、過労死等防止対策推進法においても、国は産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保を図ることとされており、産業保健活動に対する国の支援強化の必要性が増している。 さらに、平成27年2月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援ガイドライン」も活用し、治療と職業生活の両立について研修等の支援を行っていく。															
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、メンタルヘルス対策を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。															
27年度 目標	アウトカム指標	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。			27年度 実績	アウトカム指標	○	利用者からの有益であった旨の評価は92.3%（有益であった旨の回答：7,953件／総回答数：8,616件）であった。								
	アウトプット指標	産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を47,000件以上とする。				アウトプット指標	○	相談件数は92,948件であった。								
27年度目標を達成（未達成）の理由（原因）	利用者の利便性に配慮するとともに、内容の質の向上に努めることで高評価を達成できた。															
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、利用者の利便性に配慮するとともに、内容の質の向上に努め、事業を実施する。															
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業において実施する研修は事業者のニーズを踏まえ開催時期や内容を設定しており、相談については、受動業務であり繁閑の差が生じるため、四半期ごとの効果測定になじまないため。															
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	労働者の健康確保のため、ストレスチェック及び面接指導を行う医師、保健師等に対する研修や産業保健スタッフ等への研修の実施、小規模事業場の事業者及び労働者に対する相談等の実施など、事業場の産業保健活動を支援する。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	本事業の研修が有益であった旨の評価を利用者から80%以上確保する。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働者の健康確保のため、事業場における産業保健活動を支援するには、産業保健スタッフ等への取り組み方の研修等の実施が効果的であり、有用な研修等の開催を指標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談件数を47,000件以上とする。											
28年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進											
28年度要求に向けた事業の方向性	平成27年12月1日から施行されたストレスチェック制度や事業場における治療と職業生活の両立支援に関する支援を充実させる。											
29年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進等											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業において実施する研修は事業者のニーズを踏まえ開催時期や内容を設定しており、相談については、受動業務であり繁閑の差が生じ、四半期ごとの効果測定になじまないため。											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

## (労働基準局監督課)

事業名		長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 【28年度重点目標管理事業】									
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)									
実施主体		労働基準監督署									
実施方法		<p>■直接実施        ■業務委託等 (委託先等:(株)東京リーガルマインド)  <input type="checkbox"/>補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: )  <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先: )  <input type="checkbox"/>その他 ( )     </p>									
事業／制度概要	目的(何のため)	過重労働の解消については、第12次労働災害防止計画において、「平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる」とされているところであるが、労働時間が週60時間以上の雇用者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る必要がある。									
	対象(誰／何を対象に)	事業主									
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施すること、また、過重労働解消のためのセミナーを実施することにより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。									
	実施体制	労働基準監督署にて実施。 過重労働解消のためのセミナー事業については、(株)東京リーガルマインドに委託して実施。									
24年度予算額(千円)		210,239	25年度予算額(千円)	225,577	26年度予算額(千円)	246,083	27年度予算額(千円)	257,230	28年度予算額(千円)	501,915	
うち行政経費		210,239	うち行政経費	225,577	うち行政経費	230,297	うち行政経費	229,343	うち行政経費	414,014	
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)		—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	15,768	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	12,765	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円)	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
24年度予算執行率(%)		—	25年度予算執行率(%)	—	26年度予算執行率(%)	99.9	27年度予算執行率(%)	45.8			
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)		労働時間が週60時間以上の雇用者の割合は引き続き高く、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、「日本再興戦略改定2014」において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたほか、過労死等防止対策推進法が平成26年11月1日に施行されたところであり、長時間労働対策の強化は喫緊の課題である。このため、引き続き、本事業を実施していく必要があると考える。									
社会復帰促進等事業で行う必要性		本事業は、時間外労働・休日労働に関する協定について、事業主が労働基準監督署に届け出る際に、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)に定められた限度時間を超えた時間で協定を締結している事業場に対して、窓口指導等を実施するとともに、過重労働の解消のためのセミナーを実施することにより、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進するものである。本事業は、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災の発生防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。									
27年度目標	アウトカム指標	時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。		27年度実績	アウトカム指標 ×	○	523,445件				
	アウトプット指標	過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配布し、過重労働の解消に努める。			アウトプット指標 ×	○	160,000部作成・配布し、過重労働の解消に努めた。				
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		アウトカム指標については、適切に点検を行った結果、目標を達成することができた。 アウトプット指標については、効率的な予算執行に努め、パンフレットの単価を削減した結果、目標の部数を作成することができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		引き続き事業の適正な運営に努める。									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)		指標設定	—		左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由						—	—	—	—		
評価		A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度事業に加え、①インターネット上の求人情報、書き込み等の情報を監視し、長時間労働、過重労働、賃金不払残業等の情報を収集し、労働局等において対応すべき問題事業場の把握につなげるインターネット監視による労働条件に係る情報収集事業を行うとともに、②長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進を図るため、都道府県労働局等に労働時間管理適正化指導員を配置する。									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
28年度目標(アウトカム指標)	①時間外及び休日労働協定の点検件数を400,000件以上とする。 ②労働時間管理適正化指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る									
中期的な目標	—									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	①時間外及び休日労働協定点検指導員については、時間外及び休日労働協定の締結・届出により、法律を遵守させ、その上で「労働基準法36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」等に反する時間外労働・休日労働協定の点検をすることで長時間労働・過重労働解消の目標を達成するため、上記目標を指標とすることとした。なお、本事業は、事業主に対して時間外労働・休日労働協定の適正化を指導するものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための目標設定にはじまない。 ②労働時間管理適正化指導員も自動車運転者時間管理等指導員と同様に、自動車運送事業について、改善基準告示等に係る指導・助言を要すると認められる事業場等に対し、助言・指導等を行うこととしている。その効果を図る指標としては、個別訪問が利用者にとって有用なものであったかが重要であるため、「参考になった」との回答を80%以上得ることを目標とした。 ③インターネット監視については、都道府県労働局等において対応すべき問題事業場を把握するものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握する指標を設定することは困難である。									
28年度目標(アウトプット指標)	①過重労働解消周知・啓発用のパンフレットを160,000部作成・配付し、過重労働の解消に努める。 ②労働時間管理適正化指導員による指導事業場数を3,800事業場以上とする。 ③インターネット監視による問題事業場の労働局等への情報提供を月平均50件以上とする。									
28年度重点施策との関係	1-(2)-② 過重労働の解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進									
29年度要求に向けた事業の方向性	長時間労働の抑制・過重労働の解消を図るため、継続して要求する。									
29年度重点施策との関係	—									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果測定できず、四半期単位での実績のモニタリングにはじまないため。									
その他特記事項										

事業名	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応強化 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	35	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	特定分野労働条件対策係	
実施主体	民間事業者等							事業開始年度	平成26年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:事業①(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②(株)廣済堂、事業③(公社)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業/制度概要	目的 (何のため)	1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること 2 「『日本再興戦略』改訂2014」において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する必要がある。								
	対象 (誰/何を対象に)	事業①:労働者及び使用者等 事業②:労働者及び使用者等 事業③:就職前の大学生等								
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<事業①:「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業> 夜間・休日に労働基準法などに関する無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。 <事業②:労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業> 労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。 <事業③:大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業> 大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。								
	実施体制	事業①については(公社)全国労働基準関係団体連合会、事業②については(株)廣済堂、事業③については(公社)全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。								
	24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	197,345	27年度予算額 (千円)	228,631	28年度予算額 (千円)	229,587
	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	116,428	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	151,729	28年度雇用勘定予算額: 0(千円)	28年度一般勘定予算額: 0(千円)
	24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	59.0	27年度 予算執行率(%)	66.4	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること 2 「『日本再興戦略』改訂2014」において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化するため、本事業を実施する必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、過重労働や賃金不払残業等、法定労働条件に係る問題がしばしば見られると言われており、本事業では夜間や休日においても、労働者からの相談に対応することによって、不当な労働条件で働いているのではないか等の労働者の不安の解消を図るとともに、事業主の方々からの相談にも対応することや、ポータルサイトの設置、セミナーの実施により、労使に対する情報発信を行うこととしている。 このため、本事業は、企業における適切な労務管理が促進され、過重労働の解消や健康障害の防止につながることから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。									
27年度目標	アウトカム 指標	事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。 事業②:「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。 事業③:大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。		27年度実績	○ アウトカム指標	事業①:82.79% 事業②:88% 事業③:97%				
	アウトプット 指標	事業①:1月平均1,600件以上の相談を受け付ける。 事業②:ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。 事業③:大学・高校等でのセミナーを全国で32回以上開催する。			○ アウトプット指標	事業①:2,427件 事業②:17,474件 事業③:48回				
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	事業①:専門的知識を有した相談員を配置し、適切な対応を行うためのマニュアルを作成することにより、アウトカム指標については達成することができ、アウトプット指標についても、去年度より契約回線を増設したことにより、受付できない電話の発生を最小限に押さえられ、目標件数を達成できた。 事業②:サイトの内容について、利用者のニーズに合った情報を的確に発信し、また、労働者等が必要な情報をわかりやすく、探しやすく掲載する等、去年度よりもサイトを改善することができたため、アウトカム指標及びアウトプット指標についても達成することができた。 事業③:担当課との堅密な連携の下、事業実施団体が適切な事業運営を行うことができたため、アウトカム・アウトプット指標ともに達成することができた。									

理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>事業①:相談件数の増加が見込まれることから、契約回線の増設及び周知広報の充実を図る。</p> <p>事業②:更なるサイト内容の充実及び周知広報の充実を図る。</p> <p>事業③:引き続き担当課との堅密な連携の下、事業の適正な運営に努める。</p>																		
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>事業①:「労働条件相談ほっとライン」への相談件数(1月平均)</p> <p>事業②:ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)</p>		左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 ①2079 ②18,058	27年度 第二四半期 ①2,477 ②14,547	27年度 第三四半期 ①2,549 ②17,380	27年度 第四四半期 ①2,603 ②19,909											
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>事業③:セミナーの開催時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理になじまないため。</p>																		
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続															
28年度事業概要	平成27年度と同様																		
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	平成26年度は事業の初年度であり、ポータルサイトアクセス数が目標に届いていなかったが、広報を継続した結果、平成27年度は目標を達成しており、更なるサイト内容の充実及び周知広報の充実を図ることとする。																
28年度目標(アウトカム指標)	<p>事業①:「労働条件相談ほっとライン」の利用者に対して満足度を聴取し、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>事業②:「確かめよう 労働条件」の利用者に対してアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p> <p>事業③:大学等において実施するセミナーの受講者にアンケートを実施し、80%以上から有用であった旨の回答を得る。</p>																		
中期的な目標	—																		
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>事業①は、適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、70%以上から満足であった旨の回答を得る。</p> <p>事業②及び事業③については、利用者のニーズに合った情報を的確に発信することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることを目標とした。</p> <p>なお、事業③のアウトプット指標については、平成27年度の実績より、不特定多数の方に参加してもらうオープン形式のセミナーは高校での開催が難しかったことから、平成28年度事業では高校におけるオープン形式のセミナー件数を減らして、高校への講師派遣回数を増やしているため、指標を再設定したものである。</p>																		
28年度目標(アウトプット指標)	<p>事業①:1月平均2,800件以上の相談を受け付ける。</p> <p>事業②:ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均15,000件以上とする。</p> <p>事業③:大学等でのセミナーを全国で21回以上開催する。高校等への講師派遣を100校以上に行う。</p>																		
28年度重点施策との関係	1-(1)-(4) 若者の活躍促進																		
29年度要求に向けた事業の方向性	<p>若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっており、「『日本再興戦略』改訂2014」においても、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、相談体制、情報発信等の対応策を強化する必要があるため、平成28年度と同様に要求を行う。</p> <p>なお、事業①については、個別の相談事業であり、当初の想定よりも一回あたりの相談が長くかかったこと等により、同時間帯に契約回線数を超える受電等により受付できない電話が発生してしまったことから、契約回線の増加の検討や周知広報の充実を図る。</p> <p>事業②については、更なるサイト内容の充実及び周知広報の充実を図る。</p> <p>事業③については、引き続き担当課との堅密な連携の下、事業の適正な運営に努める。</p>																		
29年度重点施策との関係	—																		
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	<p>事業①:「労働条件相談ほっとライン」への相談件数(1月平均)</p> <p>事業②:ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)</p>		左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①2,537 ②18,778	28年度 第二四半期 ①2,512 ②20,009	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -											
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<p>事業③:セミナーの開催時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理になじまないため。</p>																		
その他特記事項																			

## (労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)

事業名	過労死等防止対策推進経費 【28年度重点目標管理事業】						事業番号 (28年度)	36					
事業の別	安全衛生確保事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、過労死等防止対策推進法)						事業番号 (27年度)	41					
実施主体	民間業者						事業開始年度	平成27年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:①みずほ情報総研株式会社、②株式会社読売連合広告社、③株式会社プロセスユニーク) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )												
事業/制度概要	目的 (何のため)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、過労死等に関する実態調査等を行うことや過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策を実施し、過労死等の防止対策の一層の推進を図る。											
	対象 (誰/何を対象に)	①過労死等に関する実態等 ②及び③ 事業主、労働者、その他国民											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等に関する調査研究、②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)を実施する。											
	実施体制	①から③について、それぞれ民間業者に委託して実施											
	24年度予算額 (千円)	25年度予算額 (千円)	26年度予算額 (千円)	27年度予算額 (千円)	152,877	28年度予算額 (千円)	234,033						
	うち行政経費	うち行政経費	うち行政経費	うち行政経費	50	うち行政経費	72						
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	112,524	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: 34,645(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
	24年度 予算執行率(%)	25年度 予算執行率(%)	26年度 予算執行率(%)	27年度 予算執行率(%)	73.6								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成26年に成立・施行された「過労死等防止対策推進法」において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。このため、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策(調査研究等)、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策(啓発)を実施する必要がある。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業を実施することにより、事業主を含む広く国民の過労死等を防止することの重要性について認識が高まることが期待される。この結果、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することとなる。このように、本事業は、過労死等の防止につながり、労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。												
27年度目標	アウトカム 指標	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。	27年度実績	アウトカム指標 ○	過労死等防止対策推進シンポジウム全体に対する満足度: 80.40% ※過労死等への関心・理解が深まったとする参加者の理解度: 86.53%								
	アウトプット 指標	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国29箇所で開催し、参加者数を計4,500人以上とする。		アウトプット指標 ○	過労死等防止対策推進シンポジウムの開催実績: 全国29箇所で開催、 参加者は計3,075人(参加率: 68.33%)								
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	事業実施初年度であったことから、 ①各開催地において連携する民間団体との調整等に時間を要し、開催に係る周知期間が短くなった開催地もあること ②参加することについての関心が得られなかつたこと ③参加見込み者数の設定が大括り(300人、200人、100人)であったこと												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①28年度新規に開催する地域もあるため、開催調整の時間を確保するため委託事業の契約締結を1ヶ月早めた(6/1→4/27) ②講師、講演内容を変更するなどの参加することについての関心を得られる工夫を行う ③平成27年度実績において、参加者数が多かった会場の周知方法(ダイレクトメール等)の導入 ④当日参加可能の旨の周知												
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な 指標を設定)	指標 設定	-	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	調査研究及び周知・啓発の事業は、年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。												
評価	B		予算額又は手法等を見直し										

28年度事業概要	①企業、労働者等に関する意識や過労死等防止に対する取り組み等についての調査研究 ②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発(ポスター等の作成・配布、シンポジウムの開催)											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	-	-			-						
28年度目標(アウトカム指標)	過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする											
中期的な目標	-											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施するシンポジウム事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、平成27年度において、80%を超える評価を得ており、十分に高い水準であることから、引き続き80%以上としたものである。											
28年度目標(アウトプット指標)	過労死等防止対策推進シンポジウムを全国43箇所で開催し、参加者数を計4,720人以上とする。											
28年度重点施策との関係	3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備 (2)働き方改革の実現 ・過労死等防止対策の実現											
29年度要求に向けた事業の方向性	過労死等の防止に関する大綱に基づく施策の実施に必要な経費を要求											
29年度重点施策との関係	2 「一億総活躍社会」の実現に向けた働き方改革の推進 (2) 長時間労働の是正 ・過労死等の防止に向けた取組											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	調査研究及び周知・啓発の事業は、年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。											
その他特記事項	-											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	メンタルヘルス対策等事業 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	37				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	42				
実施主体	民間業者に委託して実施							事業開始年度	平成18年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等:(一社)日本産業カウンセラー協会、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社法研、株式会社アストジェイ) <input type="checkbox"/> □補助金 [直接・間接] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> □貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> □その他 ( )							担当係	産業保健支援室 健康班				
事業／制度概要	目的 (何のため)	職場のメンタルヘルス対策の促進、過重労働による健康障害の防止を図る。											
	対象 (誰／何を対象に)	事業者、管理監督者、産業保健スタッフ、人事労務担当者等											
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	メンタルヘルス対策を推進するため、ストレス症状を有する労働者に対する面接指導等を行う医師及び保健師等への研修、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。											
	実施体制	民間業者に委託して実施											
24年度予算額 (千円)	1,491,481	25年度予算額 (千円)	861,964	26年度予算額 (千円)	261,830	27年度予算額 (千円)	136,730	28年度予算額 (千円)	84,482				
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	987	うち行政経費	987	うち行政経費	982				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	1,299,805	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	666,922	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	83,853	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	97,769	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)				
24年度 予算執行率(%)	87.1	25年度 予算執行率(%)	77.4	26年度 予算執行率(%)	32.1	27年度 予算執行率(%)	71.5						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は増加傾向にある。また、自殺者は3万人を下回ったが、自殺者のうち約3割を労働者が占めている。一方、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は60.7%にとどまっており、職場のメンタルヘルス対策の促進が急務となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「専門スタッフがいない」、「取り組み方がわからない」が多くなっており、職場のメンタルヘルス対策の促進を図るためにには、こうした事業者のニーズ等を踏まえた産業保健スタッフへの支援や情報提供等が必要である。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、ストレス症状を有する労働者に対する面接指導等を行う医師及び保健師等への研修、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施することで労働者の心の健康の確保を図るものであり労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。												
27年度 目標	アウトカム 指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。		27年度 実績	○ アウトカム指標	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合は98.4%であった。							
	アウトプット 指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数3,000,000件以上とする。			○ アウトプット指標	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数は4,786,579件であった。							
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、専門家において定期的に議論を行い、利用者のニーズに合致したコンテンツを作成し、公開したことから目標を上回ることができたと考える。												
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	○ストレスチェック制度の創設等、メンタルヘルス対策の充実等の内容を盛り込んでいる労働安全衛生法の改正法が平成27年12月から施行されることから、事業者からの相談や支援要請の増加が見込まれ、着実に必要な支援を実施することが必要である。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」については、アクセス件数が目標を大きく上回っているが、これを維持するために、掲載内容の一層の充実等を図ることが必要である。												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のアクセス件数			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—					1,105,305	1,078,037	1,552,715	1,050,522				
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									

28年度事業概要	平成27年度と同様									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
28年度目標(アウトカム指標)	メンタルヘルス・ポータルサイトを利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。									
中期的な目標	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を平成29年までに80%とする。									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてコンテンツの質を確保する観点から、より利用者にとって、有用なポータルサイトとすることを目標とした。									
28年度目標(アウトプット指標)	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に対する、延べアクセス件数3,000,000件以上とする。									
28年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進									
28年度要求に向けた事業の方向性	労働安全衛生法改正の施行後、ストレスチェックに携わる者への研修の実施等、事業の効率的な実施を図る。									
29年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進等									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のアクセス件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 1,040,216	28年度 第二四半期 1,113,146	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
その他特記事項	—									

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	治療と職業生活の両立等の支援対策事業 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	38					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	43					
実施主体	民間業者							事業開始年度	平成25年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:みずほ情報総研株式会社 ) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )													
事業 制度 概要	目的 (何のため)	労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と職業生活の両立を図るため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、本事業では、労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を行う。												
	対象 (誰／何を 対象に)	事業者等												
	事務・事 業のス キーム(決 定スキ ームを含む)	労働者の治療と職業生活の両立支援について、反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方にに関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針(ガイドライン)を作成する。												
	実施 体制	民間業者に委託して実施。												
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	12,713	26年度予算額 (千円)	11,540	27年度予算額 (千円)	9,976	28年度予算額 (千円)	9,891					
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	6,609	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,168	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	7,382	28年度雇用勘定予算額: 28年度一般勘定予算額: ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)					
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	51.9	26年度 予算執行率(%)	96.8	27年度 予算執行率(%)	74.0							
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	職場環境等の複雑化や高齢労働者の増加等に伴い、労働者の健康管理が課題となっている。また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の取組を促進することが必要である。 また、治療を継続しながら、就労を希望する労働者に対する適切な職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるために重要な対策である。													
社会復帰促進等事 業で行う必要性	本事業では、労働者の治療と職業生活の両立支援に係る指針を作成すること等を目的としており、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。													
27年度 目標	アウトカム 指標	個別事業場における治療と職業生活の両立等支援に関するガイドラインを作成し、研修会等を通じて効果的に周知を実施する。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	個別事業場における治療と職業生活の両立等支援に関するガイドラインを作成し、研修会等を通じて効果的に周知を実施した。						
	アウトプット 指標	治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインを用いて、研修会を7回以上開催する。				アウト プット指 標	○	—						
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	国のがん対策加速化プランが平成27年12月に示され、本ガイドラインにおいても、がんに関する記載の拡充が必要となり、ガイドライン公表時期が当初予定していた12月から2月となった。そのため、行政からの依頼により研修会については、7回以上を予定していたが1回としたものである(希望を拡大して開催(参加人数100人→300人))。													
理由(原因)を踏ま えた改善すべき事 項、今後の課題	平成27年度の研修会の回数は少なかったものの、一部マスコミに取りあげられるなど反響は大きかった。今後も、治療と職業生活の両立を支援するために、「疾患別留意事項」や「医師向けマニュアル」等を作成するとともに、これの周知についても、確実に行うことが必要である。													
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	—			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリング の指標を設定でき ない理由	ガイドライン等の作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。													
評価	B			予算額又は手法等の見直し										

28年度事業概要	平成28年度は、平成27年度に作成したガイドラインの疾患別手引きを作成し、研修会の開催等により周知を図る。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする。											
中期的な目標	事業場における作業関連疾患等をもつ労働者の職場環境整備や就労継続のための整備が促進される。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>一部の企業においては、治療と職業生活の両立支援に関する取組が進められているが、労働者や企業、産業医・産業保健スタッフ、医療機関等関係者の取組・連携が必ずしも十分ではない状況にあり、平成24年8月に取りまとめられた「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」報告書においても、治療と職業生活の両立を支援するために、企業がどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ること等が望ましいと提案されている。</p> <p>そこで、平成28年度においては、治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインの疾患別手引きを作成し、効果的に周知を図ることをめめ研修会等を開催し、研修会に参加した結果、有益であった旨の回答の割合を80%以上とする目標を設定した。</p>											
28年度目標(アウトプット指標)	治療と職業生活の両立支援対策に関するガイドラインの疾患別手引きを1種類以上作成する。											
28年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進											
28年度要求に向けた事業の方向性	治療と職業生活の両立支援対策に関する疾患別手引きを作成し、周知を図る。											
29年度重点施策との関係	5(2) 職場における健康確保対策の推進等											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	ガイドラインの作成等については、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定になじまない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局監督課)

事業名	新規起業事業場対策							事業番号 (28年度)	39							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	44							
実施主体	(公社)全国労働基準関係団体連合会							事業開始年度	平成19年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:(公社)全国労働基準関係団体連合会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )															
事業 制度 概要	目的 (何のため)	新規起業事業場や、成長分野へ進出・業態変更を行う企業は、望ましい労働時間制度を整備するための情報やノウハウを十分に有しておらず、また、労働災害を防止するための基本的な安全対策や健康確保の知識が不足していることが多いことから、労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う。														
	対象 (誰／何を 対象に)	新規起業事業場の事業主等														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。														
	実施 体制	47都道府県にコーディネーター56人と普及指導員215人を配置。														
24年度予算額 (千円)	80,357	25年度予算額 (千円)	76,625	26年度予算額 (千円)	78,814	27年度予算額 (千円)	80,959	28年度予算額 (千円)	109,569							
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	73,952	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	76,539	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	75,970	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	73,211	28年度雇用勘定予算額: 29年度一般勘定予算額: ※予算執行率は行政経費を考慮していない								
24年度 予算執行率(%)	92.0	25年度 予算執行率(%)	99.9	26年度 予算執行率(%)	96.4	27年度 予算執行率(%)	90.4									
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	新規起業事業場においては、労務管理や安全衛生管理に係る基本的知識や理解が不足していることから、長時間労働及び労働災害の発生、労働時間をはじめとした労働条件等をめぐるトラブルが懸念される。このため、基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナーや、労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による指導・助言等を行うことにより、長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制の確立や労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行う必要がある。															
社会復帰促進等 事業で行う必要性	事業場における長時間労働の抑制や労働災害の防止を目的として実施している本事業は、労災保険給付の抑制に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で定める社会復帰促進等事業で行う必要がある。															
27年 度目標	アウトカム 指標	当該事業を利用した事業場のうち、1年 以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。	27年 度実 績	アウト カム指 標 ○	91.0% (1年以内に就業環境の整備が図られたと回答した事業場 (364) / 個別指導事業場数(400))											
	アウトプット 指標	労働時間制度や安全衛生管理体制に についての専門家による個別指導事業場 数を400社以上とする。		アウト プット 指標 ○	労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個 別指導事業場数は400件											
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	指導員の斉一的な指導レベルの担保と向上を図り、企業が環境整備を図れるよう懇切丁寧な指導を行ったため。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。															
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	四半期毎の個別指導事業場の件数	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期									
				12	73	123	192									
上記モニタリングの指標を設定 できない理由																
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き事業を継続													

28年度事業概要	<b>事業① 新規起業事業場就業環境整備事業</b> 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。											
	<b>事業② 労働基準関係法令に関するWEB診断事業</b> 新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを新たに設置し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられるサービスを実施する。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	<b>事業①</b> 当該事業を利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 <b>事業②</b> ポータルサイト内の利用者アンケートにおいて、80%以上から有用であった旨の回答を得る。											
中期的な目標	受託者と適宜連携を図り、事業の進捗状況を把握するよう努める。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<b>事業①</b> 新規起業事業場において、適正な労働時間制度等の設定や安全衛生の確保について、ノウハウの蓄積に乏しいことや必要な人材が確保されていないことから、その安全衛生や労働条件の確保・改善のためには、起業後できるだけ早い段階において、必要な就業環境の整備がなされることが望ましいため、上記の目標を設定した。 <b>事業②</b> 利用者のニーズに合ったサービス・情報を提供することが重要であることから、利用者にとっての有用性を指標とし、80%以上から有用であった旨の回答を得ることを目標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	<b>事業①</b> 労働時間制度や安全衛生管理体制についての専門家による個別指導事業場数を400社以上とする。 <b>事業②</b> ポータルサイトへのアクセス件数を1月平均3,000件以上とする。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	適正な職場環境形成の支援を目的とした本事業は有意義なものであり、継続して要求する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	事業① 四半期毎の個別指導事業場の件数 事業② ポータルサイトへのアクセス件数(1月平均)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①9件 ②0件(11月開設予定)	28年度 第二四半期 ①57件 ②0件(11月開設予定)	28年度 第三四半期 —	28年度 第四四半期 —					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

事業名	働きやすい職場環境形成事業 【28年度重点的目標管理事業】							事業番号 (28年度)	40		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	企画第二係		
実施主体	株式会社クオラス、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社							事業開始年度	平成23年度		
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等 (委託先等: 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社クオラス、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 )  <input type="checkbox"/>補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: )  <input type="checkbox"/>貸付 (貸付先: )  <input type="checkbox"/>その他 ( )       </p>							実施主体:	)		
事業 制度 概要	目的 (何のため)	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成及び労使の取組支援									
	対象 (誰／何を 対象に)	労働者、事業主等									
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24年度)の結果等を踏まえ、        ①国民及び労使に向けた周知・広報: ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスターの掲示(駅、労働局等)、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、雑誌広告(※平成26年度と同様)        ②当事者である労使の取組の支援: パワーハラスメント対策導入マニュアルの改訂・普及、参加者の実務に活かすことできるセミナーの開催(※平成26年度に作成したパワーハラスメント対策導入マニュアルについて、平成27年度はその内容の改訂を行う。)を実施する。</p>									
	実施体制	<p>①国民及び労使に向けた周知・広報: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社クオラスが落札。        ②当事者である労使の取組の支援: 一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所(導入マニュアル)、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社(セミナー)が落札。</p>									
24年度予算額 (千円)	71,680	25年度予算額 (千円)	90,334	26年度予算額 (千円)	138,010	27年度予算額 (千円)	119,963	28年度予算額 (千円)	125,313		
うち行政経費	4,823	うち行政経費	3,147	うち行政経費	1,872	うち行政経費	1,872	うち行政経費	1,290		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	33,107	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	59,066	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	67,766	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	92,306	28年度雇用勘定予算額: (千円)			
24年度 予算執行率(%)	49.5	25年度 予算執行率(%)	67.7	26年度 予算執行率(%)	49.8	27年度 予算執行率(%)	78.2	28年度一般勘定予算額: (千円)			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	<p>職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署への相談が増加を続け、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等での労災保険の支給決定件数が増加しているなど、社会的な問題として顕在化してきている。平成24年度に実施した実態調査においても、過去3年以内パワーハラスメントに該当する相談を受けた企業は32.0%、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した者は25.3%と、問題の顕在化を改めて裏付ける結果が示された。一方、従業員規模が小さいほど企業のパワーハラスメント対策が進んでいないこと等の課題も明らかとなった。</p> <p>このため、当該問題の予防・解決に向けた環境整備(労使を含めた社会的な気運の醸成及び労使の取組支援)を図る必要がある。</p>								※予算執行率は行政経費を考慮していない		
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、精神障害による労災認定の原因となる職場のパワーハラスメントの予防・解決に向け、労使の取組を支援するものであり、業務災害の防止に関する活動に対する援助のために必要な事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であることから社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
27年度 目標	アウトカム 指標	パワーハラスメント対策取組支援セミナーについて、参加者の80%からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。	27年度 実績	アウトカム指標	○	参加者の86%から、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答をいただいた。					
	アウトプット 指標	①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を90,000件以上とする。 ②パワーハラスメント対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。			×	-					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	ポータルサイトへのアクセス数は平成26年度の月平均62,938件と比べると、約30%増加しているものの、サイトへのアクセスの方法や探し方に工夫が必要であった。										
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	より多くの方がポータルサイトにアクセスできるよう、①厚生労働省のホームページに「職場のパワーハラスメント」のページを新設し、ポータルサイトを紹介すること、②パワーハラスメントに関する情報を発信するTwitterに加え、厚生労働省のTwitterも活用し、あかるい職場応援団へのアクセス数の増加を図る。										

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 100,496	27年度 第二四半期 84,211	27年度 第三四半期 70,973	27年度 第四四半期 69,465									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-															
評価	B			予算額又は手法等を見直し												
28年度事業概要	<p>「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成23年度)や「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」(平成24年度)の結果等を踏まえ、</p> <p>①国民及び労使に向けた周知・広報(ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスターの掲示(駅、労働局等)、リーフレット、パンフレット等の作成・配布、雑誌広告)</p> <p>②当事者である労使の取組の支援(参加者の実務に活かすことのできるセミナーの開催、好事例集の作成)</p> <p>また、平成24年度に実施した実態調査から3年が経過しようとしており、パワーハラスメント対策に取り組む企業割合やパワーハラスメントを受けている労働者の状況も変化していると考えられるため、以下の施策を実施する。</p> <p>③企業におけるパワーハラスメントの発生状況や企業の対策の進捗等を把握し、今後の諸施策に反映させるための実態調査。</p>															
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													
28年度目標(アウトカム指標)	パワハラ対策取組支援セミナーについて、参加者の80%からパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の導入について検討する旨の回答を頂く。															
中期的な目標	-															
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	パワハラ対策支援セミナーについては、4年度目の実施を迎えており、労使においてパワハラ対策に取り組む重要性の認識は定着しつつあるが、具体的なパワハラ対策の導入のため取り組みを進めることが重要であることから、昨年度と同様の指標とした。															
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数を90,000件以上とする。</p> <p>②パワハラ対策取組支援セミナーへの1都道府県あたりの平均参加者数を50名以上とする。</p>															
28年度重点施策との関係	5(5)パワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備															
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き事業の効率化に努めつつ、所要の予算要求を行う。															
29年度重点施策との関係	-															
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	ポータルサイト「あかるい職場応援団」への1月あたりの平均アクセス件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 90,638	28年度 第二四半期 109,184	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-															
その他特記事項	-															

## (労働基準局安全衛生部安全課)

事業名	建設業等における労働災害防止対策費 【28年度重点目標管理事業】 (1)墜落・転落災害等防止対策事業(建設業) (2)屋根上等足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業 (3)東日本大震災に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 (4)建設業職長等指導力向上事業(平成26年度~)	事業番号 (28年度)	41								
		事業番号 (27年度)	46								
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)	担当係	建設安全対策室								
実施主体	建設業労働災害防止協会等	事業開始年度	平成23年度								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:建設業労働災害防止協会等) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
目的 (何のため)	<p>(1)建設業における死亡災害の約4割を占める墜落・転落災害の防止のため、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図る。</p> <p>(2)建設業における墜落・転落災害の約8割を占める屋根等の足場以外での様々な高所作業からの墜落災害の防止のため、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進等を図る。</p> <p>(3)東日本大震災に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入していることから、被災3県に安全衛生に関する諸問題に対する拠点を開設し、工事現場巡回指導等の支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図る。</p> <p>(4)建設業における人材不足により、部下の教育指導経験が十分でない職長が作業員の教育指導を行う場面が多くなるため、職長の指導力向上のための再教育を普及していく。</p>										
事業／制度概要	<p>対象 (誰／何を対象に)</p> <p>(1)中小規模ビル建築工事、低層住宅建築工事を施工する工事業者 (2)低層住宅建築工事業者 (3)復旧・復興工事に従事する中小事業者、未熟練労働者 (4)職長としての職務に就いておおむね5年以上経験した者。</p> <p>事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)</p> <p>(1)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (2)屋根等の足場以外での様々な高所作業からの墜落災害の防止のため、研修会を開催し、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図る。 (3)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置(岩手、宮城、福島) ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③安全な作業計画の作成等、安全衛生に関する各種相談、助言の実施 ④建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育のための支援の実施 (4)職長等の指導力向上を図るため、「建設業職長等指導力向上教育研修会」を実施し、その際使用されるテキスト・カリキュラムも併せて作成する。</p> <p>実施体制</p> <p>(1)全国仮設安全事業協同組合(一般競争入札により選定。以下同様。) (2)建設業労働災害防止協会 (3)建設業労働災害防止協会 (4)株式会社建設産業振興センター</p>										
24年度予算額 (千円)	377,965	25年度予算額 (千円)	323,002	26年度予算額 (千円)	317,634	27年度予算額 (千円)	312,176	28年度予算額 (千円)	461,291		
うち行政経費	15,544	うち行政経費	13,794	うち行政経費	13,653	うち行政経費	14,024	うち行政経費	13,900		
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	321,987	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	297,769	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	248,798	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	252,585	28年度雇用勘定予算額 ※予定額 (千円)	28年度一般勘定予算額 ※予算執行率は (千円)		
24年度 予算執行率(%)	88.8	25年度 予算執行率(%)	96.3	26年度 予算執行率(%)	81.8	27年度 予算執行率(%)	84.7	行政経費を考慮していない			
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	<p>(1)墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約4割を占めることから、研修、現場に対する指導・支援によって手すり先行工法等の「より安全な措置」の一層の普及を図り、足場からの墜落防止措置を徹底する等、建設業での労働災害防止対策の徹底を図る必要がある。</p> <p>(2)建設業における墜落・転落災害の約8割は、屋根等の足場以外での様々な高所作業により発生していることから、太陽光パネル取付工事等の需要の増加に伴う災害防止を図るため、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図る必要がある。</p> <p>(3)復旧・復興工事については、公共工事に加えて民間発注の比較的小規模な工事が短期間のうちに大量に行われ、多数の中小事業者が参入することによる労働災害の発生が危惧されるため、防止対策の徹底を図る必要がある。実際に、阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くなり、災害発生件数が震災前の水準に戻るまで数年間を要した。</p> <p>(4)東日本大震災後の建設復興需要が増加し、全国的に技能労働者等の人材不足が顕著になっていることから、退職・離職していた技能労働者等の復帰により部下の教育・指導経験が十分でない職長等が作業員の教育指導を行うこととなるため、建設現場の人材の質の低下による労働災害を防止するため、職長等の指導力向上のための再教育等を行う必要がある。</p>										
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、建設現場等における労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。										

27年度目標	アウトカム指標	<p>(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用すると回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を70%以上とする。</p> <p>(3)建設業への新規参入者に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>(4)職長等指導力向上研修会を実施した結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p>	27年度実績	○ アウトカム指標 ×	<p>(1) 採用する旨(条件付き採用を含む) 回答 92%</p> <p>(2) 導入し、又は導入を計画している 回答 82%</p> <p>(3) 役に立ったとの回答 93%</p> <p>(4) 役に立ったとの回答 98%</p>									
					—	—	—	—						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトプット指標	<p>(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。</p> <p>②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(200現場以上)</p> <p>(2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を実施する。(630人以上)</p> <p>(3)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(2,160現場以上)</p> <p>(4)職長等に対する指導力向上研修会を実施する。(3,420人以上)</p>	○ アウトプット指標 ×	<p>(1)①手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施した。</p> <p>②214現場に対して、指導・支援を行った。</p> <p>(2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を実施し、873人が参加した。</p> <p>(3)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を2,599現場に対して実施した。</p>										
				(4)職長等に対する指導力向上研修会を実施し、3,382人が参加した。	—	—	—							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、申込者数が確保できるよう開催時期及び開催地を検討する。													
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	(1)①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施状況 (3)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況 (4)職長等に対する指導力向上研修会の実施状況	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期							
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—													
評価	B		予算額又は手法等を見直し											
28年度事業概要	<p>平成27年度(1)～(4)に加え、以下の2事業が追加となった。</p> <p>(5)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業</p> <p>(6)建設工事における安全経費の確保に係る実態調査</p>													
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											
28年度目標(アウトカム指標)	<p>(1)手すり先行工法に係る指導・支援を受けた事業場のうち、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。</p> <p>(2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施の結果、参加者の事業場においてハーネス型安全帯を導入し、又は導入を計画している割合を70%以上とする。</p> <p>(3)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>(4)職長等指導力向上研修会を実施した結果、役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>(5)建設業への新規参入者等に対しての安全衛生教育支援が役に立ったとの回答の割合を80%以上とする。</p> <p>(6)建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題について十分な検討内容を報告書に盛り込む。</p>													
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に建設業の死亡者数を20%以上減少させる(平成24年度比)。全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。													
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>(1)については、建設業での手すり先行工法等の「より安全な措置」の実施を引き続き徹底していく観点から平成27年度と同様の目標とした。</p> <p>(2)については、足場の設置が困難な屋根上等での墜落防止対策の普及状況を直接把握する観点から平成27年度と同様の目標とした。</p> <p>(3)については、被災地において建設業における新規参入者への安全衛生教育が引き続き重要なものであることから平成27年度と同様の目標とした。</p> <p>(4)については、より良い職長等への再教育内容を開発し、普及につなげる観点から平成27年度と同様の目標とした。</p> <p>(5)については、大会施設工事が中心的に行われる首都圏において建設業における新規参入者への安全衛生教育が重要なものであることから目標とした。</p> <p>(6)については、建設工事における適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題を把握することが重要であることから目標とした。</p>													

28年度目標(アウトプット指標)	(1)①建設業における手すり先行工法等に係る指導・支援を行う者に対する研修会を実施する。 ②建設業での手すり先行工法の普及・定着のための現場に対する指導・支援を行う。(400現場以上) (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会を実施する。(760人以上) (3)安全衛生指導の経験者による復興工事現場に対する安全衛生巡回指導を実施する。(2,160現場以上) (4)職長等に対する指導力向上研修会を実施する。(4,350人以上) (5)首都圏の工事現場に対する助言指導を実施する。(600現場以上) (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒヤリング調査を実施する。(80社以上)						
28年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進 7(2)震災復旧・復興関係業務における安全衛生等の確保						
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、事業運営の効率化に努めつつ、平成29年度も継続して要求する。						
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進 7(1)東日本大震災からの復興のための雇用・労働対策 7(2)平成28年熊本地震からの復興のための雇用・労働対策						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	(1)①手すり先行工法等に係る研修会の実施状況 ②手すり先行工法等に係る現場に対する指導・支援の実施状況 (2)足場の設置が困難な屋根上での作業に関する墜落対策実演研修会の実施状況 (3)復興工事現場に対する安全衛生巡回指導の実施状況 (4)職長等に対する指導力向上研修会の実施状況 (5)首都圏の工事現場に対する助言指導の実施状況 (6)建設工事における安全経費の確保に係る実態をより把握するためのヒヤリング調査の実施状況	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 (1)①208人 (2)2現場 (2)0人 (3)434現場 (4)437人 (5)0現場 (6)0社	28年度 第二四半期 (1)①835人 (2)150現場 (2)134人 (3)774現場 (4)1,588人 (5)0現場 (6)0社	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
その他特記事項	—						

事業名	荷役作業における労働災害防止対策経費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	42				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	47				
実施主体	①陸上貨物運送事業労働災害防止協会、②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社							事業開始年度	平成7年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：①陸上貨物運送事業労働災害防止協会、②東京海上日動リスクコンサルティング株式会社） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他（ ）												
事業／制度概要	目的 (何のため)	陸上貨物運送事業では、荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約7割を占めしており、発生場所は約7割が発荷主や着荷主の事業場であるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ることにより、荷主に対し安全な作業環境を提供する設備の設置を促進し、荷役作業時における労働災害防止対策の充実・徹底を図る。											
	対象 (誰／何を対象に)	陸上貨物運送事業者及び荷主（主に製造業等）											
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	製造業を中心とした荷主等、陸上貨物運送事業者を対象に、荷役作業の安全対策ガイドラインに係る研修会を開催するとともに、荷主（製造業等）に対して、荷役作業現場の安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。											
	実施体制	陸上貨物運送事業労働災害防止協会、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社に委託して実施											
24年度予算額 (千円)	38,224	25年度予算額 (千円)	35,887	26年度予算額 (千円)	39,429	27年度予算額 (千円)	31,598	28年度予算額 (千円)	31,224				
うち行政経費	5,384	うち行政経費	5,384	うち行政経費	5,532	うち行政経費	5,532	うち行政経費	5,532				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	25,681	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	27,186	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,448	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	24,399	28年度雇用勘定予算額： 28年度一般勘定予算額： ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)				
24年度 予算執行率(%)	78.2 %	25年度 予算執行率(%)	89.1	26年度 予算執行率(%)	92.8	27年度 予算執行率(%)	93.6						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働災害全体が長期的には減少する中、陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害の占める割合は、平成元年の7.9%から平成26年の11.9%へと上昇している。内訳を見ると、荷役作業時の労働災害が約7割となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について一層の取組を進めることが必要である。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、陸上貨物運送事業等において多発している荷役作業中の労働災害の防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
27年度 目標	アウトカム指標	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。			27年度 実績	アウトカム指標 ○	研修会アンケートにて有益であった旨の回答が97.6%得られた。						
	アウトプット指標	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。				アウトプット指標 ○	—						
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)		<p>【アウトカム指標】 専門家による検討会で、テキストに盛り込む最新の法令・災害事例とその対策手法をコンパクトにまとめ、現場での教育等に活用できるようにしたこと及び研修実績が豊富な講師が対応したため、高評価となったものと考えられる。</p> <p>【アウトプット指標】 研修会の開催について、受講者の利便性に配慮し、各地域(47都道府県)で開催したことから、目標に近い結果(96.8%)になったが、研修会で用いる荷役作業の安全対策に係る新たな資料の作成が遅れたこと等の影響により、各地域における研修会の開催日程を前後に決定できず、受講者の募集期間が短期間となつたため目標値を下回ったものと考えられる。</p>											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		引き続き適切に事業を実施する。なお、研修会の開催については、事前に広報を十分に行うこととする。開催の決定から開催日までの期間をこれまで以上に長く設定する。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—		左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由		事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。			—	—	—	—					
評価	B		予算額又は手法等を見直し										

28年度事業概要	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインを普及させるため、平成27年度の研修会で出た要望・コメント等を踏まえた教材の作成、研修会等の実施、専門家による荷役作業時の現場安全診断等を実施する。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	研修会の参加者について、研修が有益であった旨の評価を80%以上得る。											
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に陸上貨物運送事業での労働災害による休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる。(平成24年比)											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	研修の内容が有益であると評価されるほど、荷役作業における安全対策の取り組みが展開されていくと考えられることから、上記の目標を設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策ガイドラインの普及促進のための研修会を開催し、2,000人以上参加させる。											
28年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進											
29年度要求に向けた事業の方向性	平成28年度は荷主に対するアプローチを重点として行っていくほか、荷役作業の特性に応じた対応について検討することとする。(ガイドライン周知のための研修会は、平成26年度限りで廃止。)											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業内容が1年をかけて実施するものであるため、四半期ごとに評価していくことが困難である。 ※本事業については研修会等が特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。											
その他特記事項	-											

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業							事業番号 (28年度)	43				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	48				
実施主体	国							事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他（）							実施主体：	（）				
事業／制度概要	目的 (何のため)	林業における労働者の労働災害、振動障害防止のため											
	対象 (誰／何を対象に)	林業事業者											
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	林業における振動障害防止のため、林業における振動障害防止に十分な知識、経験を有する者を指導員として委嘱し、林業の作業現場等を巡回し、事業者及び振動工具を取り扱う労働者に対して振動障害防止に係る作業仕組改善事例やチェーンソー取扱い作業指針等の周知徹底を行う。											
	実施体制	都道府県労働局において実施											
	24年度予算額 (千円)	18,184	25年度予算額 (千円)	17,757	26年度予算額 (千円)	6,754	27年度予算額 (千円)	6,754	28年度予算額 (千円)	6,228			
	うち行政経費	6,709	うち行政経費	6,709	うち行政経費	6,754	うち行政経費	6,754	うち行政経費	6,228			
	24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,975	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,975	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	－	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	－	28年度雇用勘定予算額： 28年度一般勘定予算額： ※予算執行率は 行政経費を考慮していない	(千円) (千円)			
	24年度 予算執行率(%)	86.9	25年度 予算執行率(%)	90.3	26年度 予算執行率(%)	－	27年度 予算執行率(%)	－					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	林業は安全衛生管理が脆弱な中小零細事業場が多く、また一定の新規参入者もあることから、チェーンソー取扱い作業指導員による指導により振動障害予防対策を推進する必要がある。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	振動障害の防止に係る知識を有する者が林業の作業現場等を巡回指導することにより、業務上疾病である振動障害の防止を図る事業であり、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するものである。												
27年度目標	アウトカム指標	農林水産業における休業4日以上の振動障害を10人未満に抑える。			27年度実績	アウトカム指標 ○ ×	農林水産業における振動障害による休業4日以上の死傷災害は、2人であった。						
	アウトプット指標	平成27年度におけるチェーンソー取扱い作業指導員による指導事業場数を平成26年度の指導事業場数の90%以上とする。			27年度実績	アウトプット指標 ○ ×	平成27年度におけるチェーンソー取扱い作業指導員による指導事業場数は、平成26年度の指導事業場数の93.3%(平成27年度 408事業場／平成26年度 437事業場)であった。						
	27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	チェーンソー取扱い作業指導員による指導を計画的に行い、チェーンソー取扱い作業指針に沿った取組が促進された等により、目標を達成することができたと考えられる。											
	理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	チェーンソー取扱い作業指針に沿った取組が徹底されることにより、振動障害の防止が図られるよう、引き続き、チェーンソー取扱い作業指導員による指導を計画的かつ適切に行う。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	－			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 －	27年度 第二四半期 －	27年度 第三四半期 －	27年度 第四四半期 －				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	チェーンソー取扱い作業員による現場指導は年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にはなじまない。												
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	平成27年度と同様。												
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

28年度目標(アウトカム指標)	農林水産業における休業4日以上の振動障害を10人未満に抑える。						
中期的な目標	林業従事者における振動障害発生件数の減少傾向を維持する。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	振動障害の発症時期は振動工具の使用状況により変わるため、年単位で見る統計では変動があるが、近年の発症状況が低水準に抑えられていることを維持するべく、数値目標を設定した。						
28年度目標(アウトプット指標)	平成28年度におけるチェーンソー取扱作業指導員による指導事業場数を平成27年度の指導事業場数の90%以上とする。						
28年度重点施策との関係	—						
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続きチェーンソー取扱作業指導員による指導等を着実に実施する。						
29年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	チェーンソー取扱作業員による現場指導は年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にはなじまない。						
その他特記事項	—						

## (労働基準局安全衛生部安全課)

事業名	機械等の災害防止対策費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	44						
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	49						
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署、公益社団法人産業安全技術協会							事業開始年度							
実施方法	<p>■直接実施 ■業務委託等（委託先等：公益社団法人産業安全技術協会）  <input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：）  <input type="checkbox"/>貸付  <input type="checkbox"/>その他（）</p>														
事業／制度概要	目的 (何のため)	危険性・有害性のある機械設備等について、機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、機械等設置届の受理時等に、その導入段階で予め危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）を実施すること及びその結果に基づき講ずる措置についての必要な指導援助等を行い、事業場内における自主的な安全衛生活動の促進を図る。 また、輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等（防爆構造電気機械器具）を対象に買取試験を実施し、機械等の安全性を担保する。													
	対象 (誰／何を対象に)	事業場等													
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③マニュアル・リーフレット作成等、機械のリスクアセスメントを促進するための事業 ④輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等（防爆構造電気機械器具）の安全性担保のための機械買取試験事業（新規）													
	実施体制	①②厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署 ③中央労働災害防止協会に委託して実施。 ④公益社団法人産業安全技術協会に委託して実施。当該結果に基づき、厚生労働省において行政上の対応等を検討。													
24年度予算額 (千円)	10,521	25年度予算額 (千円)	10,508	26年度予算額 (千円)	10,739	27年度予算額 (千円)	61,775	28年度予算額 (千円)	66,705						
うち行政経費	10,521	うち行政経費	10,508	うち行政経費	10,739	うち行政経費	13,141	うち行政経費	13,109						
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	47,079	28年度雇用勘定予算額： (千円)							
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	96.8	28年度一般勘定予算額： (千円)							
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本事業は、機械等の設置段階においてあらかじめリスクアセスメントを実施し、自主的な安全衛生活動を促進するものであり、機械等の労働災害の防止に資することから実施することが必要である。														
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、機械等による労働災害防止を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。														
27年度 目標	アウトカム 指標	機械災害を前年比で減少させる。			27年度 実績	○ アウトカム指標 ×	平成26年の機械災害による死傷災害（休業4日以上）は26,423人（前年27,392人）であり、約5.1%減少した。 —								
	アウトプット 指標	機械設備の設置時又は変更時等における機械等設置届の受理時等に必要な指導援助を行うとともに、実地調査の対象基準に該当するものについては実地調査を実施する。				○ アウトプット指標 ×	機械等設置届1,941件を受理し、必要な指導援助を行うとともに、そのうち対象基準に該当する全て（369件）に対して実地調査を行った。 —								
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	適切に機械等設置届の審査や必要な指導援助、実地調査、買取試験等を実施したため。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に事業を実施する。														
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にじまない。また、防爆構造電気機械器具についても、型式ごとに発注から納入までの所要期間がまちまちであり、各々の型式に即した十分な期間を確保することが必要であるため、四半期ごとの指標設定にじまない。														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

28年度事業概要	①機械設置届等に係る審査及び実地調査 ②登録検査業者等に対する指導 ③産業用ロボットのリスクアセスメント促進等事業(新規) ④型式検定対象機械等の買取試験(一部組換)											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであります、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るマニュアルと教材を作成し、トライアル実施事業場へのアンケートにおいて「自らの事業場でのリスクアセスメントを実施したい」旨の回答が60%以上得る。 買取試験を実施した防爆構造電気機械器具のうち規格を満たさない型式があれば、行政が製造者等に対して改善指導等を行うことにより、買取試験を実施した全ての型式に規格を満たさせる。											
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年度まで)に全産業における労働災害の減少を図る(死亡災害、死傷災害ともに平成24年度比15%減)。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	リスクアセスメントを実施したいという事業場が多いほど、リスクアセスメントの普及促進につながると思われるため、上記目標を設定した。 構造規格に適合しない防爆構造電気機械器具の流通を防止するためには、全ての型式が規格を満たす必要があるため、上記目標を設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	産業用ロボットのリスクアセスメント促進に係るトライアル実施対象を5事業場選定し、実施する。 防爆構造電気機械器具の安全性担保のための選定基準に該当する型式のうち80%以上を対象として、買取試験を実施する。											
28年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進											
29年度要求に向けた事業の方向性	機械等の設計段階でのリスクアセスメントの実施を普及する。 また、平成27年6月の改正労働安全衛生法の施行を受け、外国に立地する登録検査機関への指導やそれらの機関が検査した機械の安全性の確保を図る。											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場から提出される機械等設置届は、監督署の管内状況によって異なり、年間を通じて行われるものであるため、四半期ごとの指標設定にない。 また、防爆構造電気機械器具についても、型式ごとに発注から納入までの所要期間がまちまちであり、各々の型式に即した十分な期間を確保することが必要であるため、四半期ごとの指標設定にない。											
その他特記事項	—											

## (労働基準局安全衛生部安全課)

事業名	特別安全衛生指導等経費							事業番号 (28年度)	45				
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	50				
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：） <input type="checkbox"/> 貢付 <input type="checkbox"/> その他（　）												
目的 (何のため)	アスベストやじん肺等職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題となっていることから、有害物質等有害要因を有する事業場に対する職業性疾病等の予防のため、監督指導等を実施し、労働者の健康を確保する。 また、重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害の災害原因を究明し、同種災害の発生を防止する。												
対象 (誰／何を 対象に)	事業主												
事業／制度概要	事業・事業のスキーム（決定スキームを含む） 事業場に監督指導等を実施する。 災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。 重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施し、社会的に重大な災害、科学的、技術的に解明の困難な災害の場合は、学識経験者を派遣し、災害原因の徹底的究明を行う。 危険性の高い業種（石油化学工業等）及び災害発生率が高く重大災害が多い業種（建設業等）について専門職員による災害防止の指導を行う。 重篤な労働災害を発生させた事業場や安全管理に課題を抱えている事業場の中から、安全管理のための体制、安全教育等の面で総合的な改善を必要とする事業場を個別に指定し、具体的な安全衛生改善計画を事業場ごとに作成させ、きめの細かい特別の安全指導を継続的に行う。												
実施体制	厚生労働本省、労働局、労働基準監督署による直接実施												
24年度予算額 (千円)	43,754	25年度予算額 (千円)	57,183	26年度予算額 (千円)	54,625	27年度予算額 (千円)	50,334	28年度予算額 (千円)	47,104				
うち行政経費	43,754	うち行政経費	57,183	うち行政経費	54,625	うち行政経費	50,334	うち行政経費	47,104				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	—	28年度雇用勘定予算額： (千円)	28年度一般勘定予算額： (千円)				
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	※予算執行率は 行政経費を考慮していない					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	労働災害の防止や職業性疾病等の予防のための監督指導等を実施するために必要な経費である。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	労働災害のリスクの高い事業場への指導等を実施するための経費であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
27年度目標	アウトカム指標	重篤な労働災害を発生させた事業場や安全管理に課題を抱えている事業場が、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画を策定・実施する。			アウトカム指標	○	問題のある事業場において、その特性を踏まえた安全衛生改善計画が策定、実施された。						
	アウトプット指標	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。			27年度実績 アウトプット指標	○	重篤な労働災害、専門家職員による原因究明が必要な災害等について、学識経験者を中心とした調査等を災害原因調査を行い、安全管理指導を継続して実施した。						
	27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	災害発生時等に適切に業務を実施したため。											
	理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き適切に業務を実施する。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	災害は発生しないことが前提であり、発生を前提として定量的な指標を設置することは困難であるため。												
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	重篤な労働災害を発生させた事業場や安全衛生管理に課題を抱えている事業場が、業種や作業態様の特性を考慮した安全衛生改善計画を策定・実施する。											
中期的な目標	第12次労働災害防止計画期間中(平成29年まで)に死亡者数、死傷者数の減少を図る(死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに15%(対平成24年比)以上減少させる)											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないが、個々の事業場において、安全衛生対策を進め、労働災害を防止すること、職業性疾病を予防することは重要であることを踏まえ、引き続き安全衛生改善計画の策定・実施を目標とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	重篤な労働災害又は火災、爆発等の重大災害が発生したときに、徹底的な調査を行い、原因を究明する。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き着実に実施する。											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	事業場の業種や作業態様が様々であり、これにより、労働災害の発生原因は、多岐に亘ることから、一律の目標を設定することはなじまないため。											
その他特記事項	-											

## (労働基準局監督課)

事業名	特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	46				
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	51				
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署及び、(公社)全国労働基準関係団体連合会							事業開始年度	平成23年度				
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等 (委託先等:(公社)全国労働基準関係団体連合会)        □補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: )        □貸付 (貸付先: )        □その他 ( )</p>												
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため。											
	対象 (誰／何を 対象に)	特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場											
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。</p>											
	実施 体制	外国人労働者労働条件相談員を配置した外国人労働者相談コーナー(27の労働局及び12の労働基準監督署) 派遣労働者専門指導員を配置した26の労働基準監督署 介護事業場就労環境整備事業については、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託して実施。											
24年度予算額 (千円)		108,031	25年度予算額 (千円)	106,076	26年度予算額 (千円)	112,300	27年度予算額 (千円)	187,491	28年度予算額 (千円)	194,594			
うち行政経費		108,031	うち行政経費	106,076	うち行政経費	112,300	うち行政経費	146,333	うち行政経費	153,436			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	39,960	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 29年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない				
24年度 予算執行率(%)		-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	97.0					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	<p>外国人労働者については、外国人労働者数が高水準で推移していることに加え、日本語や日本の労働慣行に精通していないことから、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすく、特に技能実習生については、その傾向は顕著である。</p> <p>また、派遣労働者を含む非正規労働者については、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすく、労働条件の確保に向けた取組がますます重要となっている。</p> <p>このため、引き続き、特定分野の労働者に対する労働条件や安全衛生の確保・改善に向けた本事業を実施していく必要があると考える。</p>												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	外国人労働者等の特定分野の労働者は日本語や日本の労働慣行に精通していないことや職場が頻繁に変わることにより安全衛生教育が十分に行われていない等の理由により、労働条件や安全衛生確保上の問題が生じやすい。このため、本事業により、外国人労働者等の特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行うことにより、労働災害の防止や長時間労働による健康障害の防止が図られることがから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。												
27年 度目標	アウトカム 指標	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を2,786件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,701件以上とする。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○ ×	<p>①外国人労働者の相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数は、2,993件 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数は、9,112件</p>							
	アウトプット 指標	①外国人労働者に関するパンフレットを40,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。				<p>①66,268部 ②11,540部</p>							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	パンフレットの作成・配布やホームページの掲載等により、労働基準関係法令や相談窓口の周知が進んだため、相談件数の増加につながった。												
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き外国人労働者及び派遣労働者への労働基準関係法令や相談窓口の周知を進め、相談に的確に対応することにより、外国人労働者及び派遣労働者に係る労働災害の防止等を図る。												
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	外国人労働者が労働する地域は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングにはじまないため。			-	-	-	-						
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									

28年度事業概要	管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。 また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るために、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備事業」を実施する。										
28年度評価で れを踏まえた28 年度事業の見直 し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウ トカム指標)	①外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間に係る相談件数を2,878件以上とする。 ②派遣労働に関する労働条件等の相談件数を8,874件以上とする。										
中期的な目標	-										
28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考 え方 (アウトカム指標 設定が困難な場 合はその理由)	①については、相談員の配置状況が変更されたため、効率的な相談対応を行う観点から、過去3年間における相談員1人当たりの平均相談件数を算出し、当該平均件数と配置状況を考慮した上記の目標を設定した。②については、相談員の配置状況に変更がないため、過去3年間の相談件数の平均以上の水準とするための上記目標を設定した。 なお、本事業は、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談を受け付けるとともに、当該事業場への指導を行うものであり、利用者等のニーズに関する実態を把握するための指標設定にはなじまない。										
28年度目標(アウ トプット指標)	①外国人労働者に関するパンフレットを40,000部作成・配付し、外国人労働者の労働災害の防止等を図る。 ②派遣労働に関するパンフレットを10,000部作成・配付し、派遣労働者の労働災害の防止等を図る。										
28年度重点施策 との関係	4-(2) 技能実習制度の適正かつ円滑な推進										
29年度要求に向 けた事業の方向 性	特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため、継続して要求する。										
29年度重点施策 との関係	-										
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	-	左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	外国人労働者が労働する地域は多岐にわたり、また業種により繁忙期が異なっていることから四半期単位でのモニタリングにはなじまないため。										
その他特記事項	-										

## (労働基準局監督課)

事業名	自主点検方式による特別監督指導の機能強化								事業番号 (28年度)	47				
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								事業番号 (27年度)	52				
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署								事業開始年度					
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )													
事業 制度 概要	目的 (何のため)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配布し、これを回収することにより、事業主に自主的な改善を図らせるとともに、問題のある事業場を適切に把握し、労働者の安全衛生等の確保を図る。												
	対象 (誰/何を対象に)	事業主												
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	労働安全衛生管理等に係る自主点検表を作成・印刷の上、事業主に配付し、これを回収する。												
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署												
24年度予算額 (千円)	5,051	25年度予算額 (千円)	5,051	26年度予算額 (千円)	5,185	27年度予算額 (千円)	5,185	28年度予算額 (千円)	5,185					
うち行政経費	5,051	うち行政経費	5,051	うち行政経費	5,185	うち行政経費	5,185	うち行政経費	5,185					
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)						
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度一般勘定予算額: (千円)						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	事業主に労働安全衛生管理等に関する自主的改善を促すために必要な経費である。													
社会復帰促進等 事業で行う必要性	事業主の自主的な取組を促進することにより、労働災害の防止を図ることを目的として実施している本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。													
27年 度目標	アウトカム 指標	事業主に労働安全衛生管理等に係る 自主的改善を促し、過去5年ごとの労 働災害の発生状況の減少傾向を維持 する。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	労働災害発生状況の減少傾向を維持している。 (過去5年ごとの労働災害発生状況 平成18年度～平成22年度合計620,983人 平成23年度～平成27年度合計586,242人)								
	アウトプット 指標					×								
27年度目標を達成(未達成)の理 由(原因)	理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	自主点検表を平成26年度と同程度 (208,300部)以上作成し、事業主に送 付する。		アウト プット 指標	○	224,500部								
						×								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的指標を設定)		指標 設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
							死亡者数28,559 人 休業4日以上 219人	死亡者数30,207 人 休業4日以上 279人	死亡者数28,235 人 休業4日以上 219人	死亡者数24,419 人 休業4日以上 250人				
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	事業主に労働安全衛生管理に係る自主的改善を促し、過去5年ごとの労働災害の発生状況の減少傾向を維持する。										
中期的な目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年までに、労働災害による死者数を15%以上減少(平成24年比)</li> <li>平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少(同上)</li> </ul>										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>労働災害の発生件数は、単年度では様々な要因により増減するが、今年度も事業主の労働安全衛生管理等に係る自主的改善を促し、労働災害発生件数を趨勢的に減少させるため上記目標を設定した。なお、第12次労働災害防止計画(計画期間:平成25年度～29年度)の目標設定を踏まえ、平成29年までに、労働災害による死者数及び死傷者数(休業4日以上)を平成24年に比べ共に15%以上減少することを中期的な目標とした。</p> <p>&lt;参考:過去5年間の労働災害発生状況&gt; 平成23年117,958人、平成24年119,576人、平成25年118,157人、平成26年119,535人、平成27年116,311人</p>										
28年度目標(アウトプット指標)	自主点検表を平成27年度と同程度(224,500部)以上作成し、事業主に送付する。										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	継続して要求するが、運営の更なる効率化に努める。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	死亡災害及び休業4日以上の死傷者数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—										
その他特記事項	—										

## (労働基準局監督課・労災管理課)

事業名	「労災かくし」の排除のための対策の推進							事業番号 (28年度)	-							
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	53							
実施主体	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署							事業開始年度	平成13年度							
実施方法	<p>■直接実施  <input type="checkbox"/>業務委託等（委託先等：）  <input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕（補助先：）  <input type="checkbox"/>貸付  <input type="checkbox"/>その他（）</p>							実施主体：	）							
事業／制度概要	目的 (何のため)	労働災害発生事実の隠蔽等を行う労災かくしが多発する状況が続くと、労働基準行政の的確な推進を搖るがすことになりかねない。そのため、被災労働者の適正な保護を一層推進する観点から、労災かくしの排除についてさらなる対策の強化を図る。														
	対象 (誰／何を対象に)	健康保険不支給決定者等														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	①全国健康保険協会との連携等による労災保険給付請求の勧奨 ②パンフレット等による被災労働者本人等への労災保険制度の周知等 ③建設業者に対する団体指導 ④事業場及び医療機関に対する調査														
	実施体制	厚生労働本省、都道府県労働局、労働基準監督署														
24年度予算額 (千円)	46,996	25年度予算額 (千円)	43,052	26年度予算額 (千円)	43,211	27年度予算額 (千円)	46,314	28年度予算額 (千円)	-							
うち行政経費	46,996	うち行政経費	43,052	うち行政経費	43,211	うち行政経費	46,314	うち行政経費	-							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	28年度雇用勧奨予算額： (千円)								
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	-	27年度 予算執行率(%)	-	28年度一般勧奨予算額： (千円)								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	「労災かくし」が多発する状況が続くと、被災労働者に対して適正な保護が行われないだけでなく、同種災害の発生防止対策が阻害されるおそれがあるほか、事業主に対して適正なメリット制が適用されなくなるおそれがあることから社会復帰促進等事業で実施する必要がある。								※予算執行率は行政経費を考慮していない							
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、労働災害発生事実の隠蔽等の排除のための対策を行うものであり、労働者の安全衛生の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。															
27年度目標	アウトカム 指標	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員に労災保険の請求勧奨を行う。	27年度実績	アウトカム指標 ○	健康保険の不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、全員(1,826件)に請求勧奨を実施した。											
	アウトプット 指標			アウトプット指標 ○	労災保険給付請求を勧奨するパンフレットを都道府県労働局、労働基準監督署に配布した。											
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	全国健康保険協会から健康保険不支給決定者の情報提供を受け、労災保険給付の請求の有無を労働基準行政システムで検索し、労災保険給付の請求を行っていない者に対し、労災保険給付の請求を勧奨する文書を送付する等の請求勧奨を確実に実施したため。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、健康保険不支給決定者への請求勧奨を実施するとともに、労災かくし防止に関する施策を実施する。															
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	健康保険不支給決定者で、明らかに労災保険制度の対象とならない者を除き、労災保険の請求勧奨件数	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期									
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-															
評価	A		平成27年度限りで廃止													

28年度事業概要	27年度をもって事業廃止とする。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	—			—						
28年度目標(アウトカム指標)	—											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	—											
28年度目標(アウトプット指標)	—											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	—											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<p>平成28年度から、労災かくしに関する指導・相談等業務を行う労災請求適正化相談員と、不正受給防止に関する調査・指導等の業務を行う労災保険専門調査員を廃止し、新たに設置する労災保険給付専門調査員がそれらの相談員が行っていた業務を行うこととなつたため、従前の労災かくしに係るポスター・パンフレット作成経費や労災請求適正化相談員に係る経費については、労災保険給付専門調査員の設置にかかる経費の一部として計上し、社会復帰促進等事業として実施しない。</p> <p>また、建設業者への集団指導及び事業場に対する調査事業については、「特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費」(平成27年度事業番号51)に統合し実施することとしている。</p>											

## (労働基準局監督課)

事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	48			
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	自動車労務改善係			
実施主体	業務委託先(株式会社日通総合研究所)							事業開始年度	平成20年度			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等(委託先等:株式会社日通総合研究所) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 賃付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )											
事業 制度 概要	目的 (何のため)	長時間労働の抑制、改善基準告示遵守のための環境整備を行い、事業者自らの努力と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。										
	対象 (誰/何を 対象に)	自動車運転者を使用する事業場およびその荷主となる事業場										
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。										
	実施 体制	委託事業として、一般競争入札による受託者・株式会社日通総合研究所が実施										
24年度予算額 (千円)	97,189	25年度予算額 (千円)	123,204	26年度予算額 (千円)	116,284	27年度予算額 (千円)	105,329	28年度予算額 (千円)	58,212			
うち行政経費	76,648	うち行政経費	102,685	うち行政経費	90,973	うち行政経費	76,439	うち行政経費	8,924			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,950	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	19,950	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	24,300	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	23,760	28年度雇用勘定予算額 0(千円)	28年度一般勘定予算額 0(千円)	※予算執行率は行政経費を考慮していない		
24年度 予算執行率(%)	97.1	25年度 予算執行率(%)	97.2	26年度 予算執行率(%)	96.0	27年度 予算執行率(%)	82.2					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	トラック、バス等の自動車運転者は、全産業労働者と比較して依然として長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」違反が多く、運輸業に係る過労死の労災認定件数も全産業の中で最も多い状況にあるため、業務の特性を踏まえた特別な対策に取り組む必要がある。											
社会復帰促進等 事業で行う必要性	過労死の労災認定件数が最も多い業種に対する、労働者の安全衛生および労働条件の確保・改善に資する取組であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で行う必要がある。											
27年 度目 標	アウトカム 指標	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の80%以上から、訪問が「参考になった」との回答を得る。 ②協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	①自動車運転者時間管理等指導員が個別訪問した事業場の96%(1517/1568)以上から、訪問が「参考になった」との回答を得た。②協議会に参加した事業場の87.5%(35/40)から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得た。						
	アウトプット 指標			アウト プット指 標	○	4965事業場						
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	適切に業務を実施したため。											
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	自動車運転者時間管理等指導員の業務については、長時間・過重労働対策を実施するため平成28年度に新たに配置した労働時間管理適正化指導員の業務に集約した。その他については引き続き要求する。											
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
				—	—	—	—					
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	自動車運転者が労働する地域により繁忙期が異なっており、四半期単位での実績のモニタリングになじまないため。											
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

28年度事業概要	荷主から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする協議会を設置させるとともに、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施し、自動車運転者の安全衛生および労働条件の確保を推進する。										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	協議会に参加した事業場の80%以上から「労働時間の削減、改善基準告示の遵守等のために参考になった」との回答を得る。										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	協議会に参加する事業場は、平成27年度に参加した事業場と異なる事業場を予定していることから、その効果を計る指標として、引き続き80%とした。										
28年度目標(アウトプット指標)	協議会に参加する事業場を80事業場以上とする。										
28年度重点施策との関係	1(2)②「労働基準法等改正法(案)」の円滑な施行										
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き要求する。										
29年度重点施策との関係	1(1)②「長時間労働の是正」										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	協議会ごとに取り組むべき問題や解決に向けた取組方法は異なるものであり、四半期単位での実績のモニタリングになじまないため。										
その他特記事項	平成28年度は事業内容を見直し、一部を34に統合した。										

## (労働基準局安全衛生部安全課)

事業名	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費							事業番号 (28年度)	49				
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	55				
実施主体	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会							事業開始年度	平成27年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )												
事業 制度 概要	目的 (何のため)	労働災害が多い業種の中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施を推進する。											
	対象 (誰/何を対象に)	製造業における安全管理が脆弱な中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)											
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	(1)事業場へのヒアリング 中小規模の製造業の事業場(30事業場)に対し、未熟練労働者への安全衛生教育の実態(教育の具体的な内容、時間、使用している教材等)及び教育の実施に際して苦慮している点等について、専門家によるヒアリングを実施する。 (2)検討会の開催 ヒアリング結果等を踏まえ、事業場が、危険感受性の低い未熟練労働者への教育に当たり、教育すべき内容等をとりまとめ、関係機関等に配付する。											
	実施体制	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会											
24年度予算額 (千円)		—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	6,567	28年度予算額 (千円)	17,570			
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	4,125	28年度雇用勘定予算額: (千円) 28年度一般勘定予算額: (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない				
24年度 予算執行率(%)		—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	62.8					
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)		経験年数の少ない未熟練労働者の労働災害は、全体の約4割程度で推移しているが、製造業での発生が多くなっており、労働災害の発生件数を減少させていくためには、製造業を重点業種として、未熟練労働者に対する安全確保対策の徹底を図ることが必要である。											
社会復帰促進等 事業で行う必要性		労働災害のリスクの高い未熟練労働者に特化した労働災害防止対策を図るための事業であり、事業者による労働者の安全衛生確保義務の担保に資するものであり、労働者の安全衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。											
27年度 目標	アウトカム 指標	対象となる事業場において、未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に有益であった旨の評価を80%以上得る。											
	アウトプット 指標	検討会を5回開催し、事業場ヒアリングを30か所実施する。											
27年度 目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	【アウトカム指標】 製造業における中小規模事業場においては、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に関心が高いものの、教育すべき内容等が使いやすく整理をされていないこと等の影響により、高評価となったものと考えられる。 【アウトプット指標】 未熟練労働者である派遣労働者の製造業での労働災害が多いことから、当初、派遣労働者の安全管理にも大きく関係する改正労働者派遣法の内容等も踏まえ、約1年間で検討することを想定していたものの、実際には同法の施行が平成27年9月30日となり、その後年度末までの短期間に、派遣労働者を含めた未熟練労働者を対象とし、教育すべき内容等について検討する必要があった。このため、当初想定したスケジュールどおりでの進行が困難となり、目標を下回った。なお、アウトプット指標は目標を下回ったものの、アウトカム指標は高評価であることから、所要の成果を確保しつつも、効率的に検討ができたものと考えられる。		27年 度実績	アウト カム指 標	○	未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施にあたり、教育すべき内容等を有益とする評価が100%であった。							
					×	—							
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	事業の対象業種については、平成27年度には製造業を対象としていたものの、平成28年度には未熟練労働者の労働災害が多い陸上貨物運送事業及び商業を対象として、教育すべき内容等について検討する。また、業種が新たに変更されることに伴い、製造業とは異なる視点での検討会や事業場ヒアリングが必要であることから、検討会については5回開催し、事業場ヒアリングについては30か所実施をし、業種の実態に即した教育すべき内容等をとりまとめること。												
	四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)		指標設 定	—		左記指標についての事業実績等		27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業に係る作業については、年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。												
評価	B	予算額又は手法等を見直し											

28年度事業概要	労働災害が多い業種の中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施を推進。						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	—	—	—	—	—	—
28年度目標(アウトカム指標)	対象となる事業場(陸上貨物運送事業及び商業)において、未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に有益であった旨の評価を80%以上得る。						
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年まで)に、対平成24年比で、製造業について、労働災害による死亡者の数を5%以上を減少させる。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	とりまとめた教育すべき内容等が有益であると評価されるほど、未熟練労働者に対する安全衛生教育の的確な実施につながるものと考えられることから、上記の目標を設定した。						
28年度目標(アウトプット指標)	検討会を5回開催し、事業場ヒアリングを30か所実施する。						
28年度重点施策との関係	—						
29年度要求に向けた事業の方向性	未熟練労働者の労働災害が多い業種を対象とするよう検討を行い、十分な検討会の回数を確保するよう努める。引き続き、未熟練労働者に対する安全確保対策を徹底する。						
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業に係る作業については、年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。						
その他特記事項	—						

事業名	家内労働安全衛生管理費							事業番号 (28年度)	50								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	56								
実施主体	都道府県労働局、(株)中外							事業開始年度	昭和49年度								
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等(委託先等:(株)中外)</p> <p>□補助金〔直接・間接〕(補助先: )        □貸付(貸付先: )        □その他( )</p>																
事業 制度 概要	目的 (何のため)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防のため															
	対象 (誰/何を 対象に)	家内労働者及び委託者															
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。</li> <li>・危険有害業務に係る委託者や家内労働者に対し、同業務の実態に関するアンケート調査を実施し、同調査等の結果を踏まえ、同業務に従事する家内労働者・委託者向けの災害の未然防止対策等に関するガイドブックを作成・配布する。</li> </ul>															
	実施体制	都道府県労働局、(株)中外															
24年度予算額 (千円)	17,905	25年度予算額 (千円)	25,996	26年度予算額 (千円)	30,437	27年度予算額 (千円)	30,038	28年度予算額 (千円)	28,684								
うち行政経費	17,905	うち行政経費	13,699	うち行政経費	13,507	うち行政経費	13,516	うち行政経費	13,522								
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	11,127	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	14,580	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	12,750	28年度雇用勘定予算額: 0 (千円) 28年度一般勘定予算額: 0 (千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない									
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	90.5	26年度 予算執行率(%)	86.1	27年度 予算執行率(%)	77.2										
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	家内労働者の安全の確保及び健康の保持を図るとともに、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病を予防し、または早期に発見するため、事業の実施が必要である。																
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、作業工程が極めて多様である家内労働の特性に則して家内労働者及び委託者への指導等を実施することにより、家内労働法に基づく安全衛生措置が講じられ、もって危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病的予防または早期発見を図るものであり、家内労働者の安全衛生確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																
27年 度目標	アウトカム 指標	<p>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があつた者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。</p> <p>②危険有害業務に係る家内労働の実態の把握及びその結果等を踏まえた未然災害防止対策等に関するガイドブックの内容を労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告及びHPへの掲載により公表する。</p>															
	アウトプット 指標	<p>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。</p> <p>②危険有害業務に係る家内労働の実態把握を目的とした全国的なアンケート調査の調査票を送付する対象労働者の人数を約3,800人とする。</p>															
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	危険有害業務に係る家内労働の実態把握のためのアンケート調査が適切に行われたことにより、目標を達成することができた。																
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き目標を達成できるように、危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査を適切に実施し、その結果について労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告等を行い、家内労働安全衛生対策の充実を図る。																
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	-			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期								
上記モニタリングの指標を設定 できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働安全衛生指導員による個別指導において要改善事項があつた者(委託者・家内労働者)が、指導の結果、改善の意向ありと回答することという指標は、毎回の指導の成果に着目したものであり、四半期毎の効果測定になじまない。</li> <li>・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定になじまない。</li> <li>・危険有害業務に係る委託者や家内労働者に対するアンケート調査については、年1回実施するものであり、四半期毎の効果測定になじまない。</li> </ul>																
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働者又は委託者を対象に、都道府県労働局で委嘱された家内労働安全衛生指導員が家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。</li> <li>・危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査を実施し、同調査等の結果を踏まえ、安全衛生の取組のモデル事例に関するハンドブックを作成・配布する。</li> </ul>										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家内労働安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を85%以上とする。</li> <li>②危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等の把握及びその結果等を踏まえた安全衛生の取組のモデル事例に関するハンドブックの内容を労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告及びHPへの掲載により公表する。</li> </ul>										
中期的な目標	家内労働者の安全の確保及び健康の保持並びに危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾病の早期発見及び予防が図られること。										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家内労働安全衛生指導員による個別指導が一定以上の効果を有することが確認できる目標として、指導に対する改善の意向を確認することとし、その割合を目標とした。水準については、前年度の実績を踏まえ、引き続き85%以上とした。</li> <li>②危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等を把握し、安全衛生の取組のモデル事例について幅広く普及するため、労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会への報告等を行う必要がある。</li> </ul>										
28年度目標(アウトプット指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①家内労働安全衛生指導員による訪問指導を行う家内労働者数及び委託者数を800人以上とする。</li> <li>②危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査を行う対象委託者数を12以上とする。</li> </ul>										
28年度重点施策との関係	-										
29年度要求に向けた事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①引き続き、家内労働安全衛生指導員による粘り強い訪問指導を行うことにより、家内労働者及び委託者の安全衛生意識を高める。</li> <li>②25年度から27年度にかけて実施した実態把握調査や、28年度の危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査を踏まえ、危険有害業務に係る家内労働の実態に則したより効果的な安全衛生対策の検討等を行う。</li> </ul>										
29年度重点施策との関係	-										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働安全衛生指導員による訪問指導については、月毎の活動日数が予め決められておらず、各都道府県労働局の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</li> <li>・危険有害性の相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査については、月毎に実施対象数が予め決められておらず、各調査実施地域等の実情に応じて活動しているところであり、四半期毎の効果測定にはなじまない。</li> </ul>										
その他特記事項	-										

## (雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課)

事業名	女性労働者健康管理等対策費							事業番号(28年度)	51				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号(27年度)	57				
実施主体	都道府県労働局、一般財団法人女性労働協会							事業開始年度	平成18年度				
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等（委託先等：一般財団法人女性労働協会）  <input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕（補助先：）  <input type="checkbox"/>貸付  <input type="checkbox"/>その他（）</p>												
事業／制度概要	目的(何のため)	女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止等を図る。											
	対象(誰／何を対象に)	事業主及び女性労働者等											
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接実施部分については、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理について周知啓発するためのパンフレット等広報用資料の作成・配布等を実施する。</li> <li>委託事業については、受託者を公募により募集（母性健康管理推進支援事業：一般競争入札（総合評価落札方式））する。具体的には、母性健康管理の措置の実施に関する調査を実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析及び施策の提言を行い、また、女性労働者及び事業主等に対し、母性健康管理に関するサイト運営等による情報提供、メール相談、周知・啓発を実施する。</li> </ul>											
	実施体制	直接実施部分については、各都道府県労働局及び本省にて実施。 委託事業については、一般競争入札により受託者を決定の上、事業実施。（平成27年度：一般財団法人女性労働協会）											
24年度予算額(千円)	50,134	25年度予算額(千円)	50,070	26年度予算額(千円)	54,700	27年度予算額(千円)	54,077	28年度予算額(千円)	49,335				
うち行政経費	14,536	うち行政経費	14,491	うち行政経費	19,748	うち行政経費	19,722	うち行政経費	15,045				
24年度決算額※行政経費を除く(千円)	28,546	25年度決算額※行政経費を除く(千円)	30,040	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	31,184	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	29,900	28年度雇用勘定予算額：0(千円)	28年度一般勘定予算額：0(千円)				
24年度予算執行率(%)	80.2	25年度予算執行率(%)	84.4	26年度予算執行率(%)	89.2	27年度予算執行率(%)	87.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない					
事業／制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	妊娠中又は出産後の女性労働者が安全に働くことができる職場環境の整備を図るため、事業の実施が必要である。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	女性労働者及び事業主等に対して情報提供・周知啓発を実施する本事業は、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施することにより、法に基づく事業主の義務である母性健康管理に関する措置が事業所内で適切に措置され、もって労働災害の防止等を図るものであるから3号事業に該当する。												
27年度目標	アウトカム指標	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上			27年度実績	アウトカム指標	○	95.4%（平成27年度のメールによる相談で、アンケートに回答があつた件数65件のうち、相談に対する回答が役に立つとした件数62件）					
	アウトプット指標	母性健康管理サイトのアクセス数を1,000,000件（携帯端末専用サイトへのアクセス数含む。）とする。					×						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)		<p>アウトカム指標の目標達成については、事業を適切に実施し、事業主、企業の人事・労務担当及び女性労働者等サイト訪問者からの、母性健康管理に関する問合せ等に対し、医師・社労士等の専門家により必要な情報を提供することができたため。</p> <p>アウトプット指標の目標達成については、「産前・産後休業、育児休業の自動計算」ページへのアクセスが非常に多かったことのほか、新たにgoogle等においてユーザーの興味・関心に関連した「ディスプレイネットワーク広告」を実施し、母性健康管理サイトの重点的な周知を図り、利用者の利便性の向上やサイトの認知度を高めたため。</p>											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		目標を達成し、職場における母性健康管理措置の実施に効果を上げているため、引き続き、事業の適切な実施に努める。											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期						
				-	-	-	-						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できず、四半期毎の効果測定には馴染まないため。												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれ を踏まえた28年度 事業の見直し	26年度評価	A	目標を達成し、職場における母性健康管理措置の実施に効果を上げているため、引き続き、事業の適切な実施に努める。								
28年度目標(アウ トカム指標)	メールによる相談者でアンケートに回答した者のうち、相談に対する回答が役に立ったとした者の割合90%以上										
中期的な目標	事業主における妊娠中及び出産後の健康管理の整備を進めるとともに、医師等の指導事項を的確に伝達するための母性健康管理指導事項連絡カードの活用等により、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な健康管理の推進を図る。										
28年度目標の目 標設定の理由及 びその水準の考え方 (アウトカム指標 設定が困難な場合 はその理由)	昨年度の実績を踏まえ、メール相談について、引き続き高い満足度の維持を図ることとした。										
28年度目標(アウ トプット指標)	母性健康管理サイトのアクセス数を1,500,000件(携帯端末専用サイトへのアクセス数含む。)とする。										
28年度重点施策と の関係	-										
29年度要求に向 けた事業の方向性	母性健康管理に関する事業については、事業内容や効率的な実施方法について検討を行い、必要な見直しを図る。										
29年度重点施策と の関係	-										
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	-	左記指標に ついての事 業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	年間を通じてでなければ効果が測定できず、四半期毎の効果測定には馴染まないため。										
その他特記事項	-										

## (職業能力開発局海外協力課)

事業名	外国人技能実習機構に対する交付金(新規) 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	52	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	技能実習係	
実施主体	民間団体等							事業開始年度	平成28年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> ■その他(交付金)									
事業 制度 概要	目的 (何のため)	技能実習生受け入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受け入れ企業・団体(約3万5千企業、約2千団体)								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	①監理団体、実習実施者に対し、安全衛生管理体制の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査とともに、専門的指導が必要な事業場に対し専門家を帯同し助言指導等を行う。 ②日本語の理解が劣る実習生に理解しやすい平易な教材の母国語への翻訳、職種別の安全衛生マニュアルの作成・更新、技能講習・特別教育の教材の母国語への翻訳を行い、安全衛生教育の教材を整備する。 ③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。								
	実施体制	認可法人外国人技能実習機構において事業を実施								
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	—	28年度予算額 (千円)	125,363	
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度雇用勘定予算額:744,662(千円) 28年度一般勘定予算額:864,576(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有している。 このため、①外国人技能実習機構が行う実地検査に専門家を帯同させ高度な安全衛生・メンタルヘルスの指導を行うことにより安全・健康対策を強化すること、②対象職種、受入人数の拡大が見込まれる中、受入人数が増加している職種、重労働災害が発生している職種における労働災害防止対策を徹底すること、③実習期間の延長、高レベルの実習の実施に伴う就業制限業務等への従事の増加に対応するため、安衛法により求められる技能講習・特別教育の母国語教材を整備することなど、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策を実施し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られるよう、事故・疾病対策の強化が必要がある。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、技能実習生の労働災害防止の推進に資することから労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。									
27年 度目 標	アウトカム 指標	—	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	—				
	アウトプット 指標			×	—	—	—			
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	—									
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	—									
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期			
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—			—	—	—				
評価	—		—							

28年度事業概要	<p>①監理団体、実習実施者に対し、安全衛生管理体制の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査とともに、専門的指導が必要な事業場に対し専門家を帯同し助言指導等を行う。</p> <p>②日本語の理解が劣る実習生に理解しやすい平易な教材の母国語への翻訳、職種別の安全衛生マニュアルの作成・更新、技能講習・特別教育の教材の母国語への翻訳を行い、安全衛生教育の教材を整備する。</p> <p>③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。</p>										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	—	—								
28年度目標(アウトカム指標)	外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。										
中期的な目標	技能実習生の労災死傷者年千人率が高止まりしている状況を踏まえ、労災死傷者年千人率の低減を図っていく。										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。										
28年度目標(アウトプット指標)	外国人技能実習機構の設立の根拠である技能実習法案が国会で審議中であるため、目標を設定することはできない。										
28年度重点施策との関係	<p>4 外国人材の活用促進・国際協力</p> <p>(2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進</p> <p>・技能実習法案が成立した場合には、法律の確実な施行を図る。</p>										
29年度要求に向けた事業の方向性	外国人技能実習機構が年間を通じ業務を適正かつ円滑に運営していくために必要な経費を要求する。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。										
その他特記事項	—										

## (労働基準局総務課)

事業名		労働条件・労働安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費(新規) 【28年度重点目標管理事業】						事業番号 (28年度)	53				
事業の別		安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						担当係	総務係				
実施主体		ソフトバンク株式会社						事業開始年度	平成28年度				
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:ソフトバンク株式会社) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						実施主体:	)				
事業 制度 概要	目的 (何のため)	特に労働条件・労働安全衛生に係る電話相談の多い東京労働局及び大阪労働局の全ての労働基準監督署に入電した電話についてコールセンターにおいて一元的対応を行うことにより、事業場への指導を行う労働基準監督署の体制強化を図る。											
	対象 (誰/何を 対象に)	労働者及び使用者等											
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	東京労働局及び大阪労働局管内の労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。											
	実施体制	ソフトバンク株式会社											
24年度予算額 (千円)		—	25年度予算額 (千円)	—	26年度予算額 (千円)	—	27年度予算額 (千円)	—	28年度予算額 (千円)	318,781			
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—			
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)	—			
24年度 予算執行率(%)		—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度一般勘定予算額: (千円)	—			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)		『「日本再興戦略」改訂2014』において働き過ぎ防止に全力で取り組むため、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業に対して、労働基準監督署における監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進めることとされ、『「日本再興戦略」改訂2015』においては月100時間を超える時間外労働を把握したすべての事業場等に対する監督指導を徹底することとされている。さらに、平成28年4月1日の長時間労働削減推進本部において月残業100時間超から80時間超へ重点監督対象を拡大することとされている。また「過労死等防止対策推進法」が施行され、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の強化が緊要の課題である。また、労働災害防止・メンタルヘルス対策の取組強化も急務であり、このような課題に取り組むため、労働基準監督官をはじめとした労働基準監督署の職員は事業場に赴き必要な指導を行うことが不可欠であり、職員が電話対応に追われている状況では、事業場に対する指導に費やせる時間が限られることから、労働基準監督署の体制強化を図るため必要な事業である。											
社会復帰促進等 事業で行う必要性		本事業は、事業場に対する指導等の体制を強化し、労働安全衛生水準の向上を図るための事業であり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する社会復帰促進等事業で行う必要がある。											
27年 度目 標	アウトカム 指標	—		27年 度実 績	アウト カム指 標	○	—						
	アウトプット 指標	—			アウト プット指 標	×	—						
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)		—											
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		—											
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な 指標を設定)		指標 設定	—		左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定 できない理由		—											
評価		—		—									

28年度事業概要	東京労働局及び大阪労働局管内の労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ、②法令・制度に係る一般的な問い合わせ、③労働基準監督署に対する苦情や意見、④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	—	—		—							
28年度目標(アウトカム指標)	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合を10%以上とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	本事業については、コールセンターの設置による、労働基準監督署の体制強化を目的とするため、労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合を指標とし、目標を10%以上と設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	電話相談内容を収集分析し、FAQを更新する。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	適切な電話相談対応を行うとともに、より効果的・効率的な事業の在り方を検討する。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	電話対応終了まで労働基準監督署に転送せずコールセンターで対応する割合を10%以上とする。	左記指標についての事業実績等	28年度第一四半期	28年度第二四半期	28年度第三四半期	28年度第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	—											

## (職業能力開発局海外協力課)

事業名	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 ( 28 年度 )	54	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 ( 27 年度 )	58	
実施主体	民間団体等							事業開始年度	平成9年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等 (委託先等: (公財)国際研修協力機構) <input type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業 制度 概要	目的 (何のため)	技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより技能実習制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。								
	対象 (誰/何を対象に)	技能実習生及び技能実習生受入れ企業・団体(約3万5千企業、約2千団体)								
	事業・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの作成を行う。 ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。 ③受入れ企業・団体に対し技能実習生に係る労災保険制度の適用についての周知等を行う。								
	実施 体制	一般競争入札(最低価格方式)により選定された委託先である(公財)国際研修協力機構において事業を実施								
24年度予算額 (千円)		37,881	25年度予算額 (千円)	35,966	26年度予算額 (千円)	78,784	27年度予算額 (千円)	67,515	28年度予算額 (千円)	65,498
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		37,830	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,964	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	78,782	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	58,320	28年度雇用勘定予算額 0(千円)	28年度一般勘定予算額 0(千円)
24年度 予算執行率(%)		99.9	25年度 予算執行率(%)	100.0	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	86.4	※予算執行率は行政経費を考慮していない	
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)		技能実習生については、母国との生活習慣や就業環境の相違に起因する安全衛生面での問題のほか、言語の相違等による意思疎通の不備からくるストレスによる精神衛生上の問題等、日本人労働者とは異なる特殊な事情を有しているため、技能実習生に特有の状況を踏まえた対策が必要である。 このため、労働安全衛生関係法令の遵守の徹底、適正な労災保険の給付の支援等を実施する必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性		業務災害や通勤災害が多発する状況を放置しておくことは、生じた場合は受入れ企業、技能実習生にとって大きな問題であるとともに、開発途上国との友好関係にも悪影響を与えることになる。このため、技能実習制度の適正かつ円滑な推進が図られるよう事故・疾病防止対策の強化が必要である。 また、本事業内容は、「業務災害の防止に関する活動に対する援助」などであり、3号事業に該当する。								
27年 度目 標	アウトカム 指標	労働災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率が6.48以下								
	アウトプット 指標	①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施: 780件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施: 140件								
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)		○未開始後の期間が短い(未着手)は、昌平工場→ヨコエ工場の陣営等により、女性衛生指導・教育の必要性が特に高いと考えられるところ、H26年からH27年にかけて1号技能実習生が約8万3千人から約9万7千人に急増する中、それに対応できるだけの効果的・効率的な安全衛生指導・教育等が不足しているためと考える。 ○今年度においては、前年度目標未達成を踏まえ、災害の多い業種向け安全衛生マニュアルを作成・配布するとともに、平成26年度1,016件であった委嘱専門家(安全衛生アドバイザー等)による安全衛生指導を、平成27年度は920件の計画(計画数が少ないのは委託期間が1ヶ月短かったため)に対して956件実施したところであるが、技能実習生の在留状況が(平成24年度から平成25年度は2%増)、平成25年度から平成26年度の8%増から平成26年度から平成27年度は15%増になり、予想を超えて伸びたところから本来、必要な指導件数に届かなかつたことなどが考えられる。 ○さらに、発生した労働災害を分析したところ、金属製品業における労働災害が対前年度78件から196件と大きく伸びたほか、主要な技能実習生の送り出し国は中国、ベトナム(両国で全技能実習生の76%を占めるところ)ではあり、これまで指導の中心でしたが、インドネシア(8%)の技能実習生の労災事故が118件から154件(31%増)、フィリピン(9%)が86件から103件(31%増)に伸びるなど、主要な国以外の災害が増加しており、主要な国以外の技能実習生を雇用する実習実施機関における安全衛生教育が必要であったにもかかわらず適切な知識の付与が安全衛生マニュアルの配布等が追いつかず、ニーズに合った安全衛生指導・教育が行えていないことに起因する業務災害が増加している。								
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題		○効果的・効率的に安全衛生指導等を行うため、これまでの労働災害の発生状況を分析し、職種別セミナーの開催や地域に応じて災害の多い業種の専門家による講義を実施、他の委託事業で実施している、技能実習生に対する母国語電話相談や技能実習生手帳(安全衛生関連情報が記載)の周知を併せて行う等、実態に即した事業実施を行うことなど。 ○また、主要な国以外の労働災害の増加については、巡回指導時やセミナーの開催時等に改めて日本語教育の重要性を認識させるとともに、特に災害が多い業種において、中国語、ベトナム語はもちろん、インドネシア語、フィリピン語なども対象に新たに安全衛生マニュアルを翻訳・作成し、配布予定である。								
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)		指標 設定	—		左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期	
上記モニタリング の指標を設定 できない理由		年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。								
評価	C		未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要							

28年度事業概要	<p>①安全衛生対策検討委員会を設置し、技能実習生の事故・疾病防止に関するマニュアルの作成を行う。          ②安全衛生アドバイザー及びメンタルヘルスアドバイザーを配置し、受入れ企業・団体に対してアドバイザーによる相談・助言を行うとともに、要請等に基づき実地指導を行う。</p>						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	技能実習法案が成立した場合には、外国人技能実習機構において、実地検査を通じた専門的助言指導を充実し、また、経験が浅く日本語能力の低い実習生にとって分かりやすい教材を作成し雇入れ時教育等における活用を推進するなどにより、効果的な事故・疾病防止対策を進めることとした。				
28年度目標(アウトカム指標)	労働災害が発生しやすい1年目の技能実習生1号の死傷者年千人率が6.48以下						
中期的な目標	技能実習生の労災死傷者年千人率が高止まりしている状況を踏まえ、労災死傷者年千人率の低減を図っていく。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p><b>【アウトカム指標】</b>          技能実習生が技能実習により修得した技能を活かすことが当制度の目的であり、この目的を達成するためには、技能実習生が我が国在留期間中に重篤な事故や疾病にあうことなく心身共に健全な状態で技能の修得を行うことが必要となる。          この観点から、技能実習1号の死傷者年千人率(技能実習1号1,000人あたり1年間に発生する死傷者数)をアウトカム指標とする。</p> <p><b>【アウトプット指標】</b>          26年度に、企業における安全衛生面等の改善を主眼とした技能実習制度の適正化を推進するための安全衛生巡回指導員の適正な配置や巡回指導の強化を行ったところであり、27年度に引き続き28年度も同程度の事業規模で実施することとしているため。          件数の設定については、28年度は9か月(4月～12月)予算であることを考慮して設定している。すなわち、          26年度目標の850件×9／12月 = 637.5 → 28目標 640件          150件×9／12月 = 112.5 → 28目標 115件          と26年度目標の一月あたりの件数を上回る件数としてアウトプットを設定している。          (注)27年度は11か月(4月～2月)予算であることを考慮して、26年度目標の11／12を27年度目標とした。</p>						
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施:640件          ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施:115件</p>						
28年度重点施策との関係	<p>4 外国人材の活用促進・国際協力          (2)技能実習制度の適正かつ円滑な推進          ・技能実習法案が成立した場合には、法律の確実な施行を図る。</p>						
29年度要求に向けた事業の方向性	技能実習生の安全衛生・健康を確保し、労災死傷者年千人率の低減を図っていくことは重要である。 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案が成立した場合には、本法案に基づき創設される外国人技能実習機構における事故・疾病対策の取組に移行していく方向性である。						
29年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通してでなければ効果測定できないため、四半期ごとの効果測定にはなじまないため。						
その他特記事項	—						

## (労働基準局安全衛生部労働衛生課)

事業名	労働安全衛生融資資金利子補給費等経費							事業番号 (28年度)	55		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	59		
実施主体	(独)労働者健康安全機構							事業開始年度	平成16年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 [ 直接・間接 ] (補助先及び実施主体:(独)労働者健康安全機構) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
事業／制度概要	目的(何のため)	独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行うに当たり、その利息及び貸倒債却に要する経費を補助することを目的とする。									
	対象(誰／何を対象に)	(独)労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項の業務に要する事業で発生する民間金融機関からの借入金利息及び貸倒債権を償却するために必要な額。									
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書附則第4条第4項により、旧労働福祉事業団から貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行うこととされている。									
	実施体制	(独)労働者健康安全機構本部において実施									
24年度予算額(千円)	206,024	25年度予算額(千円)	232,713	26年度予算額(千円)	210,065	27年度予算額(千円)	191,550	28年度予算額(千円)	166,757		
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-		
24年度決算額※行政経費を除く(千円)	206,024	25年度決算額※行政経費を除く(千円)	232,713	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	210,065	27年度決算額※行政経費を除く(千円)※予定額	191,550	28年度雇用勘定予算額:(千円)	28年度一般勘定予算額:(千円)		
24年度予算執行率(%)	100.0	25年度予算執行率(%)	100.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	100.0	※予算執行率は行政経費を考慮していない			
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	適切な弁済計画と、それにに基づく債権管理・回収が適切に実施される必要がある。										
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、職場環境を改善するための資金等を長期かつ低金利で融資していたものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に定める「労働者の安全及び衛生の確保」を図るために必要な事業に該当する。なお、平成13年度以降は新規融資を行っておらず、平成16年の独立行政法人化を機に制度を廃止している。										
27年度目標	アウトカム指標	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額62百万円を回収する。	27年度実績	アウトカム指標	○	正常債権の回収額は99百万円となり、目標額を上回った。					
	アウトプット指標	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督励、弁済賛励を行う。		アウトプット指標	○	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的手段を実施する等、適切な債権管理と回収に努め、繰上償還等による債権の回収が行われた。					
				アウトプット指標	×	-					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	適切な弁済計画と、それにに基づく債権管理・回収が適切に実施されたことによる。										
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き貸付債権の適切な管理・回収を行う。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。										
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度事業概要	平成26年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								

28年度目標(アウトカム指標)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額29百万円を回収する。						
中期的な目標	貸付債権の適切な管理・回収を行う。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	貸付債権の管理・回収を行う事業であることから、計画に基づいた回収を行うことを目標とする。						
28年度目標(アウトプット指標)	求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、取扱金融機関と連携して弁済計画書の提出督促、弁済督促を行う。						
28年度重点施策との関係	-						
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き適切に貸付債権の回収を行うことで、29年度予算額の縮減を図る。						
29年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	債権管理・回収業務は、四半期ごとのモニタリングになじまないため。						
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。</li> <li>・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>						

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	労働災害防止対策費補助金経費							事業番号 (28年度)	56							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令:労働災害防止団体法第54条、船員災害防止活動の促進に関する法律第5条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	60							
実施主体	労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会							事業開始年度	昭和39年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先:労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会 実施主体:労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会) <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他( )							担当係	機構・団体管理室 団体監理係							
事業/制度概要	目的(何のため)	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体(5団体)及び船員災害防止協会が実施する労働災害防止活動等を促進するため、補助を行う。														
	対象(誰/何を対象に)	事業主、事業主の団体、労働者														
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、労働災害防止団体が以下の事業を行う。 ①労働災害防止活動事業②安全衛生管理活動事業③安全衛生啓発事業④調査研究事業														
	実施体制	中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、船員災害防止協会														
	24年度予算額(千円)	1,516,444	25年度予算額(千円)	1,377,445	26年度予算額(千円)	1,367,272	27年度予算額(千円)	1,367,266	28年度予算額(千円)	1,367,248						
	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—						
	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,431,026	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,363,751	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,367,272	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	1,321,428	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
	24年度予算執行率(%)	94.4	25年度予算執行率(%)	99.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	96.6								
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	<p>災害防止活動は、生産活動に直接結びつくものではない上、企業間の横並び意識から他の企業を上回って取り組む事業主等は限られ、また、その技術等は資産としての側面も有することから、好事例であったとしても、自主的に同業他社に公表し、共有することは希な状況にある。</p> <p>災害防止を効率的に進めるためには、安全衛生について責任を有する事業主、船舶所有者が行う自主的な災害防止活動が不可欠であるとともに、特定の企業に偏らない中立かつ非営利の事業主団体を組織させ、法令に定める最低基準を上回る安全衛生活動を行わせるとともに、事業主等の行うべき安全衛生に関する措置全般について、主に技術的な面から細かい指導及び援助を行わせることが必要である。</p>															
社会復帰促進等事業で行う必要性	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠であり、事業主の自主的な取り組み支援のため、労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図ることは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。															
27年度目標	アウトカム指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする。			27年度実績	アウトカム指標	○	①安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、約97%であった。 ※効果があるとした事業場等1,225／回答事業場等1,267 ②安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合は、約97%であった。 ※効果があるとした事業場等20,333／回答事業場等20,884								
	アウトプット指標	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,650件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を550件以上とする。					×	—								
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	中小規模事業場等を中心に、実情に即した指導や研修を行うことができたため、受講者数の目標を達成でき、効果があるとした回答が多く得ることができたと考える。 また、安全管理士、衛生管理士等が事業の趣旨に沿って、適切に活動した結果、目標とした現場指導等の事業場数等を達成することができたと考える。															
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、団体や事業場に対する事業紹介や事業への勧誘活動を強化することにより、事業利用事業場の拡大を図る。 年度途中においても、安全衛生上の問題が生じた事案については、臨機応変に研修会等を新設し、参加者の確保に努める。															
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導件数 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導件数			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期							
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—															
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導について、安全衛生水準の向上に効果があるとした事業場等の割合を80%以上とする。											
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年度まで)に死亡者数、死傷者数の減少をはかる。 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに平成24年度比で15%以上減少させる。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等が、事業場等の安全衛生水準に一定程度以上の効果を有することを確認できる目標設定とした。											
28年度目標(アウトプット指標)	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導を1,550件以上とする。 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導を460件以上とする。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	事業について着実に実施し、労働災害防止活動等を促進することにより労働災害の防止に繋げる。											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的指標を設定)	指標設定	①労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する個別指導件数 ②労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する集団指導件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①391 ②182	28年度 第二四半期 ①560 ②261	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	-											

事業名	産業医学振興経費								事業番号 (28年度)	57										
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								事業番号 (27年度)	61										
実施主体	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学								事業開始年度	昭和53年度										
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接】 <input checked="" type="checkbox"/> 間接 (補助先:(公財)産業医学振興財団(直接)、産業医科大学(間接) 実施主体:(公財)産業医学振興財団、産業医科大学) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )																			
事業 制度 概要	目的 (何のため)	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する																		
	対象 (誰/何を対象に)	産業医科大学及び同大学在学生、産業医、産業保健スタッフ、事業者等																		
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	①産業医科大学の運営に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供																		
	実施体制	(公財)産業医学振興財団、産業医科大学																		
24年度予算額 (千円)		4,998,166	25年度予算額 (千円)	5,011,674	26年度予算額 (千円)	5,010,447	27年度予算額 (千円)	5,346,126	28年度予算額 (千円)	5,478,515										
うち行政経費		—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—										
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)		4,968,519	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	4,998,913	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	5,010,447	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	5,346,126	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は 行政経費を考慮していない											
24年度 予算執行率(%)		99.4	25年度 予算執行率(%)	99.7	26年度 予算執行率(%)	100.0	27年度 予算執行率(%)	100.0												
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)		過重労働による過労死・過労自殺が深刻化しており、事業場において法令に基づき労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められている。特にメンタルヘルス対策等高度な専門性を持った産業医の育成が急務であり、産業医の養成、産業医学の水準向上に専門に取り組んでいる産業医科大学への助成や、産業医への研修、産業医学情報の提供を通じ、質の高い産業医を育成することが必要である。																		
社会復帰促進等事業で行う必要性		産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償法第29条第1項第3号に適する事業であるため、社会復帰促進事業等で行う必要がある。																		
27年度 目標	アウトカム 指標	①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。 ②実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。 ③認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座において、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	①研修が有用であった旨の回答は約96.3%であった。 ※有用と回答した者18,844名／回答者19,585名 ②産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者は94名であった。 ③講座が有用であった旨の回答の割合は約93%であった。 ※有用と回答した者700名／回答者751名												
	アウトプット 指標	④産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。 ⑤医師国家試験の合格率について、合格率95%以上とする。 ⑥産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ⑦企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。					×	—												
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)		①④: 研修を実施する医師会に対して、実施要綱・マニュアルに基づく確実な実施計画を策定させることにより、効果的な研修の開催を行なうことができ、かつ、受講者のニーズに合致した質の高い内容の研修を実施した。 ②: 産業医の輩出及び定着促進、在学生及び卒業生の産業医への誘導に努め、教授会等において基本方針に基づき産業医への就職を強く要請した。 ③⑥: 過去のニーズを踏まえたカリキュラム改編等を実施してきており、広く産業医の生涯教育に役立つものを実施した。 ⑤: これまでの実績を踏まえた情報収集や、学生の意識改革、学習指導、模擬試験等の実施に積極的に取り組み、成績下位学生に夏季、秋季特別学習を実施したが、結果的に成績下位者が不合格となったことが未達成の原因。 ⑦: 大学の他、東京でサテライトオープンキャンパスを実施し、講演内容の充実にも努めた。																		
理由(原因)を踏 えた改善すべき事 項、今後の課題		目標を達成した事項については、以下のとおり引き続き実施予定 ①④: 引き続き、効果的・効率的な研修を実施するために医師会と密接な連携を図り、また、最新の産業医学情報の提供を行う等、受講者が満足を得られる研修内容とするよう努めている。 ②: 産業医数増加のための対策を推進し、基本方針に基づき、産業医への就職を強く要請していく。 ③⑥: 広く研修受講者の受入を行い、ニーズを踏まえたカリキュラムを編成していく。 ⑦: 引き続き、公開講座やオープンキャンパスを実施する。 未達成の事項については、以下のとおり、改善を図る。 ⑤: 医師国家試験の合格率については、成績下位者の底上げを図るべく低学年からの学力向上に努めるとともに、成績下位者の早期からの個別指導を強化する。特に6年次成績下位者への対応として、一人一人に学習担当教員を決め、担当教員と国試対策小委員会が連携を取りながら、早期から学習習慣の確認を含め頻回に介入し、学習の進捗状況を把握し、適切に指導する。また、総合試験改革として、各講座の教育担当者と総合試験小委員会が国試問題の分析を行い、総合試験の質向上に努めるとともに、合格基準の見直しを検討する。さらに、国試浪人中の既卒者対応として、学習環境を調査した上で、独学の卒業生に対しては入局予定の講座が主体となり、教務部長・医学教育担当教員と連携を取りながら、適切な支援を行う。																		

四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
				—	—	—	—					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない											
評価	B		予算額又は手法等の見直し									
28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	<p>&lt;公益財団法人 産業医学振興財団&gt;</p> <p>①産業医研修事業において、当該研修が有用であった旨の回答を85%以上にする。</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt;</p> <p>①実践能力の高い産業医を養成する体制を整備し、産業医科大学卒業生で産業医として新たに就業する者を70名以上とする。</p> <p>②認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学、医学部卒業者に対して行う産業医学基礎研修会集中講座のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上にする。</p>											
中期的な目標	<p>①質の高い教育研究の体制を確立する。</p> <p>②産業医学教育を充実し、産業医や産業医学に対する志向を高め、産業医数の増加を図る。</p> <p>③大学が蓄積した知見等を社会に提供し、産業医等の質の向上に寄与する。</p> <p>④急性期医療への更なる特化を図り、特定機能病院及び地域の中核病院として先進医療及び地域医療を推進する。</p>											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	産業医学教育の実施による実践能力の高い産業医の養成・確保は、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康維持増進に必要不可欠であるため。なお、「産業医科大学卒業で産業医として新たに就業する者を70名以上とする」については、専属産業医のほか開業産業医を含む数値である。											
28年度目標(アウトプット指標)	<p>&lt;公益財団法人産業医学振興財団&gt;</p> <p>①産業医研修事業の受講者を27,000人以上とする。</p> <p>&lt;学校法人 産業医科大学&gt;</p> <p>①医師国家試験の合格率については、合格率95%以上とする。</p> <p>②産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。</p> <p>③企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ方に対してオープンキャンパスを実施し、これらの講座等の参加者を780人以上とする。</p>											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	從来の事業について着実に実施し、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図ることにより、産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資する。											
29年度重点施策との関係												
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じて測定する必要があるため、四半期毎のモニタリングには馴染まない。											
その他特記事項	—											

事業名	第三次産業労働災害防止対策支援事業 【28年度重点目標管理事業】							事業番号 (28年度)	58		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	物理班		
実施主体	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会							事業開始年度	平成25年度		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会) <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先:実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )										
事業／制度概要	目的(何のため)	業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業における腰痛防止対策を実施する。									
	対象(誰／何を対象に)	事業主、事業場の安全衛生担当者等									
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	改正腰痛対策指針の周知啓発を行うとともに、社会福祉施設等を対象とした腰痛対策のための講習会を実施する。									
	実施体制	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会が実施。									
24年度予算額(千円)	—	25年度予算額(千円)	75,717	26年度予算額(千円)	69,963	27年度予算額(千円)	67,251	28年度予算額(千円)	25,197		
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—		
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	45,825	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	63,485	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)※予定額	63,710	28年度雇用勘定予算額:(千円) 28年度一般勘定予算額:(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない			
24年度予算執行率(%)	—	25年度予算執行率(%)	60.5	26年度予算執行率(%)	90.7	27年度予算執行率(%)	94.7				
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	業務上疾病のうち腰痛の占める割合はここ数年60%を超え増加傾向であり、社会福祉施設を含む保健衛生業の腰痛は全体の約30%を占める等、当該業種における腰痛対策は労働衛生上の大きな課題となっている。したがって、これらの労働災害防止に資するため、当該事業を行う必要がある。										
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、小売業、社会福祉施設を対象とした危険箇所の「見える化」の推進、専門家による個別コンサルティング、社会福祉施設等を対象とした腰痛予防講習会等を実施するものであり、第三次産業の労働災害防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。										
27年度目標	アウトカム指標	専門家による個別コンサルティングを受けた事業者及び腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。	27年度実績	アウトカム指標	○	専門家による個別コンサルティングを受けた事業者については、飲食店では93%から、社会福祉施設では91%から有益であった旨の評価を得た。 また、腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者については、96.6%から有益であった旨の評価を得たため、目標を達成した。					
	アウトプット指標	①個別のコンサルティングについて、小売業で400事業場、飲食店で300事業場の計700事業場以上を指導する。 ②腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。			×	—					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標	②社会福祉施設介護従事者、病院・診療所看護従事者及び社会福祉施設事業者それぞれに向け、各都道府県2回以上(各48回、48回、16回、計112回)講習会を開催し、3,992名が参加しており、目標を達成した。									
	アウトプット指標	①社会福祉施設で330事業場、飲食店では247事業場にコンサルティングを実施し、合計で577事業場となった。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	<p>【アウトカム指標】 専門家による個別診断で、最新の法令・災害事例とその対策手法を理解し、実績が豊富な専門家が対応したため、高評価となったものを考えられる。 腰痛予防対策講習会については、関係部署と連携を図り、講習会資料を充実させたため、目標を達成することができた。</p> <p>【アウトプット指標】 災害防止団体や業界団体等の協力を得て、各地域で実施したことで、目標を達成した。</p> <p>個別のコンサルティングの実施については、平成26年における休業4日以上の死傷者数の増加状況等を踏まえ、急きよ、対象業種を小売業から社会福祉施設に変更した。①社会福祉施設の事業場所数は小売業と比較すると1/6程度であり、個別コンサルティングを実施する事業場の選定が難航したこと、②飲食店への個別コンサルティングの作業に割く時間の一部を、社会福祉施設への個別コンサルティングの作業に充當したことから、事業場数が目標を下回った。(休業4日以上の死傷者数の増加状況(H26/H25):小売業+4.3%、社会福祉施設+5.8%)</p>										
	腰痛予防対策講習会について、十分な実施回数を確保するとともに、引き続き高い評価を得られるよう適切に事業を実施する。										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—		左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期			
上記モニタリングの指標を設定できない理由	講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。										
評価	B		予算額又は手法等を見直し								

28年度事業概要	第三次産業のうち、社会福祉施設を含む保健衛生業を対象とした腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業の職場における腰痛災害の減少を目指す。											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、一部縮小した上で施策を実施。									
28年度目標(アウトカム指標)	腰痛予防対策講習会を受けた介護事業者について、今後の労働災害防止対策に取り組む上で有益であった旨の評価を85%以上得る。											
中期的な目標	第12次労働災害防止期間中(平成29年まで)に、対平成24年比で、 ①小売業については、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」)を20%以上減少 ②社会福祉施設については死傷者数を20%以上減少 ③飲食店については死傷者数を20%以上減少 を達成する。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	腰痛予防対策講習会等について、その内容が事業場での取組に繋がることが重要であるため、上記の目標を設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	腰痛予防教育について、各都道府県で2回以上講習会を開催する。											
28年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画の着実な推進											
29年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度は、腰痛予防対策について、実際の作業における留意事項や体操等の実技に重点を置き、腰痛予防対策講習会を実施する。											
29年度重点施策との関係	5(1)第12次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	コンサルティング又は講習会の実施時期が年度内の特定時期に集中するため、四半期ごとの目標管理にはなじまない。											
その他特記事項	個別のコンサルティングの実施については、27年度限りとする。											

## (労働基準局安全衛生部計画課)

事業名	安全衛生施設整備費							事業番号 (28年度)	59						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	63						
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、国土交通省							事業開始年度	昭和23年度						
実施方法	<p>■直接実施  <input type="checkbox"/>業務委託等 (委託先: )  <input type="checkbox"/>補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: )  <input type="checkbox"/>貸付  <input type="checkbox"/>その他 (国土交通省へ支出委任)</p>														
事業/制度概要	目的 (何のため)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うために国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している。これをそのまま放置し、事故等が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う必要がある。													
	対象 (誰/何を対象に)	特別修繕が必要な安全衛生施設													
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。													
	実施体制	支出委任により国土交通省が実施(支出委任できないものは、厚生労働本省又は都道府県労働局が実施)。													
24年度予算額 (千円)	273,552	25年度予算額 (千円)	237,611	26年度予算額 (千円)	454,191	27年度予算額 (千円)	782,930	28年度予算額 (千円)	506,080						
うち行政経費	73,554	うち行政経費	154,143	うち行政経費	72,821	うち行政経費	71,946	うち行政経費	97,992						
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	198,618	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	80,862	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	324,012	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	650,424	28年度雇用勘定予算額: 0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
24年度 予算執行率(%)	99.3	25年度 予算執行率(%)	96.9	26年度 予算執行率(%)	85.0	27年度 予算執行率(%)	91.5								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき国が設置しているものであり、今後も適切に施設を運営するに当たっては、経年劣化に耐えるための施設の特別修繕が必要である。														
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害防止を目的とし、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等の適切な運営が実施できるよう施設を整備することは労働者の安全衛生確保に資するものであるため、「労働者災害補償保険法」第29条第1項第3号の規定による社会復帰促進等事業として行う必要がある。														
27年度目標	アウトカム 指標	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	27年度実績	アウトカム指標	○	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を2件実施し、短期・長期吸入試験を円滑に実施した。									
	アウトプット 指標	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定期限内に執行されるよう計画的に執行する。		アウト プット 指標	○	センターの吸入実験装置等の整備2件に関し、計画的に調達のスケジュールを調整し、計画どおり執行した。									
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を計画的に実施したことにより、化学物質の有害性等試験を円滑に実施したため。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き実施する。														
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期								
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	日本バイオアッセイ研究センター(以下「センター」という。)の吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	化学物質に起因する職業病の予防には、化学物質の有害性を事前に把握し、それに対応した対策を講じることが必要であり、化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うため、吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事を実施する。										
28年度目標(アウトプット指標)	センターの吸入実験装置等の整備及び建物付帯設備工事に関し、予算の範囲内で、かつ、予定工期内に執行されるよう計画的に執行する。										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度を調査した上で、施設を適切に運営できるよう計画的な予算要求を行う。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	年間を通じての整備計画であり、四半期ごとのモニタリングには馴染まないため。										
その他特記事項	—										

## (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

事業名	雇用均等指導員(均等担当)の設置							事業番号 (28年度)	60							
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	指導係							
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成25年度							
実施方法	<p>■直接実施  <input type="checkbox"/>業務委託等(委託先等: )  <input type="checkbox"/>補助金[直接・間接](補助先: )  <input type="checkbox"/>貸付(貸付先: )  <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>実施主体: )</p>															
事業 制度 概要	目的 (何のため)	セクシャルハラスメント被害等を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保を図る。														
	対象 (誰/何を対象に)	セクシャルハラスメント被害等を受けた労働者及びその事業主														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	大規模局に雇用均等指導員(均等担当)を配置し、セクシャルハラスメント被害等を受けたことにより、通院する、若しくは、それに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導・支援を行う。														
	実施体制	都道府県労働局														
24年度予算額 (千円)	—	25年度予算額 (千円)	20,851	26年度予算額 (千円)	20,748	27年度予算額 (千円)	20,781	28年度予算額 (千円)	20,770							
うち行政経費	—	うち行政経費	20,851	うち行政経費	20,748	うち行政経費	20,781	うち行政経費	20,770							
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度雇用勘定予算額: (千円)	28年度一般勘定予算額: (千円)							
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない								
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の衛生の確保に資するため、事業の実施が必要である。															
社会復帰促進等 事業で行う必要性	セクシャルハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、雇用環境・均等部(室)の正指導のうちで最も件数が多く、また、労働者からの相談も多い。被害を受けた労働者への適切な援助を行うことで、セクシャルハラスメント等を起因とする精神障害及び再発防止を図ることが可能となり、労働者の安全及び衛生の確保に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。															
27年 度目標	アウトカム 指標	①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を95%以上とする。 ②職場のセクシャルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。			27年 度実 績	アウト カム指 標	○	<p>①100%(報告徴収において助言・指導した事業所数2,361件、是正の意向ありと回答した事業所数2,361件)  ②報告徴収において、事業の発生状況及び事後の対応について確認するとともに、再発防止対策をどのように行ったかを把握した。また、事業所から受けた、セクハラ防止対策や意識啓発の効果的な研修の実施についての相談等に対して、事業所の実態を踏まえたセクハラ防止対策や職階別・性別に応じた研修の具体的な実施方法等について示すなど個別の事業主からの要望に丁寧に対処した。</p>								
	アウトプット 指標	都道府県労働局雇用均等室において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数6,000件				アウト プット 指標	○	7,396件								
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	計画的な事業所訪問の実施及び取扱要領に沿った適切な助言・指導によるものと考えられる。															
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き、事業の適正な実施に努める。															
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的指標を設定)	指標 設定	都道府県労働局雇用均等室において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収の実施件数			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
						1,737	2,469	2,095	1,095							
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—															
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続													

28年度事業概要	27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し。	26年度評価	A	引き続き、事業の適正な実施に努める。								
28年度目標(アウトカム指標)	①雇用均等指導員(均等担当)による男女雇用機会均等法第29条に基づく報告収集において、助言・指導の結果、是正の意向ありと回答した者の割合を95%以上とする。 ②職場のセクシャルハラスメントの実態について、企業内の発生状況、予防のための取組状況を把握し、解決に向けた課題、行政への要望について把握する。										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	雇用均等指導員(均等担当)の主たる業務が事業主に対する助言・指導及びセクシャルハラスメント被害に関する労働者からの相談への対応であることから、当該助言・指導の結果、是正の意向を示す事業主の割合を目標とともに、セクシャルハラスメントの実態についての把握を目標として設定した。										
28年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告収集の実施件数6,000件										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	雇用均等指導員(均等担当)の運用について、必要な経費を引き続き要求する。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施する男女雇用機会均等法第29条に基づく報告収集の実施件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—										
その他特記事項	—										

## (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

事業名	女性就業支援全国展開事業							事業番号 (28年度)	61	
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	65	
実施主体	一般財団法人 女性労働協会							事業開始年度	平成23年度	
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:一般財団法人 女性労働協会) <input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: ) 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )									
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸長・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実を図ることを目的とする。								
	対象 (誰／何を 対象に)	女性関連施設、地方自治体、女性団体、労働組合、事業主団体等(以下「女性関連施設等」という)。								
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	①女性関連施設等支援事業 -女性健康保持増進支援バックアップ事業 働く女性の健康保持増進のための支援施策の実施に関する相談対応及び講師派遣の実施 ②情報提供事業 -全国の女性関連施設等に対し、働く女性の健康保持増進のための支援事業の周知及びノウハウ・情報等の提供 -働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する情報を提供するホームページの作成・更新等の実施								
	実施 体制	一般競争(総合評価落札方式)により受託者を決定の上、事業実施(平成27年度:一般財団法人 女性労働協会)								
24年度予算額 (千円)	83,152	25年度予算額 (千円)	80,372	26年度予算額 (千円)	76,836	27年度予算額 (千円)	66,339	28年度予算額 (千円)	47,270	
うち行政経費	36,020	うち行政経費	35,464	うち行政経費	34,663	うち行政経費	31,612	うち行政経費	11,021	
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	35,048	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	31,755	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	28,063	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	29,874	28年度雇用勘定予算額:107,504(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない		
24年度 予算執行率(%)	74.4	25年度 予算執行率(%)	70.7	26年度 予算執行率(%)	66.5	27年度 予算執行率(%)	86.0			
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成25年6月に閣議決定された『日本再興戦略』において、2020年までに25歳～44歳までの女性就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%とする目標が設定されている。 こうした中、女性関連施設等においては、女性労働者や女性求職者等からの相談ニーズに対応し、就業促進・支援事業等が行われつつある。しかしながら、女性関連施設等においては女性労働者等の就業促進や健康保持増進に係るノウハウを必ずしも十分に有していないところも多く、その提供が求められているところである。 このため、全国の女性関連施設等における関連施策が効果的、効率的に実施され、女性労働者等の健康保持増進のための支援施策の全国的な充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。									
社会復帰促進等 事業で行う必要性	国全体で女性労働者等の健康保持増進のための支援策を充実させ、また支援策に関するノウハウ・情報を提供することは、労働者の安全及び衛生の確保に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。									
27年 度目 標	アウトカム 指標	①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上 ②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上							①99%(相談を利用した団体605者のうち、「理解が得られた」「理解が概ね得られた」と回答した団体が599者) ②100%(講師派遣を受けた団体53者のうち、事業の企画運営に「非常に役に立った」「まあまあ役に立った」と回答した団体が53者)	
	アウトプット 指標	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上(1日2件×約300日) ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回								
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	本事業に係る周知を積極的に行なったこと、また女性関連施設等における働く女性の健康保持増進のための支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、事前のヒアリングや事後のフォローアップ調査等を通じて女性関連施設等のニーズにきめ細かく対応し、適切に事業を実施したことにより、目標を達成することができた。									
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、予算の効率的な執行及び事業の適正な実施に努める。									
四半期単位での 事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標 設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期	
						①171件 ②7件	①176件 ②13件	①155件 ②21件	①103件 ②12件	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
評価	A		目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続								
28年度目標(アウトカム指標)	<p>①働く女性の健康保持増進のための支援施策に関する相談を利用したことで、セミナー・研修会の企画運営方法や働く女性の身体やこころの健康問題に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合90%以上</p> <p>②働く女性の健康保持増進に関する講師派遣を利用した者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合90%以上</p>										
中期的な目標	女性関連施設等からの相談に対して的確にアドバイスを行うとともに、それぞれの女性関連施設等のニーズに対応した講師派遣等を行うことにより、国全体として女性労働者等の健康保持増進が図られ、労働者の安全及び衛生の確保を図ることを目標とする。										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	本事業は、女性関連施設等において、女性労働者や女性求職者等からの就業に関わる相談ニーズや健康保持増進のための支援施策に関する相談に対応するための、ノウハウ等の提供等を行うことから、セミナー受講者の成果獲得に対する満足度等を目標として掲げる。										
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①働く女性の健康保持増進に関する相談件数600件以上</p> <p>②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数47回</p>										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	28年度と同様、委託事業を実施する方向で検討中										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①働く女性の健康保持増進に関する相談件数 ②働く女性の健康保持増進に関するセミナーの開催回数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①222件 ②4件	28年度 第二四半期 ①117件 ②18件	28年度 第三四半期 —	28年度 第四四半期 —				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—										
その他特記事項	<p>第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)</p> <p>「男女共同参画センターにおける女性就業支援事業が効果的、効率的に実施され、女性の就業促進が図られるよう、男女共同参画センターが行う女性就業支援事業に関する企画・運営等に関する相談に対応するほか、男女共同参画センターの依頼に応じて研修会等に講師を派遣する。」</p>										

## (雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課)

事業名	短時間労働者健康管理啓発指導経費								事業番号 (28年度)	62											
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								事業番号 (27年度)	66											
実施主体	厚生労働省本省、有限責任監査法人トーマツ								事業開始年度	平成8年度											
実施方法	■直接実施 ■業務委託等（委託先：有限責任監査法人トーマツ） □補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：） □賞付 □その他（ ）																				
事業／制度概要	目的（何のため）	パートタイム労働者の雇用管理改善の一環として、事業主によるパートタイム労働者の健康管理の取り組みを促進する。																			
	対象（誰／何を対象に）	パートタイム労働者及びパートタイム労働者を雇用する事業主																			
	事務・事業のスキーム（決定スキームを含む）	①事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理に取り組むために、啓発指導を行う。 ②パートタイム労働者の健康管理に関する実態把握、課題の抽出を行い、その結果を踏まえ、課題解決のための施策の検討委員会を開催する。																			
	実施体制	厚生労働省本省において、啓発用資料を作成し、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に送付する。また、平成26年度より委託事業を実施（一般競争入札により受託者を決定）。																			
24年度予算額（千円）	7,932	25年度予算額（千円）	6,572	26年度予算額（千円）	34,157	27年度予算額（千円）	32,794	28年度予算額（千円）	6,459												
うち行政経費	7,932	うち行政経費	6,572	うち行政経費	6,382	うち行政経費	6,494	うち行政経費	6,459												
24年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	-	25年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	-	26年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	24,181	27年度決算額 ※行政経費を除く（千円）	19,270	28年度雇用勘定予算額：（千円） 28年度一般勘定予算額：（千円） ※予算執行率は行政経費を考慮していない													
24年度 予算執行率（%）	-	25年度 予算執行率（%）	-	26年度 予算執行率（%）	87.0	27年度 予算執行率（%）	73.3														
事業／制度の必要性（緊要性がある場合はその旨記載）	パートタイム労働者に対する適切な健康管理に事業主が取り組むことにより、当該労働者の安全及び衛生の確保に資するものであるから、事業を実施することが必要である。																				
社会復帰促進等事業で行う必要性	パートタイム労働者の健康管理については、正社員と同様に法令の適用があるが、正社員に対する取組みと比べて十分に行われているとはいえない状況にある。本事業は、こうした現状を踏まえ、事業主へのパートタイム労働者の健康管理に関する啓発指導並びにパートタイム労働者の健康管理に関する実態把握及び課題の解決のための施策を検討することにより、事業主によるパートタイム労働者の健康管理の取組みを促進し、もって労働者の安全及び衛生の確保を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																				
27年度目標	アウトカム指標	①都道府県労働局雇用均等室において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行なうパートタイム労働指針第2（労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等）に関する実態に対する事業主からの是正割合95%以上 ②パートタイム労働者の健康管理に関する企業の取組マニュアル（好事例集含む）を作成し、関係機関に周知する。			27年度実績	○ アウトカム指標	①100%（助言件数2,939件のうち、是正件数2,939件） ②パートタイム労働者に対する健康管理の取組を積極的に行っている企業に対する個別ヒアリングを実施し、得られた好事例等を踏まえ、事業企画運営委員会において、パートタイム労働者の健康管理に関する企業の取組マニュアルを作成した。また、当該マニュアルについて、労使団体やパートタイム労働者の多い業界団体など関係機関等に配付するとともに、ホームページ掲載により広く周知した。														
	アウトプット指標	①都道府県労働局雇用均等室におけるパートタイム労働法第18条に基づく報告収録の実施件数 7,500件 ②ヒアリング調査回答事業所数：30事業所、マニュアル作成部数：20,000部、マニュアル周知箇所数：450箇所				×	①9080件 ②ヒアリング調査回答事業所数：31事業所、マニュアル作成部数：20,000部、マニュアル周知箇所数：711箇所（都道府県労働局、労使基準監督署、都道府県、関係機関（労使団体、全国社会保険労務士会連合会、業界団体等））														
27年度目標を達成（未達成）の理由（原因）	①パートタイム労働者を雇用する事業主に対し報告収録を実施し、啓発資料を用いて、パートタイム労働者に対する健康管理の推進を適切に助言したことから、目標を達成することができた。 ②企業ヒアリングや事業企画運営委員会の開催など事業を計画通りに実施したことから、目標を達成することができた。																				
理由（原因）を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	①引き続き、パートタイム労働者の健康管理等を推進するために啓発指導を行う。 ②上記のとおり目標は達成したが、平成26・27年度の事業において、パートタイム労働者の健康管理に関し、一定の実態把握及び課題検討を実施したことから、今後は、得られた知見を踏まえて作成した成果物（パートタイム労働者の健康管理マニュアル等）を引き続きホームページに掲載し周知を行うことにより、事業主によるパートタイム労働者の健康管理の取り組みを促進することとし、委託事業は平成28年度は実施しない。																				
四半期単位での事業実績等のモニタリング（定量的な指標を設定）	指標設定	雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期												
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—																				
評価	A			成果目標を達成しているところで、引き続き施策を継続																	

28年度事業概要	事業主が、パートタイム労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者の健康管理に取り組むために、啓発指導を行う。									
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続							
28年度目標(アウトカム指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において実施するパートタイム労働法第18条に基づき行うパートタイム労働指針第2(労働安全衛生法等の労働者保護法令がパートタイム労働者にも適用があることを認識しこれを遵守すること等)に関する助言に対する事業主からの是正割合95%以上									
中期的な目標	—									
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で実施するパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収において、事業主に対してパートタイム労働者の健康管理の推進に関係するパートタイム労働指針第2について是正指導を実施し、これに対する年度内の改善の水準を目標とし、引き続き高水準を維持するため95%以上に設定した。									
28年度目標(アウトプット指標)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)におけるパートタイム労働法第18条に基づく報告徴収の実施件数 7,500件									
28年度重点施策との関係	—									
29年度要求に向けた事業の方向性	今後も引き続き適正に実施する。									
29年度重点施策との関係	—									
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	雇用均等指導員が支援した事業所数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 812	28年度 第二四半期 2,778	28年度 第三四半期 —				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—									
その他特記事項	—									

## (政策統括官付(統計・情報担当)賃金福祉統計室)

事業名	就労条件総合調査費							事業番号 (28年度)	63						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	67						
実施主体	厚生労働省大臣官房統計情報部							事業開始年度	平成12年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> ■業務委託等(委託先等:民間事業者) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )														
事業/制度概要	目的(何のため)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。													
	対象(誰/何を対象に)	日本標準産業分類に基づく16大産業(平成19年11月改定)に属する常用労働者が30人以上の民営企業のうち、産業、企業規模別に抽出された企業													
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。													
	実施体制	公共サービス改革法に基づく民間委託に係る民間事業者が調査を実施(結果の取りまとめは厚生労働本省において実施)。													
24年度予算額(千円)	23,803	25年度予算額(千円)	23,609	26年度予算額(千円)	28,608	27年度予算額(千円)	20,592	28年度予算額(千円)	20,592						
うち行政経費	23,803	うち行政経費	23,609	うち行政経費	28,608	うち行政経費	20,592	うち行政経費	20,592						
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	28年度雇用勘定予算額:(千円)	28年度一般勘定予算額:(千円)						
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	※予算執行率は行政経費を考慮していない							
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握し、政策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、実施する必要がある。														
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本調査は、企業における労働時間制度の実態(平均所定労働時間、週休制の形態、有給休暇の取得率、変形労働時間制の採用状況等)、賃金制度の実態(賃金形態、基本給の決定要素、業績評価制度の状況等)等を把握し、政策立案のための統計として、労働者の安全衛生の確保及び賃金支払の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。														
27年度目標	アウトカム指標	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。				27年度実績	アウトカム指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、政策立案のための基礎資料を得た。						
	アウトプット指標	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。					アウトプット指標	○	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、平成27年10月15日に概況(「平成27年就労条件総合調査結果の概況」)を公表し、平成28年1月に報告書(「平成27年就労条件総合調査報告」)を刊行した。						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	調査を確実に実施し、集計、公表等を計画通りに実施したことによる。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	今後も引き続き、民間委託による調査を適切に実施し、集計、公表等を計画通り行うことにより政策立案のための基礎資料を得る。														
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。														
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施											

28年度事業概要	平成27年度と同様						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を実施				
28年度目標(アウトカム指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにし、政策立案のための基礎資料を得る。						
中期的な目標	労働時間制度、定年制等及び賃金制度等についての政策立案のための基礎資料を得る。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	我が国の経済社会においてみられる国際化、情報サービス化の進展、急速な少子化・高齢化などといった社会構造の変化が企業の人事・労務管理に様々な影響を与える中、労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の現状を踏まえた関連施策の企画・立案が求められており、就労条件の現状把握が必要不可欠であることから、このための基礎資料を得ることを目標とした。						
28年度目標(アウトプット指標)	主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等の就労条件について、概況及び報告書により公表する。						
28年度重点施策との関係	—						
29年度要求に向けた事業の方向性	29年度から31年度においては、入札により公共サービス改革法に基づく民間委託業者を決定し、調査を実施する予定。 (29年度から3年の国庫債務負担行為を予定している)						
29年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本調査は政策立案のための基礎資料を得ることを目的とした1年周期の事業であることから、四半期ごとの効果測定を行うために定量的な指標を設定することになじまない。						
その他特記事項	本事業は平成26年度から28年度までの3ヶ年の国庫債務負担行為である。						

## (雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課)

事業名	雇用均等行政情報化推進経費							事業番号 (28年度)	64									
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							担当係	社会参加支援係									
実施主体	厚生労働省本省							事業開始年度	平成11年度									
実施方法	<p>■直接実施</p> <p>□業務委託等 (委託先等: )</p> <p>□補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: )</p> <p>□貸付 (貸付先: )</p> <p>□その他 ( )</p>																	
事業／制度概要	目的 (何のため)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務を、迅速かつ正確な事務処理を行い、各種業務処理の効率化及び高度化を図る。																
	対象 (誰／何を対象に)	雇用環境・均等部(室)の職員(非常勤職員も含む)																
	事務・事業のスキーム (決定スキームを含む)	雇用環境・均等部(室)の職員(非常勤職員を含む)が業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及び、グループウェアやメール等を利用するための利用料を負担。また、所管の法律に基づく行政指導の記録等をデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」を運用。																
	実施体制	厚生労働本省																
24年度予算額 (千円)	57,779	25年度予算額 (千円)	107,176	26年度予算額 (千円)	57,898	27年度予算額 (千円)	57,898	28年度予算額 (千円)	103,464									
うち行政経費	57,779	うち行政経費	107,176	うち行政経費	57,898	うち行政経費	57,898	うち行政経費	103,464									
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	—	28年度雇用勘定予算額: 130,715(千円)										
24年度 予算執行率(%)	—	25年度 予算執行率(%)	—	26年度 予算執行率(%)	—	27年度 予算執行率(%)	—	28年度一般勘定予算額: (千円)										
事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	雇用環境・均等部(室)の業務に使用するシステムに係る経費であり、迅速かつ正確な事務処理を行うために必要不可欠なものである。																	
社会復帰促進等 事業で行う必要性	雇用環境・均等部(室)では、労働者の心身の健康に影響を及ぼすセクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、マタニティハラスメント、パートタイム労働者の健康管理にかかる問題等、労働者の安全衛生に係る行政指導や相談対応を行っているが、行政指導等の記録を適正に管理し迅速かつ正確な事務処理を行うことで、効果的な行政運営を行う事が可能となり、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当するため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。																	
27年度目標	アウトカム 指標	業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。			27年度 実績	アウト カム指 標	○	最適化計画の予定通りに業務のシステム化を図ってきたことから、予定とおり年間216.6人日分の業務処理時間の削減ができた。										
	アウトプット 指標	システム稼働率99.9%以上					○	システム稼働率99.9%を達成 (システム稼働予定時間8,760hに対して、システム稼働実績8,759h18m。計画停電等、あらかじめ予定されていたシステム停止を除く)										
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトカム指標については、雇用均等業務の業務・システム最適化計画に基づいた整備・運用を行った結果、目標を達した。</li> <li>・アウトプット指標については、ハードウェア及びソフトウェアともに大きな障害を発生させることなく運用できたため目標を達成した。</li> </ul>																	
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。																	
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的な指標を設定)	指標 設定	—			左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期									
		—				—	—	—	—									
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	本事業は年間を通じて行う事業であり、四半期での指標の設定にじまないため。																	
評価	A			成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続														

28年度事業概要	平成27年度と同様										
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	C	27年度評価においては目標を達成したため、職場環境改善等、労働者の安全衛生向上に資するよう、引き続き本施策を継続する。								
28年度目標(アウトカム指標)	業務システム最適化実施前に比べて年間216.6人日以上の業務処理時間の削減を図る。										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	雇用の場における妊娠婦への不利益取扱い等に関する問題が重大な社会的問題として注目されていること等から、雇用の場における妊娠婦の母性健康管理措置等について、相談の増加が見込まれる。雇用環境・均等部(室)では、事業主に対する法の周知や行政指導の徹底等、今後も業務量の増加が予想される。業務量の増加にあたっては、人員の適切な配置や端末台数の見直し等を行うことにより対応する予定である。特に端末については、必要に応じた配置や改修を行う等の業務の効率化を図ることによって、業務システム最適化計画の実施により見込んできた年間216.6人日の業務処理時間削減という水準を維持できるよう努めるもの。										
28年度目標(アウトプット指標)	システム稼働率99.9%以上										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	必要不可欠な経費を引き続き要求する。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	本事業は年間を通じて行う事業であり、四半期での指標の設定になじまないため。										
その他特記事項	—										

事業名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費								事業番号 (28年度)	-													
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)								事業番号 (27年度)	70													
実施主体	(独)労働者健康安全機構								事業開始年度	平成18年度													
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:労働安全衛生総合研究所 実施主体:労働安全衛生総合研究所) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )																						
事業 制度 概要	目的 (何のため)	既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を進めることにより、調査研究業務の確実かつ円滑な運営を図る。																					
	対象 (誰・何を対象に)	(独)労働安全衛生総合研究所の施設・設備																					
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	(独)労働安全衛生総合研究所中期目標に沿って、中期計画(平成23年度~27年度)で施設整備計画を定めており、毎年度の予算措置により当該年度の実施計画を決定している。																					
	実施体制	(独)労働安全衛生総合研究所において実施。																					
24年度予算額 (千円)	56,076	25年度予算額 (千円)	55,667	26年度予算額 (千円)	121,060	27年度予算額 (千円)	89,133	28年度予算額 (千円)	-														
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-														
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	50,461	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	41,646	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	102,692	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)※予定額	63,836	28年度雇用勘定予算額 (千円)	28年度一般勘定予算額 (千円)														
24年度 予算執行率(%)	90.0	25年度 予算執行率(%)	74.8	26年度 予算執行率(%)	84.8	27年度 予算執行率(%)	71.6	※予算執行率は 行政経費を考慮していない															
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的に更新、整備を図る必要がある。																						
社会復帰促進等事業で行う必要性	本事業は、安全衛生分野の調査及び研究を確実かつ円滑に遂行するため、実施するものであり、これは労働者の安全及び衛生の確保に資するものであることから、労働災害補償法第29条第1項第3条に適う事業であり、社会復帰促進事業等で行う必要がある。																						
27年度 目標	アウトカム 指標	①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。				27年度 実績	○ アウトカム指標	①「契約監視委員会」を3回開催し、契約の点検及び適正化を実施した。 ②ホームページで公表を行った。															
	アウトプット 指標	27年度施設整備に関する計画について、十分な工期を確保するなどにより、的確な実施を行う。						-															
27年度目標を達成 (未達成)の理由 (原因)	施設整備計画に定めた27年度の整備を行うとともに、その調達については適切な条件設定、契約監視委員会による点検、ホームページでの契約状況の公表を的確に行つた。																						
理由(原因)を踏 まえた改善すべき事 項、今後の課題	引き続き、施設整備計画に基づく整備を適確に実施するとともに、そのための調達について、適正な入札条件の設定、点検及び結果の公表等を通じ、競争性及び透明性の確保を図る。																						
四半期単位での事 業実績等のモニタ リング(定量的な指 標を設定)	指標設 定	-			左記指標につ いての事業実 績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期														
						-	-	-	-														
上記モニタリング の指標を設定でき ない理由	施設整備費のため、四半期ごとのモニタリングを行うことはなじまないため。																						
評価	A			平成27年度限りで廃止																			

28年度事業概要	—											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	—			—						
28年度目標(アウトカム指標)	—											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	—											
28年度目標(アウトプット指標)	—											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	—											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成26年度業績実務評価では、「施設・設備の設置、改修については、平成23年度(第1期)から平成27年度(第5期)までの計画を策定している。平成26年度については、この計画どおりに実施している。」としている。</li> <li>・(独)労働安全衛生総合研究所と(独)労働者健康福祉機構は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。</li> </ul>											

事業名	未払賃金立替払事業実施費								事業番号(28年度)	65			
									事業番号(27年度)	71			
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、賃金の支払の確保等に関する法律第7条)								担当係	立替払事業係			
実施主体	(独)労働者健康安全機構								事業開始年度	昭和51年度			
実施方法	□直接実施 ■業務委託等(委託先等:独立行政法人労働者健康安全機構 ) □補助金〔直接・間接〕(補助先: ) 実施主体: □貸付(貸付先: ) □その他( )												
事業/制度概要	目的(何のため)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。											
	対象(誰/何を対象に)	企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者											
	事業・事業のスキーム(決定スキームを含む)	(独)労働者健康安全機構は、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。											
	実施体制	独立行政法人労働者健康安全機構が実施。											
	24年度予算額(千円)	23,171,751	25年度予算額(千円)	18,985,584	26年度予算額(千円)	17,089,980	27年度予算額(千円)	13,655,588	28年度予算額(千円)	8,191,740			
	うち行政経費	540,243	うち行政経費	467,365	うち行政経費	439,261	うち行政経費	437,421	うち行政経費	431,218			
	24年度決算額※行政経費を除く(千円)	10,338,267	25年度決算額※行政経費を除く(千円)	10,156,430	26年度決算額※行政経費を除く(千円)	7,760,522	27年度決算額※行政経費を除く(千円)	6,451,202	28年度雇用勘定予算額: 0(千円)	28年度一般勘定予算額: 0(千円)			
	24年度予算執行率(%)	45.7	25年度予算執行率(%)	54.8	26年度予算執行率(%)	46.6	27年度予算執行率(%)	48.8	※予算執行率は行政経費を考慮していない				
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとして機能している必要不可欠な事業である。												
社会復帰促進等事業で行う必要性	未払賃金立替払事業は、企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することによって、労働者とその家族の生活の安定を図るものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号で定める「賃金の支払の確保を図るために必要な事業」として行う必要がある。												
27年度目標	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成27年度における目標は以下のとおり。 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。				アウトカム指標	○	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間については、「平均15.8日」となった。					
	アウトプット指標	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行監督等を行う。					×	—					
	27年度実績					アウトプット指標	○	①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計50回の支払を実施した。 ・破産管財人等の証明が的確に行われるよう、都道府県弁護士会等の主催による未払賃金立替払制度に関する研修会を10会所で実施し、出席者計554名、全弁護士会での実施を達成することができた。機構から証明に当たっての留意事項を説明するとともに具体的な事例の紹介を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るため、日弁連倒産法制度検討委員会と引き続き定期協議を行った。 ・未払賃金立替払制度の円滑な運営を図るために、地方裁判所9ヶ所に赴き、参加者計58名、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、同制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 ・未払賃金立替払制度に関する不正受給を契機として、破産管財人等が未払賃金立替払制度に関する証明を行う際の留意事項や証明の際に判断が困難な事案について、本制度に造詣の深い弁護士を収集して議論を行い、報告書をまとめ、日弁連倒産法制度検討委員会を通じて各弁護士会に配布した。 ・大型請求事案14件について、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が赴き、未払賃金立替払請求手続きに関する事前調整を行ったことにより、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図られた。 ・労働基準監督署等の関係機関からの調査依頼または照会について、的確に対応し一層の連携強化に努めた。					
							×	②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全485事業所について迅速かつ確実な届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全8事業所へ18回の提出督促、弁済不履行の全15事業所へ80回の弁済督促を行った。 ・事業上の倒産事案については、全1,853事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全3,148事業所へ債務承認書の提出督促を行い、弁済不履行になつてはいる全138事業所について弁済督促を行つた。					
							×	—					

27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	<p>①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会での留意事項の説明などの措置を講じた結果、「平均25日以内」の目標が達成できた。</p> <p>②事業上の倒産事案では事業主への求償通知や債務承認書の提出督促・弁済督促を行い、清算型事案では確実な債権届出を行い、再建型では債務承認書等の提出督促・弁済督促を行った結果、目標が達成できた。</p>						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—						
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続				

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度目標(アウトカム指標)	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成26年4月～平成31年3月)。なお、平成28年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方(アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	内閣府によれば、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、アジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあることから、今後の経済情勢は依然として不透明であり、企業倒産の増加の懸念が払拭されず、これに伴い未払賃金立替払請求件数の増加の懸念も排除されないため、「平均25日以内」とする。 また、立替払債権の確実な回収を実施することにより、独立行政法人労働者健康安全機構の中期目標を達成する。											
28年度目標(アウトプット指標)	①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するため、原則週1回の立替払の堅持、破産管財人等による証明が的確に行われるようするための弁護士会等への働きかけ、各地方裁判所への協力要請、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取組む。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持すること。	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
その他特記事項	・独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期目標の所期の目標を達成しているとしている。 ・(独)労働者健康福祉機構と(独)労働安全衛生総合研究所は統合し、平成28年4月1日より(独)労働者健康安全機構へ改組された。											

## (労働基準局労働条件政策課)

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (過重労働の解消及び仕事と生活の実現に向けた働き方・休み方の見直し) 【28年度重点の目標管理事業】							事業番号 (28年度)	66-1	
								事業番号 (27年度)	72-1	
事業の別	安全衛生確保等事業(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条							担当係	設定改善係	
実施主体	都道府県労働局							事業開始年度	平成18年度	
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )									
事業／制度概要	目的(何のため)	経済界・労働界・地方公共団体の代表者からなる「官民トップ会議」にて策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等を踏まえ、労働時間等の設定改善を進め、仕事と生活の調和の実現を図っていくことを目的としている。								
	対象(誰／何を対象に)	中小企業事業主								
事業／制度概要	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) 中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。								
	実施体制	都道府県労働局において実施する。								
	24年度予算額(千円)	1,127,884	25年度予算額(千円)	956,193	26年度予算額(千円)	900,434	27年度予算額(千円)	1,368,016	28年度予算額(千円)	1,967,379
	うち行政経費	381,132	うち行政経費	365,625	うち行政経費	375,462	うち行政経費	417,670	うち行政経費	420,289
	24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	530,249	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	306,879	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	359,992	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	383,059	28年度雇用勘定予算額:	0(千円)
	24年度 予算執行率(%)	71.0	25年度 予算執行率(%)	52.0	26年度 予算執行率(%)	68.6	27年度 予算執行率(%)	40.3	28年度一般勘定予算額:	0(千円)
	事業／制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。 このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業に対する支援事業を実施し、企業における労使の自主的取組を推進することにより、①長時間労働の抑制、計画年休制度を活用した年次有給休暇の取得促進、②労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を時間外労働の限度基準(月45時間又は年360時間)以下との上限に設定することの促進等、労働時間等の設定の改善の促進を図る必要がある。 また、労務管理体制が必ずしも十分ではない零細企業における長時間労働の抑制を図るために、法定労働時間の特例措置対象事業における週所定労働時間を週44時間から週40時間へ移行することを促すことにより、労働時間の短縮を図る必要がある。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	1ヶ月当たりの時間外労働時間が過労死ラインの80時間を超えるおそれのあるものとして、「週労働時間60時間(法定労働時間40時間と時間外労働時間20時間の合計)」があるが、我が国における労働時間等の現状をみると、過労死のリスクの高い週労働時間60時間以上の労働者の割合は、全体で8.2%、特に、30代の子育て世代の男性労働者は15.6%と非常に高くなっている。また、過労死等に関する労災保険支給決定件数も、脳・心臓疾患が近年300件前後で推移し、精神障害が400件台と依然として高水準で推移している。 過労死ラインである月80時間を超える時間外労働時間の状態を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働く労働者を減らす必要がある。また、2020年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にすること(「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正)」)が、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)にも盛り込まれているところである。 本事業は、長時間労働の抑制、週60時間以上の労働者の削減、疲労回復等に効果がある年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性が高く仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものである。その結果、労働者の時間外労働時間が減少することとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少することから、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。したがって、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であることから、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。									

27年度目標	アウトカム指標	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) ①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。 ②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。 ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。 ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。	27年度実績	○	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース) ①年次有給休暇の年間平均取得日数:約5.6日増 ②月間平均所定外労働時間数:約5.6時間減 ③労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合(暫定値):約99.3%	2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース) ①週所定労働時間:約3.8時間減 ②労働時間等の設定の改善に役立ったと回答した割合:100%	
	アウトプット指標	-					
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトプット指標	1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成26年度目標件数(238件)以上とする。 2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)について、平成27年度予算における想定件数の7割(600件)以上とする。	○	-			
	1職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数:143件 2職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数:14件			-			
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題						「職場意識改善助成金(職場環境改善コース)」が未達成であった主な原因としては、申請件数は230件、申請金額ベースでは1億8,800万円と予算額1億9,200万円の約98%に相当する申請があつたが、承認申請後申請の取下げ等により支給に至らなかつたケースがあつたことなどが考えられる。また、事業主に対する周知等について、本助成金の活用によるメリットが伝わりやすい内容とする余地があつたものと考えられる。 「職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)」が未達成であった主な原因としては、平成27年2月13日の労働政策審議会建議において、特例措置対象事業場の範囲の縮小を図る方向で、労働基準法改正法案の成立後、改めて審議会で検討の上、所要の省令改正を行うことが適当とされていたが、現段階では、特例措置の縮小について具体的な時期が未定である。このため、事業主に所定労働時間短縮のインセンティブが働かないことから、申請が伸びなかつたことなどが考えられる。	
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
評価	B		予算額又は手法等を見直し				

28年度事業概要	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)          中小企業事業主が、長時間労働の抑制及び労働時間等の設定の改善に向けて、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。          (27年度と同様)</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)          中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、所定労働時間の短縮、ひいては総労働時間の削減を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。          (27年度と同様)</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)          中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、時間外労働の上限設定、ひいては総労働時間の削減を目的として、職場意識の改善のための研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。</p>		
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	職場意識改善助成金(職場環境改善コース)について、平成26年度目標の達成状況を踏まえ、平成28年度予算要求における支給件数の見直しを行った
28年度目標(アウトカム指標)	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)          ①助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数をおおむね1日以上上昇させる。          ②助成金の支給対象となった中小企業事業主において、労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数をおおむね1時間以上削減する。          ③支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)          ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下にする。          ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)          ①助成金の支給対象となった中小企業における対象事業場において、労働基準法第36条第1項の規定に基づき延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限を設定する。          ②支給対象事業主に対してアンケート調査を実施し、80%以上の事業主から当該助成金制度を利用することによって労働時間等の設定の改善に役立った旨の評価が得られるようにする。</p>		
中期的な目標	<p>・年次有給休暇の取得率を2020年までに70%とする。          ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2020年までに5.0%(2008年から半減)とする。          仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改正)</p>		
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)：          ①中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。          年次有給休暇の取得率(取得日数／付与日数)          2014年 47.6%(8.8日／18.4日)「就労条件総合調査」より抜粋) → 2020年 70%(13.0日／18.5日) (平成22年6月29日「仕事と生活の調和推進のための行動指針」より抜粋)          → 取得日数の差÷年数 = (13.0-8.8)÷6 = 0.7 ≈ 1日／年          ②中期的な目標を踏まえて設定した。算出方法は以下のとおり。          週労働時間60時間以上の雇用者も含めた労働者の所定外労働時間数          2014年 154時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋) → 2020年 72.5時間(2008年 145時間(「毎月勤労統計調査」より抜粋))÷2)          → 年間所定外労働時間数の差÷年数 = (154-72.5)(「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日改訂)」より抜粋))÷6 ≈ 13.58 ÷ 12(月) ≈ 1.13 ≈ 1時間／月          ③当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)          ①労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされている特例措置対象事業場における労働時間の減少を促進するため、設定した。          ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。</p> <p>3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)          ①時間外労働の限度基準(月45時間又は年360時間)の時間数を超える労働基準法第36条第1項の協定を締結している事業場における時間外労働の削減を促進するため、設定した。          ②当該助成金が利用者にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため、設定した。</p>		
28年度目標(アウトプット指標)	<p>1 職場意識改善助成金(職場環境改善コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(238件)以上とする。          2 職場意識改善助成金(所定労働時間短縮コース)の支給決定件数を平成27年度目標件数(600件)以上とする。          3 職場意識改善助成金(時間外労働上限設定コース)について、平成28年度予算における想定件数の7割(550件)以上とする。</p>		
28年度重点施策との関係	1-(2)-② ワーク・ライフ・バランスの実現		

29年度要求に向けた事業の方向性	過労死ラインである月80時間を超える所定外労働時間の状態を改善するためには、その前提となる週労働時間60時間以上働く労働者を減らす必要があることから、長時間労働の抑制、週60時間以上の労働者の削減、疲労回復等に効果がある年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しに取り組む中小企業事業主に対して支援を行うため、執行実績を踏まえるとともに、事業内容の効率化・重点化を図りつつ、所要の予算要求を行う。						
29年度重点施策との関係	—						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期
上記モニタリングの指標を設定できない理由	1年間を通してでなければ効果測定ができないため、四半期ごとの効果測定にはなじまない。						
その他特記事項	—						

## (労働基準局勤労者生活課、雇用均等・児童家庭局)

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (テレワーク普及促進等対策) 【28年度重点的目標管理事業】		事業番号 (28年度)	66-2					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		担当係	企画第二係					
実施主体	一般社団法人日本テレワーク協会、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所		事業開始年度	平成19年度					
実施方法	□直接実施 ■業務委託等 (委託先等:一般社団法人日本テレワーク協会、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所) □補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: 実施主体: ) □貸付 (貸付先: ) □その他 ( )								
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークを普及することにより、子育てや介護等と仕事の両立が促されるなどワーク・ライフ・バランスの向上に資するため。							
	対象 (誰／何を 対象に)	労働者、事業主等							
事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	平成26年度に引き続き、下記の事業を実施。 ①テレワーク・セミナー等 テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。 ②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置すること等によるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施するICT技術のためのコンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。 ③テレワークモデル実証事業 総務省と連携して、育児等との両立を図るため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、中小企業等が導入しやすいモデルを構築して普及する。(実証するための有識者からなる検討会は厚労省が実施、実証事業は総務省が実施。) ④職場意識改善助成金(テレワークコース) 中小企業事業主が、労働時間等の設定の改善のため、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的として、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を実施し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給する。 ※平成27年度より、これまでの在宅で実施するテレワークの他、サテライトオフィスで実施するテレワークを新たに助成対象とした。 上記に加え、平成27年度は下記の事業を新たに実施。 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組をシンポジウム等を通じて幅広く周知 ⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援 業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の企業に対して支援を行う。								
	実施体制	①テレワーク・セミナー:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ②テレワーク相談センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ③在宅勤務モデル実証事業:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が実施。 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。 ⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(一社)日本テレワーク協会が実施。							
24年度予算額 (千円)	31,082	25年度予算額 (千円)	26,731	26年度予算額 (千円)	602,177	27年度予算額 (千円)	454,545	28年度予算額 (千円)	275,478
うち行政経費	1,052	うち行政経費	993	うち行政経費	4,025	うち行政経費	3,903	うち行政経費	2,553
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	20,643	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	17,955	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	67,177	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	88,556	28年度雇用勘定予算額: (千円)	
24年度 予算執行率(%)	68.7	25年度 予算執行率(%)	69.8	26年度 予算執行率(%)	11.2	27年度 予算執行率(%)	19.7	28年度一般勘定予算額: (千円)	
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	テレワークについては、ワーク・ライフ・バランスを実現するための多様な働き方を可能とするものであり、この活用を促進することが求められている。また、安倍総理が第183回国会の施政表明演説において「将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など幅広い活用が期待できる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など社会に変革をもたらし得るIT活用、日本に「新たな可能性」をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して、力強く進めてまいります。」と演説されたところである。 さらに、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「テレワークの推進に向け、新たなモデルの構築、導入ノウハウの提供等に取り組む」とされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成26年6月24日閣議決定)において、「テレワークの推進に取り組む」とされ、また、同月に策定された「世界最先端IT国家創造」宣言(平成26年6月24日閣議決定)においては、「2020年には、テレワーク導入企業を2012年度比で3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を全労働者数の10%以上に」することが宣言されている。 このように、これまで推進してきた一部でも在宅でテレワークを実施する在宅ワーカーの増加を目標とした施策ではなく、これまで以上に導入が困難な本格的なテレワークの普及促進が求められていることから、厚生労働省においては、適正な労働条件を確保しつつ、テレワーク関係省庁である総務省、経済産業省及び国土交通省と連携し、テレワークの普及促進に向けた気運の醸成、個別企業へのきめ細かな支援を実施するなど、あらゆる施策を実施することによりより一層強力にテレワークの普及促進に取り組む必要がある。				※予算執行率は行政経費を考慮していない				
社会復帰促進等 事業で行う必要性	テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの向上等に資する多様な働き方の一つであるが、一方で長時間労働に陥りやすいと指摘されていることや、VDT作業による健康障害も懸念されることから、過重労働や健康障害が発生しないよう、適切な労働条件下におけるテレワークを普及させる必要がある。このため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。								

27年度目標	アウトカム指標	<p>① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた。」旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を70%以上とする。</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。</p>	27年度実績	○ アウトカム指標 × -	<p>①アンケート回答366のうち、303回答において「理解することができた」旨の回答を得られており、回答割合は82.8%であった。</p> <p>②テレワーク相談センターにおけるアンケートは、相談直後と一定期間後の二回に分けて行っているが、「問い合わせの目的が達成できた。」とする回答割合は、相談後については85.4%、一定期間後については90.6%であった。</p> <p>③支給対象事業主39者のうち、35者(89.7%)について対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった。</p>		
	アウトプット指標						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を740件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成26年度以前は2か所で開催、平成27年度は5箇所で開催)</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数を前年度実績に対し2倍以上に増加させる。</p>	27年度実績	○ アウトプット指標 ×	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を1,365件であった。</p> <p>②平成27年度に開催したセミナー等の参加者は合計702名であった。</p>		
	アウトプット指標						
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題		上記目標未達成となった助成金については、①申請書類の見直しによる手続の簡略化及び相談センターにおける丁寧な相談対応により計画の作成や実施に係る申請者の負担の軽減を図るとともに、②助成金に係るリーフレット・ポスターの内容の見直し及び企業向けセミナー等の場を活用した更なる周知広報により助成金活用の拡充を図る。					
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期 309	27年度第二四半期 407	27年度第三四半期 277	27年度第四四半期 372
上記モニタリングの指標を設定できない理由			-				
評価	B		予算額又は手法等を見直し				

28年度事業概要	<p>昨年度と同様に事業を行う。</p> <p>①テレワーク・セミナー等 ②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント ③テレワークモデル実証事業 ④職場意識改善助成金(テレワークコース) ※平成28年度より、個人に対する支給上限額を増額 ⑤テレワーク表彰・シンポジウム ⑥業界団体と連携したテレワーク導入支援</p>						
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	職場改善意識助成金(テレワークコース)については、支給実績を踏まえ、予算額を減額した。				
28年度目標(アウトカム指標)	<p>① テレワーク・セミナーの労務管理の講義について、参加者にアンケート調査を実施し、「『在宅勤務ガイドライン』及び『VDTガイドライン』について理解することができた」旨の回答割合を80%以上とする。</p> <p>② テレワーク相談センターの相談事業において、相談者にアンケート調査を実施し、「問い合わせの目的が達成できた。」旨の回答割合を70%以上とする。</p> <p>③ 職場意識改善助成金(テレワークコース)について、助成金の支給対象となった中小企業事業主において、対象労働者が終日在宅でテレワークを実施した日数の週間平均が1日以上となった事業主を50%以上とすること。</p>						
中期的な目標	2020年には、テレワーク制度導入企業を2012年度比で3倍、子育て世代について、週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数を労働者数の10%にする。						
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	今年度の目標設定水準は、引き続きテレワークに係る労務管理等について理解されるよう、昨年度同様の水準とする。職場意識改善助成金(テレワークコース)は平成26年度に新設後から2年が経過しており、一定程度の支給実績の推移が把握できたことから、これを踏まえ、前年度実績を上回ることを目標として修正した。						
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)を1400件以上とする。</p> <p>②テレワーク・セミナーの集客数を合計700名以上とする。(平成27年度は5箇所で開催、平成28年度も同様)</p> <p>③職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給決定件数につき前年度実績を上回ることとする。</p>						
28年度重点施策との関係	1(2)②ワーク・ライフ・バランスの実現						
29年度要求に向けた事業の方向性	成長戦略、IT国家創造宣言等を踏まえ、引き続き、テレワーク相談センター及びテレワーク・セミナーの実施、職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給など、適正な労働条件下でテレワークの普及促進を図るため、必要な要求を行う。						
29年度重点施策との関係	-						
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	テレワーク相談センターに対する相談件数(「テレワーク相談センターホームページ」からの資料のダウンロード件数含む。)	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 329	28年度 第二四半期 523	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-						
その他特記事項	-						

## (労働基準局労働条件政策課)

事業名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進 (医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組)						事業番号 (28年度)	66-3					
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)						事業番号 (27年度)	72-3					
実施主体	厚生労働省、都道府県労働局、株式会社日本能率協会総合研究所、有限責任監査法人トーマツ						事業開始年度	平成24年度					
実施方法	<p>■直接実施        ■業務委託等（委託先等:株式会社日本能率協会総合研究所、有限責任監査法人トーマツ）  <input type="checkbox"/>補助金〔直接・間接〕（補助先: 実施主体: ）  <input type="checkbox"/>貸付（貸付先: ）  <input type="checkbox"/>その他（ ）</p>						担当係	働き方・休み方改善係					
事業／制度概要	目的 (何のため)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっていることから、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図るため。											
	対象 (誰ノ何を対象に)	医療機関に勤務する医療従事者等											
	事業・事業のスキーム (決定スキームを含む)	<p>①医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施。        ※【平成26年度～】各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」という。)等において、各都道府県労働局による委託により実施。</p> <p>②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、都道府県労働局の職員等を集めた全国会議等を開催。【平成25年度～】</p> <p>③勤務環境改善マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例及び支援センターの支援事例の収集・分析。【平成26年度～】</p> <p>④勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進。【平成26年度～】</p> <p>⑤医療機関の勤務環境改善に関する好事例を個々の医療機関が、その課題に応じて活用できるデータベースサイトの運用。【平成26年度～】</p>											
	実施体制	<p>①都道府県労働局において、随意契約(企画競争等)を経て、委託先を決定。</p> <p>②厚生労働省及び都道府県労働局において実施。</p> <p>③一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社日本能率協会総合研究所が実施。</p> <p>④一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、株式会社日本能率協会総合研究所が実施。</p> <p>⑤一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。</p>											
24年度予算額 (千円)	51,709	25年度予算額 (千円)	74,850	26年度予算額 (千円)	295,842	27年度予算額 (千円)	295,746	28年度予算額 (千円)	289,500				
うち行政経費	39,730	うち行政経費	56,529	うち行政経費	23,640	うち行政経費	25,700	うち行政経費	23,848				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	9,240	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	15,774	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	222,461	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	219,639	28年度雇用勘定予算額 ※予算執行率は行政経費を考慮していない	0(千円) 28年度一般勘定予算額: 0(千円)				
24年度 予算執行率(%)	77.1	25年度 予算執行率(%)	86.1	26年度 予算執行率(%)	81.7	27年度 予算執行率(%)	82.7						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっていることから、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた取組を図ることが必要である。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働災害の発生要因にもなる長時間労働等の厳しい勤務環境の改善に向けた医療機関の取組を支援するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。												
27年度目標	アウトカム 指標	①支援センター等における労務管理に関する相談支援について、「参考になった」と回答する利用者の割合は97.0%であった。 ②研修会出席者を対象としたアンケート結果によると、【参考になった】旨の回答が87.9%であった。 ③検討委員会を6・9・11・1・3月に定期的に開催月に実施し、平成28年3月に事業報告書をとりまとめ、効率的・効果的な支援業務の確立を行った。	27年度実績	アウト カム指 標	○	①すべての都道府県において、医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等を実施した。 ②アクセス件数は、36,653件。							
	アウトプット 指標			アウト プット 指標	×								
	27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	支援センターにおける相談支援等が適切に行われたこと、また、医療機関や支援センターにおける取組事例の収集やデータベースサイトの周知などに積極的に取り組んだため。											
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課題	引き続き、事業の適正な運営に努める。												
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的指標を設定)	指標 設定	データベースサイトのアクセス件数		左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期					
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	—												
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続										

28年度事業概要	<p>①医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施。  ※各都道府県が設置主体となる。医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「支援センター」とい。)等において、各都道府県労働局による委託により実施。  ②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、都道府県の職員等を集めた全国会議等を開催。  ③勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究。  ④勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進。  ⑤医療機関の勤務環境改善に関する好事例を個々の医療機関が、その課題に応じて活用できるデータベースサイトの運営。</p>										
26年度評価これまで踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続する。								
28年度目標(アウトカム指標)	<p>①支援センター等における労務管理に関する相談支援について、「参考になった」と回答する利用者の割合を80%以上とする。  ②普及促進事業のセミナー開催において、聴衆にアンケート調査を実施し、「医療勤務環境マネジメントシステムの説明は参考になった」旨の回答割合を80%以上とする。  ③定期的に開催する検討委員会において、調査・研究を実施し、報告書を取りまとめる。</p>										
中期的な目標	—										
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>①相談支援については、規模やニーズに応じ、利用者にとって役立つ内容となっているかを把握することが重要であるため。  ②セミナーの実施については、聴衆にとって役立つ内容となっているか把握することが重要であるため。  ③調査・研究については、報告書の取りまとめにおいて十分な議論を経ることが重要であるため。</p>										
28年度目標(アウトプット指標)	<p>①医療従事者の労務管理等の改善について、すべての都道府県において、相談支援等を行うための体制整備を行う。  ②データベースサイトのアクセス件数を30,000件以上とする。</p>										
28年度重点施策との関係	—										
29年度要求に向けた事業の方向性	平成29年度は、引き続き「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関等に対する相談支援等の実施及びその充実を図るとともに、医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境マネジメントシステムの効果的な普及促進を図るために、所要の予算要求を行う。										
29年度重点施策との関係	—										
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	データベースサイトのアクセス件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—										
その他特記事項	—										

## (労働基準局労働者生活課)

事業名	中小企業退職金共済事業経費							事業番号 (28年度)	67						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)							事業番号 (27年度)	73						
実施主体	(独)労働者退職金共済機構							事業開始年度	昭和34年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先:(独)労働者退職金共済機構 実施主体:(独)労働者退職金共済機構) <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他( )														
事業/制度概要	目的(何のため)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業労働者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。													
	対象(誰/何を対象に)	中小企業事業主・従業員													
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立するため、中小企業退職金共済制度への加入時に掛金の負担軽減措置を行う。													
	実施体制	(独)労働者退職金共済機構が事業を運営する。													
24年度予算額(千円)	2,039,598	25年度予算額(千円)	1,983,480	26年度予算額(千円)	1,946,720	27年度予算額(千円)	1,892,384	28年度予算額(千円)	1,912,497						
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-						
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,906,187	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,909,891	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,847,218	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	1,892,384	28年度雇用勘定予算額:6,168,189(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
24年度予算執行率(%)	93.5	25年度予算執行率(%)	96.3	26年度予算執行率(%)	94.9	27年度予算執行率(%)	100.0								
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。														
社会復帰促進等事業で行う必要性	中退共制度により支給される退職金は、賃金とみなされる民間の退職金と同等なものであるため、本制度による退職金の支払いは、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の事業(賃金の支払の確保を図るために必要な事業)に該当する。														
27年度目標	アウトカム指標	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成26年度末3,261,705)			27年度実績	アウトカム指標	○	在籍被共済者数が、前年度を上回った(平成28年2月末:3,320,010人)							
	アウトプット指標	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。				アウトプット指標	○	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15.03(28年1月時点)件であった。							
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	都道府県労働局、都道府県庁及び中小企業事業主団体等の関係機関との連携、普及推進員等を活用した企業訪問等により全国的な加入促進活動を行ったことや、他の退職金共済事業との連携による周知広報、制度の普及・加入の勧奨を図るため、マスメディアを積極的に活用するなど、効果的・効率的な加入促進活動を実施したため。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、関係機関等と連携し、解散存続厚生年金基金及び特定退職金共済事業を廃止した団体から中小企業退職金共済制度への資産の移換を促進するための周知広報の実施や、新規開業が多いサービス業分野へのアプローチを積極的に取り組むなど、制度の普及をより一層図る。														
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期						
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-														
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続												

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成できているところであり、引き続き施策を実施									
28年度目標(アウトカム指標)	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成27年度末3,261,705)											
中期的な目標	中期目標期間中(平成25年度～平成29年度)の5年間において、中退共事業で1,620,000人を加入させる。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	<p>本事業は、掛金減額によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度を確立し、労働条件を改善することにより、従業員の定着の促進、労働意欲の向上等による労働能率の向上を図るものであることから、より多くの中小企業で働く従業員が本事業の対象となることが重要である。</p> <p>短期的な景気変動による中小企業における雇用者数の増減と在籍被共済者数の増減は、必ずしも時期的に連動するものではないため、在籍被共済者の絶対数を増加させることを目標として設定することが適切である。</p>											
28年度目標(アウトプット指標)	普及推進員等1人あたりの未加入企業に対する訪問件数を平均月15件以上とする。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き、効果的・効率的な加入促進活動を行い、退職金制度の普及を図る。											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	新規加入被共済者数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。											

## (労働基準局労働者生活課)

事業名	労働者財産形成促進事業に必要な経費							事業番号 (28年度)	68								
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、中小企業退職金共済法)							事業番号 (27年度)	74								
実施主体	本省							事業開始年度	平成15年度								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )																
事業/制度概要	目的(何のため)	財形制度の普及促進を目的とする。															
	対象(誰/何を対象に)	事業主・労働者															
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	事業主及び労働者に対する制度の周知を実施する。															
	実施体制	直接実施															
24年度予算額(千円)	883	25年度予算額(千円)	587	26年度予算額(千円)	310	27年度予算額(千円)	310	28年度予算額(千円)	310								
うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310	うち行政経費	310								
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	573	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	277	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	310	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	—	28年度雇用勘定予算額:(千円)	—								
24年度予算執行率(%)	100.0	25年度予算執行率(%)	100.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	—	28年度一般勘定予算額:(千円)	—								
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	財形制度は、労働者の財産形成を促進するうえで重要な制度であるが、依然として多くの企業で制度の立ち遅れが見られるため事業主及び労働者に対する制度の周知等を実施する必要がある。																
社会復帰促進等事業で行う必要性	財形制度は、労使協定を締結して控除した労働者の賃金の一部を積み立て、年金や住宅取得などの原資として将来的に労働者に支払われる仕組みであることから、財形制度を適切に運営していくことは、労働者に対する賃金の支払いの確保を図ることとなるものであり、本制度に係る周知経費は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に基づく事業(賃金の支払の確保を図るために必要な事業)に該当する。																
27年度目標	アウトカム指標	—		27年度実績	アウトカム指標 ○	—											
	アウトプット指標	—			アウトプット指標 ×	—											
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	—																
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	—																
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—			左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期	27年度第二四半期	27年度第三四半期	27年度第四四半期								
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—																
評価	—			—													

28年度事業概要	財形制度に関するリーフレット等を作成し、事業主及び労働者に対して制度の周知を実施する。							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	—						
28年度目標(アウトカム指標)	労働者財産形成促進事業費補助金事業は、平成19年4月に制度が廃止(平成26年度までは、経過措置で事業を継続)された。したがって、平成28年度予算は「行政経費」のみとなっており、年度目標は立てていないもの。							
中期的な目標	—							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	—							
28年度目標(アウトプット指標)	—							
28年度重点施策との関係	—							
29年度要求に向けた事業の方向性	—							
29年度重点施策との関係	—							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	—							
その他特記事項	—							

## (政策統括官付労働政策担当参事官室)

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費							事業番号 (28年度)	69						
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	75						
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構							事業開始年度	平成15年度						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金【直接・間接】(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> ■その他(運営費交付金)														
事業/制度概要	目的(何のため)	労働行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。													
	対象(誰/何を対象に)	労働行政職員													
	事務/事業のスキーム(決定スキームを含む)	成果目標を含む事業の大枠については、国が決定する中期目標を受け機構において策定する中期計画等で定めている。具体的な研修内容等については、厚生労働省のニーズを把握した上で、機構において毎年度、研修実施計画を策定している。													
	実施体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施													
24年度予算額(千円)	116,024	25年度予算額(千円)	110,123	26年度予算額(千円)	111,224	27年度予算額(千円)	109,082	28年度予算額(千円)	106,986						
うち行政経費	106,865	うち行政経費	101,057	うち行政経費	102,390	うち行政経費	100,338	うち行政経費	98,331						
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,159	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	9,066	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	8,834	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	8,744	28年度雇用勘定予算額:1,869,551(千円) 28年度一般勘定予算額:407,359(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない							
24年度予算執行率(%)	100.0	25年度予算執行率(%)	100.0	26年度予算執行率(%)	100.0	27年度予算執行率(%)	100.0								
事業/制度の必要性(緊要性がある場合はその旨記載)	労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要なものである。労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要なものである。労働行政職員研修は、地方組織も含めた全国の労働行政職員に対し、法令等に基づいた施策の適正かつ的確な遂行を担保するために必要なものである。														
社会復帰促進等事業で行う必要性	労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等を図るという趣旨から、社会復帰促進等事業で行うことが必要である。														
27年度目標	アウトカム指標	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	27年度実績	○ ×	アウトカム指標	○ ×	①達成(実績:97.0%) ※有意義だったとの回答数(3,947名)／研修生に対するアンケート調査数(4,068名)。 ②達成(実績:97.4%) ※役立っているとの回答数(2,858名)／上司に対する事後調査数(2,933名)。								
	アウトプット指標						達成(実績:86コース)								
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。 アウトプット指標については、厚生労働省と調整のうえ、効果的かつ効率的に実施することで、目標を達成することができた。														
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	引き続き、事業の適切な実施に努める。														
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	左記指標についての事業実績等	27年度第一四半期 ①96.8% ②97.2%	27年度第二四半期 ①96.4% ②97.4%	27年度第三四半期 ①97.6% ②97.5%	27年度第四四半期 ①97.6% ②97.4%(1月分まで集計)								
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-														
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。													

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。									
28年度目標(アウトカム指標)	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。											
中期的な目標	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第3期中期目標・中期計画に定めた数値目標を設定。 なお、アウトプット指標については、毎年度策定する研修実施計画において定めた数値目標を踏まえ設定している。											
28年度目標(アウトプット指標)	研修実施コース数(79コース以上)											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定) 指標設定	①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。			左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期 ①96.7% ②—	28年度 第二四半期 ①97.7% ②—	28年度 第三四半期 -	28年度 第四四半期 -				
上記モニタリングの指標を設定できない理由	-											
その他特記事項	独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。											

## (政策統括官付労働政策担当参事官室)

事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費							事業番号 (28年度)	70				
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令:独立行政法人労働政策研究・研修機構法第12条、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	76				
実施主体	(独)労働政策研究・研修機構							事業開始年度	平成16年度				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接)・間接〕(補助先: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input checked="" type="checkbox"/> ■その他(施設整備費補助金)							実施主体:	)				
事業 制度 概要	目的 (何のため)	(独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進める。											
	対象 (誰/何を対象に)	(独)労働政策研究・研修機構の施設・設備											
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	中期計画等で施設・設備の具体的な改修・更新計画を定めており、これに基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構から国に対して施設整備費補助金の交付申請があった際は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助金の交付が適正であるかの確認を行っているほか、工事終了後は補助事業等実績報告書や工事現場写真等の施工状況の分かる資料の速やかな提出を求め、また、聞き取り調査による確認も行い、十分に精査したうえで交付を決定する。											
	実施 体制	(独)労働政策研究・研修機構で実施											
24年度予算額 (千円)	54,060	25年度予算額 (千円)	47,679	26年度予算額 (千円)	66,985	27年度予算額 (千円)	53,766	28年度予算額 (千円)	54,805				
うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—	うち行政経費	—				
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	46,123	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	33,634	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	66,166	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	53,204	28年度雇用勘定予算額:138,092(千円) 28年度一般勘定予算額:0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない					
24年度 予算執行率(%)	85.3	25年度 予算執行率(%)	70.5	26年度 予算執行率(%)	98.8	27年度 予算執行率(%)	99.0						
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	(独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新を進めることは必要不可欠である。												
社会復帰促進等 事業で行う必要性	労働基準監督や安全衛生等に関する研修は、労働行政の現場で、適切な施策の実施のために必要なものであり、労働者の安全衛生の確保等に資する者であることから、その研修の実施施設である労働大学校の施設整備について社会復帰促進等事業で行うことが必要である。												
27年 度目標	アウトカム 指標	①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。	27年 度実 績	アウト カム指 標	○	①達成(平成27年度においては、「契約監視委員会」を4回開催し、契約の点検等を実施した。 ②達成(契約締結状況をホームページで公表した。)							
	アウトプット 指標					達成(平成27年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学校において、給排水衛生設備工事を実施した。)							
27年度目標を達成(未達成)の理由 (原因)	施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。												
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き、事業の適切な実施に努める。												
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量 的指標を設定)	指標 設定	-	左記指標に ついての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期						
				-	-	-	-						
上記モニタリン グの指標を設定 できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、定量化の指標を示すことができないため。												
評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続											

28年度事業概要	平成27年度と同様											
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続。									
28年度目標(アウトカム指標)	<p>①「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。</p> <p>②契約状況については、(独)労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。</p>											
中期的な目標	(独)労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、改修、更新を計画的に進める。											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、利用者の満足度等の測定にはなじまないが、それに代わり、施設の改修、更新を適切に実施するための目標を設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	平成28年度施設整備に関する計画に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施するなどして、施設・整備の計画的な改修・更新を進める。											
28年度重点施策との関係	-											
29年度要求に向けた事業の方向性	引き続き実施											
29年度重点施策との関係	-											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由	「独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費」は、同機構の施設、設備の改修、更新等を行う事業であり、満足度等の測定にはなじまないため。											
その他特記事項	独立行政法人評価に関する有識者会議の意見を踏まえた厚生労働大臣の平成27年度業務実績評価は、中期計画における所期の目標を達成しているとしている。											

## (労働基準局労働関係課労働紛争処理業務室)

事業名	個別労働紛争対策費 【28年度重点的目標管理事業】						事業番号 (28年度)	71	
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律)						事業番号 (27年度)	77	
実施主体	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会						事業開始年度	平成13年度	
実施方法	<p>■直接実施 ■業務委託等(委託先等: 公益社団法人労働基準関係団体連合会) □補助金【直接・間接】(補助先: 実施主体) □貸付 □その他( )</p>								
事業／制度概要	目的(何のため)	以前の個別紛争は解雇、雇止め、配置転換等労働条件に係るもののが多かったが、近年、いじめ、嫌がらせ、パワハラに係る個別紛争が3年連続で最多となっており、内容も複雑困難となっている。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルであることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速、無料による紛争解決を目的として事業を行っている。							
	対象(誰／何を対象に)	<p>○直接実施部分(総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導及びあっせん)においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に労働相談等を行う。 ○業務委託部分においては、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争解決の自主解決のための人事育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。</p>							
	事務・事業のスキーム(決定スキームを含む)	<p>①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国380箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事業に応じ都道府県労働局による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、無料の制度であり、さらに民事訴訟に比べると厳密な事実認定などに時間が要らないため、簡易・迅速に行うことができる。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国755名)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。全国380名)が行っている。 ②平成27年度においては、企画競争公益社団法人全国労働基準関係団体連合会に委託し、労使団体、労働法学者、弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対する法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。</p>							
	実施体制	労働紛争調整官:74名 総合労働相談コーナー:全国380箇所 総合労働相談員:755名 紛争調整委員:381名							
24年度予算額(千円)	715,490	25年度予算額(千円)	754,713	26年度予算額(千円)	744,154	27年度予算額(千円)	742,489	28年度予算額(千円)	758,572
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	
24年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	697,971	25年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	731,573	26年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	721,657	27年度決算額 ※行政経費を除く(千円)	713,056	28年度雇用勘定予算額:758,555(千円) 28年度一般勘定予算額:70,249(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない	
24年度 予算執行率(%)	97.6	25年度 予算執行率(%)	96.9	26年度 予算執行率(%)	97.0	27年度 予算執行率(%)	96.0		
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合はその旨記載)	総合労働相談は7年連続100万件を超える状況であり、「いじめ、嫌がらせ、パワハラ」といった複雑困難な相談内容が3年連続最多となっている。また、依然として不当な解雇、雇止めや労働条件の引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」は、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。								
社会復帰促進等 事業で行う必要性	総合労働相談窓口に寄せられる相談内容や助言・指導の申出内容は、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等種々あるが、これらの問題を解決することは、社会的に大きな問題となっている精神障害等の労働災害防止による労災保険給付の抑制に資するものであることから、社会復帰促進等事業の「安全衛生確保等事業」として実施しているところである。								
27年度目標	アウトカム 指標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を94%以上とする。	27年度 実績	アウトカム指標 ○ ×	99.1% 8,874件(1ヶ月以内終了件数)／8,954件(手続終了件数)				
	アウトプット 指標	助言・指導申出受付件数(平成27年度計画数:428件) (数値の根拠)平成22~26年度における申出受付件数の平均値		アウト プット 指標 ○ ×	8,925件				
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	判例・法令等に基づき、紛争当事者に対して、個別労働紛争の問題点を指摘するとともに、解決の方向性を示唆することによって、紛争の迅速な解決を図ることが出来たため。								
理由(原因)を踏まえた改善すべき事項、今後の課題	目標を達成しており、増加する個別労働紛争の実情に即した、迅速・かつ適正な解決のために不可欠な事業であることから、引き続き事業の適切な実施に努める。								
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	—	左記指標についての事業実績等	27年度 第一四半期 —	27年度 第二四半期 —	27年度 第三四半期 —	27年度 第四四半期 —		
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は高止まりしており、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとして、政策的に反映できる要因になる可能性は低いと思われる。								

評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
28年度事業概要	平成27年度と同様							
26年度評価とそれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	A	成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続					
28年度目標(アウトカム指標)	紛争の実情に即した迅速かつ適正な紛争の解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合を94%以上とする。							
中期的な目標	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る。							
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が増加傾向にあり、景気が回復してきている現在においても申出件数が高止まりしている中、ほぼ一定の人員・予算で同水準の処理の迅速性を確保してきている。当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。したがって、今後とも迅速な解決紛争の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申し出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。							
28年度目標(アウトプット指標)	助言・指導申出件数 8,384件 (数値の根拠)平成18~27年度における申出件数の平均値							
28年度重点施策との関係	3-(1)-④ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化							
28年度要求に向けた事業の方向性	相談件数はここ最近、若干減少しているものの依然として高水準で推移しており、いじめ・嫌がらせなど相談内容も多様化している。しかし、労働紛争に係る解決である本制度の役割は、「簡易・迅速」等であり、当該役割を損なわないため、既に行つた取組に加え、あっせんの参加率向上に向けた取組と総合労働相談員の積極的な活用を図り、より一層の簡易、迅速・適正な相談・助言等を推進してまいりたい。							
29年度重点施策との関係	-							
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	-	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期	
上記モニタリングの指標を設定できない理由	助言・指導の処理件数は高止まりしているが、このような状況においても、助言・指導の手続終了件数に占める1ヶ月以内の終了の割合は高位安定に推移している実績があり、アウトカム指標を達成している。このような現状であるため、四半期単位でより細かく調査を行ったとしても、政策的に反映できる可能性は低いと思われる。							
その他特記事項								

## (労働基準局労働関係法課)

事業名	雇用労働相談センター設置・運営経費							事業番号 (28年度)	72							
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)							事業番号 (27年度)	78							
実施主体	民間団体							事業開始年度	平成26年度							
実施方法	<p>□直接実施  <b>■業務委託等</b> (委託先等:福岡市センター、新潟市センター、愛知県センター:有限責任監査法人トーマツ、          関西圏センター:大阪府社会保険労務士会、東京圏センター:(株)ドリームインキュベータ)</p> <p>□補助金 [ 直接・間接 ] (補助先: ) 実施主体: )</p> <p>□貸付 (貸付先: )</p> <p>□その他 ( )</p>															
事業 ／ 制度 概要	目的 (何のため)	国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、「雇用労働相談センター」を設置し、弁護士等による法律相談等を行うもの。														
	対象 (誰／何を 対象に)	新規開業直後の企業及びグローバル企業等を対象に雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、相談その他の援助を行うもの。														
	事務・事業 のスキーム (決定スキームを含む)	<p>国家戦略特別区域(以下、「特区」という。)内に雇用労働相談センターを設置し、主として以下の事業を行う。          (なお、雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づき、各特区に定められる国家戦略特別区域計画に雇用労働相談センターの設置が明記され、内閣総理大臣により認定された場合に、設置されるものである。)</p> <p>(1) 雇用労働相談員(社会保険労務士等)による電話相談、窓口相談等の対応          (2) 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応          (3) 個別訪問指導          (4) セミナーの開催</p>														
	実施 体制	<p>①福岡市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成26年11月29日設置)          ②関西圏センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、大阪府社会保険労務士会が実施。(平成27年1月7日設置)          ③東京圏センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、(株)ドリームインキュベータが実施。(平成27年1月30日設置)          ④新潟市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成27年10月29日設置)          ⑤愛知県センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年4月25日設置)          ⑥仙台市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、アデコ株式会社が実施。(平成28年6月28日設置)          ⑦広島県・今治市センター:一般競争入札(総合評価落札方式)を経て、有限責任監査法人トーマツが実施。(平成28年10月28日設置予定)</p>														
24年度予算額 (千円)	-	25年度予算額 (千円)	-	26年度予算額 (千円)	249,259	27年度予算額 (千円)	249,226	28年度予算額 (千円)	360,570							
うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費	-	うち行政経費								
24年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	25年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	-	26年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	54,918	27年度決算額 ※行政経費を除く (千円)	195,094	28年度雇用勘定予算額:360,570(千円) 28年度一般勘定予算額:0(千円) ※予算執行率は行政経費を考慮していない								
24年度 予算執行率(%)	-	25年度 予算執行率(%)	-	26年度 予算執行率(%)	22.0	27年度 予算執行率(%)	78.3									
事業/制度の必要性 (緊要性がある場合は その旨記載)	平成25年10月18日付け日本経済再生本部決定の「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」において、「新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、『雇用労働相談センター(仮称)』を設置する。」とされている。これを受けて、平成25年12月7日に成立した「国家戦略特別区域法」においては、個別労働関係紛争を未然に防止すること等により、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととするとしている。															
社会復帰促進等 事業で行う必要性	本事業は、新規起業、グローバル企業等に安全衛生管理や労働時間制度を含めた日本の雇用ルールを適切に理解していただくことで、労働災害の防止や長時間労働の抑制に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業で行う必要がある。 なお、この事業の予算は、労災、雇用勘定で折半している。															
27年 度目 標	アウトカム 指標	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を70%以上とする。							アウトカム指 標	○ 目標の70%を超える99.9%の利用者から「相談対応に満足できた。」との回答を得た。  ×						
	アウトプット 指標	雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、27人以上とする。 (※27年度にセンターを設置している東京圏センター、関西圏センター、福岡市センターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人)/3=27人))							27年 度実 績	○ 1回当たりのセミナーの集客数は、平均して29.5人となり、目標の27人を超えた。  ×						
27年度目標を達成(未達成)の理由(原因)	アウトカム指標については、丁寧な相談対応に努めたことにより、目標値を超える回答を得ることができた。 アウトプット指標については、積極的な周知を図ったことにより、目標値を超える集客を得ることができた。															
理由(原因)を踏 まえた改善すべき 事項、今後の課 題	引き続き事業の適正な運営に努める。															
四半期単位での 事業実績等のモ ニタリング(定量的 な指標を設定)	指標 設定	福岡市グローバル創業・雇用創出特区における1回あたりのセミナーの集客数			左記指標に についての事 業実績等	27年度 第一四半期	27年度 第二四半期	27年度 第三四半期	27年度 第四四半期							
						22	21.75	25.75	41.5							

上記モニタリングの指標を設定できない理由	—											
評価	A		成果目標を達成しているところであり、引き続き施策を継続									
28年度事業概要	27年度と同様											
26年度評価でこれを踏まえた28年度事業の見直し	26年度評価	B	セミナーの客数を増やすため、セミナー内容の工夫や効果的な周知を行うとともに、セミナー時間数等を見直すことにより、セミナー開催に係る予算額の縮減を図った。									
28年度目標(アウトカム指標)	雇用労働相談センターにおける雇用労働相談員及び弁護士による相談対応について、「相談対応について満足できた」旨の回答を90%以上とする。											
中期的な目標	—											
28年度目標の目標設定の理由及びその水準の考え方 (アウトカム指標設定が困難な場合はその理由)	相談利用者が満足できる相談対応を行うことが重要であることから、目標設定した。											
28年度目標(アウトプット指標)	雇用労働相談センターにおける1回当たりのセミナーの集客数について、24人以上とする。 (※東京圏センター、関西圏センター、福岡市センター、新潟市センター、愛知県センターにおけるそれぞれの集客目標の平均値((30人+20人+30人+20人+20人)/5=24人)) 各雇用労働相談センターにおける1ヶ月の平均相談件数を、58件(センター設置以降の1ヶ月当たりの平均相談実績の20%増)以上とする。											
28年度重点施策との関係	—											
29年度要求に向けた事業の方向性	各雇用労働相談センターにおける執行実績を踏まえるとともに、今後、特区の追加指定により新たに雇用労働相談センターの設置が見込まれることを踏まえ、必要な要求を行う。											
29年度重点施策との関係	—											
四半期単位での事業実績等のモニタリング(定量的な指標を設定)	指標設定	各雇用労働相談センターの1ヶ月の平均相談件数	左記指標についての事業実績等	28年度 第一四半期	28年度 第二四半期	28年度 第三四半期	28年度 第四四半期					
上記モニタリングの指標を設定できない理由												
その他特記事項												